

文部科学省 高等教育局 御中

令和 7 年度先導的大学改革推進委託事業
「高等教育機関の教育コスト算定基準に関する調査研究」
報告書

MRI 三菱総合研究所

2026 年 3 月 17 日

組織・人材戦略本部

本報告書は、文部科学省の先導的₁大学改革推進委託事業委託費による委託業務として、株式会社三菱総合研究所が実施した令和7年度「高等教育機関の教育コスト算定基準に関する調査研究」の成果を取りまとめたものです。

従って、本報告書の複製、転載、引用等には文部科学省の承認手続きが必要です。

本事業において採用した考え方と調査範囲について

本事業は、中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」(令和7年2月21日)において、高等教育改革を支える支援方策の在り方として、「現在必ずしも視覚化されていない教育コストについて、現代的な高等教育機関を取り巻く環境や、より質の高い教育研究の実施も念頭に、必要となるコストを明確にした上で、それに基づき、高等教育機関全体での必要コストを算出し、社会に広くその必要性を訴えかけていくべき」との考え方が示されたことが端緒となっている。

日本の高等教育機関における教育コストを算定する取組は、これまで、一般社団法人国立大学協会が国立大学法人におけるコストの見える化検討会を設置し、「国立大学法人におけるコストの「見える化」検討について(最終まとめ)」(令和3年3月)を取りまとめている。また、各大学においても、教育コスト算定のための試行が行われているところである。こうした大学の実務に沿った教育コスト算定は、各大学の実際の教育関係の支出を可視化することになるが、それはあくまでも過去の実績に基づく算定であり、将来どのようなコストを投資すればよりよい教育が提供可能となるか、という上記中央教育審議会答申の課題提起には十分応えることが難しいといえる。

つまり、実際の支出を見える化することから、投資を呼び込むための教育コスト算定へ、発想を転換する必要がある。この発想の転換を、本事業で設置した検討会議では「コストイングからファンディングへ」と呼ぶこととした。

こうした考え方を背景に、本事業では、海外でファンディングの考え方に基づいて教育コスト算定を行っている事例を収集することとした。また、ファンディングの考え方に基づいた教育コスト算定に当たっては、大学の会計実務上実用できる水準とするまでに複数の論点があり、それらを整理する必要があることも事業の中で提示した。具体的には、①教育コストに関する政策方針のレベルでの論点整理、②教育コスト算定基準や算定制度の策定のレベルでの論点整理、③教育コスト算定結果の活用のレベルでの論点整理である。この三つのカテゴリの論点を整理した上で、大学の実務の現場での論点整理や実際の教育コスト算定に進むことが可能となると考えられる。

そこで、本事業では、主としてファンディングの発想で教育コスト算定を行っている海外事例の調査を実施し、それらの事例を日本に適用する際に発生し得る論点を上記①～③のレベルで整理することとした。したがって、大学実務の現場での実際の教育コスト算定については本事業の対象外となることに留意されたい。

目次

1. 本事業の概要と論点整理	5
1.1 本事業の目的.....	5
1.2 外部有識者による検討会議の設置・運営	5
1.3 本事業の論点	6
1.4 本報告書の構成	7
2. OECD 加盟国の高等教育機関の教育コストの算定に係る政策目的等の整理・比較分析	8
2.1 調査対象国.....	8
2.2 調査項目	8
2.2.1 算定基準の有無.....	8
2.2.2 政策目的.....	9
2.2.3 算定基準の内容	9
2.2.4 質の高い教育の実施に必要なコスト算定の有無・内容	9
2.3 調査結果	10
2.3.1 サマリー	10
2.3.2 各国整理表.....	12
2.3.3 参照先一覧.....	27
3. 高等教育機関に対する投資・収入増を想定している国を対象とした教育コスト算定基準や算定制度等調査.....	60
3.1 調査対象国.....	60
3.2 調査方針	61
3.3 調査結果	62
3.3.1 イギリス.....	62
3.3.2 スイス	80
3.3.3 オーストラリア.....	102

3.3.4 シンガポール	122
3.3.5 アメリカ(バージニア州)	129
3.3.6 アメリカ(アリゾナ州)	140
3.3.7 韓国	149
4. 高等教育に必要な教育コスト算定に向けた課題及び対応方策	158
4.1 調査概要	158
4.2 調査方法	158
4.2.1 有識者ヒアリング対象者	158
4.3 高等教育に必要な教育コスト算定に向けた課題及び対応方策	158
4.3.1 課題に関する論点整理(深堀対象国における対応)	158
4.3.2 海外における教育コスト算定に関する基準等を国内大学に適用する場合に想定される課題及び解決方策	166

単位・略称の一覧

本報告書では、以下のとおり略称の統一を図る。

略称

本報告書での表記	正式名称・意味など
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development / 経済協力開発機構
EU	European Union / 欧州連合
TRAC	Transparent Approach to Costing / 透明性のあるコスト算定手法
FEC / fEC	Full Economic Cost / 完全経済コスト
MBGA	Maximum basic grant amounts / 基礎補助金最大額
CSP	Commonwealth Supported Place / 支援学生枠(補助学生数上限)
EFTSL	Equivalent Full-Time Student Load / フルタイム学生換算数
CGS	Commonwealth Grant Scheme / コモンウェルス補助金制度
HERDC	Higher Education Research Data Collection / 高等教育研究データ収集(オーストラリア)
RSF	Research Support Fund / 研究支援基金(カナダ)
HEA	Higher Education Authority / アイルランド高等教育庁
RGAM	Recurrent Grant Allocation Model / 継続的補助金配分モデル(アイルランド)
SUHF	The Association of Swedish Higher Education Institutions / スウェーデン大学・高等教育機関協会
IPEDS	Integrated Postsecondary Education Data System / 統合高等教育データシステム
NACUBO	National Association of College and University Business Officers / 全米大学事業担当者協会
OMB	Office of Management and Budget / 行政管理予算局
CASB	Cost Accounting Standards Board / 原価計算基準委員会
HFKG	Hochschulförderungs- und -koordinationsgesetz / 高等教育促進・調整連邦法
KLRV	Kosten- und Leistungsrechnungsverordnung / 大学原価計算規則(オーストリア)
KEN	Koeficient ekonomické náročnosti / 経済的負担係数(チェコ)
FEES	Fondo Especial para la Educación Superior / 高等教育特別基金(コスタリカ)
OPES	Costa Rica government office / コスタリカ政府部局
ICES	Índice de Costos de la Educación Superior / 高等教育コスト指数(コロンビア)
PBRF	Performance-Based Research Fund / 成果主義研究資金(ニュージーランド)
TDI	TDI full-cost model / TDI フルコストモデル(ノルウェー)
KOTA	KOTA database / 大学データベース(フィンランド)
WHW	Wet op het hoger onderwijs en wetenschappelijk onderzoek / オランダ高等教育・研究法
Lumpsum	Lump-sum funding model / 一括交付金方式
KapVO	Kapazitätsverordnung / 大学定員算定令(ドイツ)

E&G	Educational and General Expense / 教育・一般経費
ABOR	Arizona Board of Regents / アリゾナ州大学評議会
MSI	Margin for Sustainability and Investment / 持続可能性と投資のためのマージン
UKRI	UK Research and Innovation / 英国研究・イノベーション機構
OfS	Office for Students/学生局
JCPSTG	The Joint Costing and Pricing Steering Group/原価計算・価格設定合同推進グループ
TRSG	Transparency Review Steering Group/透明性レビュー運営委員会
EBITDA	Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization / 利払い前・税引前・償却前利益
FTE	Full-Time Equivalent / フルタイム換算
HECS	Higher Education Contribution Scheme/高等教育拠出金制度
HECS-HELP	Higher Education Loan Program / 高等教育ローンプログラム
MGT	Managed Growth Target/国内学生の最大受け入れ枠

1. 事業の概要と論点整理

1.1 本事業の目的

我が国における高等教育機関(主として、大学、大学院)における質の高い教育の実施に必要な教育コスト算定に向けて、諸外国における教育コスト算定に関する仕組みや基準等及び、国内において質の高い教育の実施に必要なコストを算定するための課題等を調査し、その課題解決に向けた方策を示す。

具体的には以下を実施する。

- 外部有識者による委員からの助言等を得るための委員会設置・運営
- 文献調査の実施
- 海外・国内ヒアリングの実施
- 質の高い教育の実施に必要な教育コスト算定基準の策定に向けた課題及び対応方策の提示

1.2 外部有識者による検討会議の設置・運営

学識者及び大学実務者を委員とする検討会議を設置し、以下のとおり4回の会議を開催した。

表 1-1 高等教育機関の教育コスト算定基準に関する検討会議 委員名簿(五十音順、敬称略)

氏名	所属・役職
青木 志帆	東京大学経営企画部 GX 推進課長/IRデータ室副室長
川崎 成一	名古屋産業大学 教授
◎木村 彰吾	名古屋大学 副総長
菅原 貴史	学校法人文化学園 学園本部経理部長
濱中 義隆	国立教育政策研究所 高等教育研究部長
山本 清	東京大学 名誉教授

(◎が座長)

表 1-2 高等教育機関の教育コスト算定基準に関する検討会議 開催概要

回数	アジェンダ
第 1 回 (10 月 30 日)	<ul style="list-style-type: none"> ● 本事業の概要について ● OECD 加盟国の高等教育に係る文献調査について ● 諸外国における教育コスト算定事例について【ヒアリング】 ● 今後の調査方針及び検討すべき課題について意見交換
第 2 回 (12 月 18 日)	<ul style="list-style-type: none"> ● OECD 加盟国における高等教育制度等の文献調査について ● 海外調査の調査項目について ● 諸外国における教育コスト算定事例について【ヒアリング】 ● 今後の調査方針及び検討すべき課題について意見交換
第 3 回 (2 月 9 日)	<ul style="list-style-type: none"> ● OECD 加盟国の高等教育に係る文献調査について ● 海外調査の進捗状況について ● 海外における教育コスト算定基準等を国内大学に適用する場合に想定される課題等【ヒアリング】 ● 今後の調査方針及び検討すべき課題について意見交換
第 4 回 (3 月 2 日)	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外調査の進捗状況について ● 報告書案について ● 報告書案及び今後検討すべき論点について意見交換

1.3 本事業の論点

調査及び検討会議での議論を通じて、本事業のテーマを以下の 4 つのカテゴリに分類し、論点を整理した。

カテゴリ	各カテゴリにおける論点
教育コストに関する 政策方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 高等教育の教育コストを可視化する意義をどのように見出しているか ● 高等教育の教育コストの可視化を行うときにどのような制度を根拠とすべきか ● 当該国における高等教育投資における公私費負担はどのようにすべきか ● 教育コストに対する公的投資の制度に、どのような観点で計算式や基準等を設定すべきか
(社会的投資増となっ ている国における)教 育コスト算定基準や 算定制度の制定	<ul style="list-style-type: none"> ● 国は各教育機関に対して教育コスト算定のインセンティブを付与しているか ● 国は教育コストを算定するフォーミュラ(方程式)を明示しているか ● 国が教育コストに含める各費目とそのコストドライバーについて定めているか ● 国はコストドライバーデータの収集方法(例:学術スタッフの教育活動時間データの収集方法)についてガイドラインやテンプレート、質問票を用意しているか

教育コスト算定結果の活用方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 国は高等教育行政のなかで、どのように算出された教育コストを活用しているか(財政当局とのコミュニケーション、情報公開等) ● 大学が内部マネジメントの観点から教育コストをどのように活用しているか ● 学生・保護者が教育コストの観点から高等教育機関をどのように見ているか ● 社会(OBOG、市民等)や産業界が教育コストの観点から高等教育機関をどのように見ているか
教育コストを踏まえた各大学の対応・実務	(本事業では教育コスト算定基準や算定制度の制定を中心に扱うため、当該カテゴリの論点整理は今後の検討)

1.4 本報告書の構成

本事業のテーマについて、以降の2章、3章で取りまとめ、これらの内容を踏まえ、教育コストに関する政策方針、教育コスト算定基準や算定制度の制定、教育コストの活用方法について論点に対する課題及び解決策案を4章に取りまとめた。

カテゴリ	調査手法	報告書該当章
教育コストに関する政策方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 文献調査における政策背景調査(OECD加盟国調査) (日本の政策方針の在り方については本事業の検討対象外)	<ul style="list-style-type: none"> ● 報告書第2章 ● 報告書第4章(調査結果を踏まえた日本への適用可能性等の検討)
(社会的投資増となっている国における)教育コスト算定基準や算定制度の制定	<ul style="list-style-type: none"> ● 文献調査による深堀調査 ● 海外関係機関ヒアリング ● 国内有識者ヒアリング(第3回検討会議委員発表を含む) (本事業のメインテーマ)	<ul style="list-style-type: none"> ● 報告書第3章 ● 報告書第4章(調査結果を踏まえた日本への適用可能性等の検討)
教育コスト算定結果の活用方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 文献調査による深堀調査 ● 海外関係機関ヒアリング ● 国内有識者ヒアリング(第3回検討会議委員発表を含む) (本事業では副次的テーマ)	<ul style="list-style-type: none"> ● 報告書第3章 ● 報告書第4章(調査結果を踏まえた日本への適用可能性等の検討)
教育コストを踏まえた各大学の対応・実務	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内有識者ヒアリング(第3回検討会議委員発表を含む) 	

2. OECD 加盟国の高等教育機関の教育コストの算定に係る政策目的等の整理・比較分析

諸外国の高等教育機関の教育コスト算定制度の概要を把握するため、OECD 加盟国(日本を除く計 37 か国)及びシンガポールの高等教育機関の教育コスト算定制度について、生成 AI ツールを活用して情報を収集、内容を確認・整理し、比較分析を実施した。

2.1 調査対象国

OECD に加盟している全 38 か国のうち、日本を除く計 37 か国について調査した。37 か国は以下のとおり¹。

- EU 加盟国(22 か国):ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、フィンランド、スウェーデン、オーストリア、デンマーク、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、アイルランド、チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア、エストニア、スロベニア、ラトビア、リトアニア
- その他(日本を除く 15 か国):イギリス、アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、スイス、ノルウェー、アイスランド、トルコ、韓国、チリ、イスラエル、コロンビア、コスタリカ

また、OECD 非加盟国だが、高等教育機関の教育コスト算定制度に特徴のある、シンガポールについても調査した。

2.2 調査項目

2.2.1 算定基準の有無

各国において、高等教育機関の教育コスト算定制度があるかについて、全国统一基準あり、地域別基準あり、一部導入、といった類型で整理した。

(1) 制度概要

各国における高等教育機関の教育コスト算定制度の概要について調査・整理した。

¹ 経済産業省「OECD(経済協力開発機構)」https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/oecd/index.html
(2026 年 1 月 23 日閲覧)

2.2.2 政策目的

高等教育機関の教育コスト算定制度を定める政策上の目的として想定される以下の4点について、調査した。なお、それぞれの点について、国ごとに充足度合いが異なるため、3種類の評価記号「○」「△」「×」を用いて、各政策目的を十分達成している場合、部分的に達成している場合、達成が不十分な場合を示した。政策目的の4点及びそれぞれの評価観点について、具体的には以下のとおり。

- 説明責任(透明性):制度がコスト算定根拠の明示や情報公開を促す度合いで評価
- 合理性・公平性(資金配分の妥当性):コスト算定を活用した資金配分が需要・規模に見合い格差是正に資するかで評価
- 財政持続性(安定的な資金確保):コスト算定を活用した財政スキームが長期的運営に耐えるかで評価
- 政策インセンティブ(改善誘導効果):制度が大学の質向上行動を促す仕掛けの度合いで評価

2.2.3 算定基準の内容

高等教育機関の教育コスト算定制度の基準について、以下2点の内容を調査・整理した。

- 算定範囲
- 算定対象経費(費目)

2.2.4 質の高い教育の実施に必要なコスト算定の有無・内容

高等教育機関の教育コスト算定制度の中で、質の高い教育を実施するに当たり必要なコストまで算定しているかについて、以下3種類(「◎」「○」「△」)の評価に分けて整理した。

- ◎:財政・収入制約にとらわれない形で現状の必要コストを算定しており、かつ将来必要なコストも勘案している
- ○:財政・収入制約にとらわれない形で現状の必要コストを算定しているが、将来必要なコストまでは勘案していない
- △:財政・収入制約を前提に一定の基準(既存予算や支出実績等からの按分等)で教育コストを配分している
- ×:教育コストの配分に関して言及無し

2.3 調査結果

2.3.1 サマリー

各国別の調査結果は 1.1.1 に記載しているが、各国横断でみた示唆は概ね以下のとおり。

- 公的算定基準の有無
 - 公的算定基準が全くない国は珍しく、全国统一/地域別等の違いはあれど、何等かの形で基準を策定している国が多数。ただし、算定しているコストの種類が国によって異なる印象。
- 算定コストの種類
 - 現状要しているコストの算定については多くの国が実施(第1回検討会議で言及のあった、独仏韓シンガポール含む)
 - 一方で、財政・収入制約にとらわれない形で必要コストを算定している国は少数(イギリス、アメリカ一部州、オーストラリア、シンガポール等を確認)
 - ◇ 中でも、将来必要なコストまで算定している国は少数:代表例のイギリスでは、2005年から全大学に対しフル経済コスト(FEC: Full Economic Cost)算定・提出を義務付けるTRAC制度を導入
- 以下の加盟各国では、収入制約にとらわれない形でコスト算定を実施している等、コスト算定方法やコストに係る情報公開に特徴がみられる。

国名	算定方法の概要	算定方法の趣旨(仮説)
イギリス	各大学の <u>実績ベースのコスト</u> を集計した上で、 <u>減価償却費の見直しやインフラ投資分(「持続可能性調整」)</u> を加味したコスト(フルコスト)を算定(Transparency Approach to Costing)し、全大学の報告を義務化。	減価償却費の見直しやインフラ投資分(「持続可能性調整」)を加味することで、政府として各大学が将来にわたり質の高い教育の実施可能性を確保しているのではないか。
スイス	連邦法で「 <u>参照コスト</u> 」(質の高い教育に必要な単位コスト)を定義し、各大学から提出されたフルコストをベースに、 <u>分野構成や教育形態を踏まえ標準化したコスト</u> を算定。	政府としては、連邦法で定められた算定基準により、質の高い教育に必要なコストの算定・補助額の決定を実施することで、各大学が実施している質の高い教育や継続的な質の向上を支援しているのではないか。
オーストラリア	各大学から報告される <u>実コスト</u> のデータや <u>コンサルティング会社への委託調査</u> に基づき、22の分野別に学生1人当たり教育コストを指標化して把握。	政府としては、教育コスト分析調査により収集された大学の支出データを踏まえて、学問分野別資金クラスターと大学ごとの補助額上限及び補助学生数上限を設定する

		ことで、大学が実施している質の高い教育を支援するとともに、学生1人に提供される教育の質を担保しているのではないか。
シンガポール	学問分野別の学生1人当たり教育コスト(<u>cost norm</u>)を、過年度予算、政策的インセンティブ、各大学の公平性に配慮し教育省が算定。	政府としては、補助のベースとなる学生1人当たり教育コストを分野別に算定し、それに基づき補助の配分を行うことで、各大学が実施している質の高い教育や継続的な質の向上を支援しているのではないか。
アメリカ	(バージニア州)フルタイムで換算した学生の数と、 <u>教育分野ごとの違いを考慮して設定した単価</u> をもとに教育活動コストを計算、教育支援費を加味。 (アリゾナ州)州立大学統括機関が、 <u>包括的な調査に基づき大学の財務・教育データを基に学生1人当たりのコスト水準</u> を把握。	州政府としては、大学の実コストデータ(支出実績)を踏まえた現状必要とされるコストを推定し、補助額の決定を実施することで、各大学が実施している質の高い教育や継続的な質の向上を支援しているのではないか。
韓国	<u>情報公開の観点から、国立/私立大学でそれぞれの会計基準に基づいて、「学生1人当たり教育費」</u> (この場合の教育費は研究活動等も含む総教育費)を公開することが法律で義務付けられている。	政府としては、国立/私立大学で所定の会計基準で作成された会計情報を同一のサイトで公表することで、学生1人当たりの教育費(研究費も含む)など、質の高い教育やそれに係るコストについて、アクセスしやすい形で利害関係者に示しているのではないか。

2.3.2 各国整理表

OECD 全 38 か国(日本以外)及びシンガポールにおける大学(高等教育機関)の教育・研究コスト算定の公的基準・制度の有無や政策目的、制度内容について、各国別に概要を表形式で整理した(次ページ以降を参照)。

※国の並び順は、表頭の一番右「質の高い教育の実施に必要なコスト算定の有無・内容」の評価順

国	算定基準有無	制度概要	政策目的	算定基準の内容	質の高い教育の実施に必要なコスト算定の有無・内容
			①説明責任(透明性) ②合理性・公平性(資金配分の妥当性) ③財政持続性(安定的な資金確保) ④政策インセンティブ(改善誘導効果)	①算定範囲 ②算定対象経費(費目)	
イギリス	全国統一基準あり	1999年よりTRAC(透明性のあるコスト算定手法)を全大学に導入。大学の教育・研究・その他活動ごとの年間コストを算定・報告する制度。2004年に研究プロジェクト別の完全経済コスト算定(fEC)を導入し、研究助成金に反映。2007/08年から教育分野別コスト(TRAC(T))も算定し、科目別補助金配分に活用。	①O: 政府の支出に対する説明責任確保のため、全大学に活動別コスト算出と報告を義務化。大学財務の透明性が向上し、国民・議会への説明根拠を提供。 ②O: コスト情報を資金配分に反映し、公平・合理的な配分を実現。科目別教育コストに基づき高コスト分野へ十分な資金配分。 ③O: 大学が全活動でフルコスト回収する財政モデルを推進。学生1人当たり教育コストを算定し授業料上限を£9,000超に引上げ私的負担を拡大、大学財政を強化。 ④O: 大学にコスト意識・経営改善を促す効果あり。TRAC データは政策立案(研究資金制度改革等)に利用され大学の行動を誘導。	①教育(T)/研究(R)/その他(O)に区分 ② 【直接経費】人件費(研究者・教員)、スタッフ人件費(研究補助員・技術者等)、実験材料費、調査旅費、施設・設備費(プロジェクト按分)等 【間接経費】大学の管理部門や図書館等の管理・支援サービス費用(プロジェクトに直接紐づけられない共通経費) 【その他】減価償却費等の調整を行い「将来の投資・持続性のためのマージン」の上乗せを推奨	◎: TRAC 手法で各大学の実績ベースのコストを集計した上で、減価償却費の見直しやインフラ投資分(「持続可能性調整」)を加味し真に必要なフルコストを算定。収入制約にとらわれない必要コストを明示し、不足分は財政支援や授業料で補填する仕組み。
スウェーデン	全国統一基準あり	大学はフルコスト計算を導入し、分野別・学生当たりコストを算定。連邦は参照コスト(Die Referenzkosten)(質の高い教育に必要な単位コスト)を設定し基礎補助金を配分。2015年に施行された高等教育促進・調整連邦法(HFKG)により、高等教育機関の資金制度を全国的に統一。	①O: 全国統一のコスト会計導入で各大学の費用構造を「見える化」。サービス契約に基づく年次報告等で公的資金の使途を検証。 ②O: 学生1人当たり標準コストに基づく州間補助で地域差を平準化。分野別費用差も反映した合理的な負担配分により、医学等高コスト分野でも教育機会の公平を担保。 ③O: 州立大学の場合、公的資金が必要コストの約80%を安定的に負担し長期運営を支える。将来の	①参照コストの算定には教育と研究の要素が織り込まれており(HFKG 第44条)、配分基準は教育が70%、研究が30% ②教育費は、以下の基準を考慮 学生数、取得学位数、平均就業年数、学生対教員比率、特定の専門分野または学科への学生の所属、教育の質 なお、研究費は以下の基準を考慮 研究成果、第三者資金の獲得(HFKG 第51条)	◎: 大学から提出されたデータ(実コストではなく減価償却等を考慮したフルコスト)を基に、政府は連邦法で定義された「参照コスト」(質の高い教育に必要な単位コスト)を算出しており、政府が実支出にとらわれない必要経費を算定。大学が独自のフルコスト算定により、質の高い教育・研究を行うために必要なコストを把握。

			<p>学生増・物価上昇への対応や連邦負担割合(現行20%)拡充検討など課題も一部あり。</p> <p>④△: 基礎補助金に教育・研究双方の成果指標を組み込み一定の競争性確保(配分比は教育70%:研究30%)。</p>	<p>上記のほかに連邦が支給する補助金として、建設投資及び建設利用補助等があり(HFKG第47条)、事業ごとに対象が決定</p>	
アイ ル ラ ン ド	全 国 統 一 基 準 あ り	<p>2007年より大学全体でFEC制度を導入。大学は教職員の時間配分等に基づき教育・研究それぞれの全コストを算定し、HEAに報告。IoT(工科大学)も学生1人当たりコストを算定しHEAへ報告。施設減価償却費や年金費用も含む包括的算定(大学)と、予算実支出ベースの単価算定(IoT)の2方式が併存。</p>	<p>①○: 制度導入で大学の活動別コスト情報が整備され、対外説明や内部管理に活用。全国共通の算定基準で透明性向上。</p> <p>②○: 学生数×分野別重み付けによる資金配分モデル(RGAM)で、公平かつ需要に見合った配分を実現。</p> <p>③△: FECにより必要コストを算出し財政ギャップを可視化。しかし公的補助不足で多くの大学が赤字傾向、学生も€3千/年の負担。</p> <p>④○: パフォーマンス契約による成果連動資金配分を導入。インセンティブ効果は限定的だが、国策目標と大学運営の連動を促進。</p>	<p>①教育・研究・その他活動に区分</p> <p>②</p> <p>【直接経費】</p> <p>人件費(教員、専任教員以外の講師等、チューター・アシスタント)、実習・実験材料費、教育用ソフトウェア・ライセンス費、教育に使う専門設備の維持費、外部認証・教育関連旅費、課程特有の教材費・印刷費、学生支援・カリキュラム開発補助人件費</p> <p>【間接経費】</p> <p>図書館・ICT・施設管理・大学本部費用等(間接経費は教室面積や在籍学生数など共通の配分指標に基づき学部・部局ごとに割り振り、そこから教育・研究・その他活動ごとに按分)</p>	<p>◎: 大学セクターではFECにより減価償却費等を含む「必要コスト」を独自算定。工科大学IoTでは支出ベース算定のみで真の必要額算定は未導入。</p>
ル ク セ ン ブ ル ク	全 国 統 一 基 準 あ り	<p>国立唯一の総合大学について、政府と大学が4年ごとにパフォーマンス契約を締結し、KPI達成を条件として毎年の運営資金が支払われる制度。契約には大学の戦略計画に沿った教育・研究上の目標と必要予算を明記。政府交付金は①基礎資金・②目標達成型資金・③革新支援資金の3区分。</p>	<p>①○: 契約で資金額と根拠を明確化し、公的に説明可能。大学は年次財務・活動報告を公開、政府コミッショナーが会計監督。</p> <p>②△: 契約交渉により規模・需要に見合う資源配分。ただし学生数極小のプログラム存続など資源効率に課題。</p> <p>③△: 政府による厚い財政支援で大学運営は安定するも、国家財政に依存する面が大きく(現状は支出拡大方針)、自律的な財政運営がやや弱い。</p> <p>④○: 契約にKPI目標を設定し達成度で資金配分に差。成果に応じた資金(目標・革新枠)により大学の質向上行動を促進。</p>	<p>①単一の包括交付金の中で教育・研究双方のコストが賄われるが、教育関連KPIと研究関連KPIが設定されており、「教育」と「研究」の両面に必要な資源配分を考慮</p> <p>②必要な人的配置(教員学生比の適正化)や教育環境整備(図書館・IT設備等)の費用を明らかにし、学生に質の高い教育を提供することを担保</p> <p>【直接経費】</p> <p>教員給与・人件費、非常勤講師謝金・授業運営費、教育用消耗品・教材費</p> <p>【間接経費】</p> <p>管理部門の人件費、施設の維持管理費、ITインフラストラクチャ費、全学共通の管理費用</p>	<p>◎: 大学は戦略計画策定時に教育・研究それぞれに必要な経費を積算。予算枠にとらわれず必要資源を見積もり提案する仕組み。契約にはフルコスト算定モデル導入も盛り込まれ、真に必要なコスト把握に向けた取組。</p>
ア メ リ	地 域 別 基 準 あ り(州ご	<p>連邦: 1979年OMB回章A-21制定、教育機関のコスト算定原則を規定。1990年代に</p>	<p>①△: 連邦研究費は経費基準の明確化・開示が義務。大学財務データも標準化報告。</p>	<p>①教育活動、研究活動、その他(社会貢献、学生支援、施設運営等)に区分</p>	<p>○: 明確な全国的算定基準は無く、大学ごとに収支実績から算定が主流。ただし、必要経費</p>

カ	とに独 自)	CASB 適用・開示書制度導入。2014 年 Uniform Guidance 統合。 州：1950 年代以降一部でフォーミュラ導入も、大半は「ベースプラス方式」(前年度の予算をほぼ踏襲する配分モデル)。2000 年代以降は成果基盤配分を部分採用する州(2015 年時点で 35 州)も増加。州間・大学間で手法多様。	※州の予算配分過程は不透明な場合も多く、改善余地。 ②×：歴史的配分により大学間格差。資金需要に見合う合理的配分は一部州のみ。 ③△：大学運営は授業料依存増で長期リスク。学生負担率全国平均 39%、州により 50%超。 ※一部州で費用抑制と財源配分見直しの動き。 ④△：成果連動型で大学行動を誘導、一部導入。 ※配分割合小さく効果限定的、逆効果の懸念も。	②IPEDS(Integrated Postsecondary Education Data System)や NACUBO(全米大学事業担当者協会)の定義に従い把握・報告 【直接経費】 教員人件費、授業関連支出、コース開発・管理、学外実習費、教室維持費 【間接経費】 学術支援費(図書館運営、教育情報システム)、学生サービス費(生活支援、キャリア支援、保険サービス)、大学運営管理費、施設維持・管理費、一般管理・共通経費	モデルの試行例あり(バージニア州が合理的必要コストを理論的に算出)。
オーストリア	全国統一基準あり	2019 年に「大学資金配分新制度」を導入。学生急増と歴史的配分の限界を受け 10 年検討し決定。大学予算を①教育・②研究・③インフラの三本柱に分割し、教育は単位取得学生数、研究は教員数等の指標で配分、インフラはニーズに基づき配分。指標には 7 分野グループ別係数を適用し分野間コスト差を反映。	①○：教育・研究別に全国統一の配分ルールを明示し、算定根拠が外部にも説明可能。統一コスト会計で各大学の実コストデータを収集・公開し透明性向上。 ②○：学生数・教員数に応じた客観指標で配分するため、需要に見合う公平な資源配分を実現。教員不足分野に重点投資し指導体制を強化、過去の不均衡を是正。 ③△：学生 1 人当たりの資源確保へ入学者数制御も可能。ただし財源の大半を公費に依存し、学生の私的負担はごく少額。 ④○：3 年ごとの性能契約で目標値達成を要求し未達には減額リスク、質保証策や弱者支援策の実施も条件化。	①教育・研究・イノベーションに分割 ②原価計算規則(KLRV)により教育・研究コストについてフルコスト算定を要請。 KLRV ではコストセンター(Kostenträger)と呼ばれる目的別コスト集計単位が定義されており、教育コストには学部・大学院教育のコストのほか生涯学習(継続教育)プログラムのコストが含まれる 【直接経費】 人件費(教員、研究・教育補助スタッフ、事務職員等を含む)、施設費(講義室・講義棟、実験室・実習施設、図書館等の教養教育施設等) 【間接経費】 共通管理部門の費用、共通サービス部門(大学図書館や情報システム部門の運営費)、建物・施設の維持管理費や光熱水料、減価償却費、その他の共通的な費目	○：全大学が実コスト算定で教育コストを算出し政府に報告。政府は各大学からのデータに基づき、22 の分野別に学生 1 人当たりの教育コストを指標化して把握しており、その結果も参考にして必要な予算額を確保。各大学は現在の収入に関わらず必要な教育経費の水準を認識可能。政府もそのデータを参照し予算係数の妥当性検証等に活用。配分単価(例：人文系€9,900/年)は実コスト分析に基づき設定されたとみられ、収入枠にとらわれない必要経費ベースの試算の制度組み込み。
シンガポール	全国統一基準あり	政府が大学に包括予算を配分し、用途は大学裁量。学生数に応じた 1 人当たり補助(分野別に単価調整)と授業料補助で教育費を支援。	①○：統一基準に基づく算定で予算根拠が明確。大学は財務報告が義務化され説明責任を履行。 ②○：学生 1 人当たりコストを分野別(数段階程度)に算定し、合理的に資金配分。 ③○：政府と学生の費用分担を高等教育の種類ごとに設定し、公財政の過度な圧迫を防止。	①教育と研究に区分 ②学部・大学院教育に係る人件費、教材費、施設維持費等	○：分野別(数段階程度)の学生 1 人当たり教育コストを、既存の財政・収入制約にかかわらず教育省が都度算定(過年度実績、大学財務報告、分野別教育要件などから策定)。このコスト情報を基に、政府は補助額を配分。メリハリをつけて

			④○: 資金配分に成果主義を導入し大学の教育・研究の質向上を促進。		配分を行うことで、質の高い教育の実現を支援。
スウェーデン	全国統一基準あり	2000年代後半にSUHFモデル(大学統一のフルコスト計算モデル)を導入。大学の全支出を教育・研究に按分し、プロジェクト単位で直接費+間接費を算出する仕組み。教育費は国が分野別単価を設定し学生数・成果に応じ配分。	①○: SUHFモデルでコスト算定根拠が明確化され、対外説明責任を確保。情報公開と比較可能性向上により透明性は大幅に向上。 ②○: 全国共通ルールで資金配分の基準が公平。SUHFモデルにより各活動が妥当なコスト負担をするため学内配分の合理性も向上。 ③△: 国内学生は授業料無償で公的資金が全コストを負担。一部の民間資金で間接経費不足の課題残る。 ④△: 教育予算は学生数・単位取得数に連動し効率的教育へのインセンティブ。SUHFモデル導入自体がコスト意識を醸成。しかし成果連動配分の比率は限定的で、制度全体の誘導効果は中程度。	①教育及び研究の双方の活動に適用 ② 【直接経費】 活動単位に紐づけられる人件費、運営経費(消耗品・旅費など)、施設使用料等の構内施設費、減価償却費 【間接経費】 大学本部の管理部門費、教育または研究サポート、会計・人事、インフラ及びサービス、図書館の維持運営費、その他	○: 政府が分野別標準単価を設定しその範囲内で教育コストを算出・配分する仕組みで、独立した必要経費の積算は行われていない模様。一方、非EU留学生向けには提供プログラムの真のフルコストを見積もり授業料を設定しており、必要コストを把握する仕組みも一部存在。
ラトビア	全国統一基準あり	三本柱モデルで2016年導入。①学生数等に基づく基礎資金、②研究業績・卒業率等に基づく成果枠(一定割合)、③重点分野強化等戦略的資金、という3軸で配分。2024~25年に主要大学でパイロット実施し、中退率低下・STEM卒業生増などの効果を確認。	①○: 制度が算定根拠(教員標準コスト等)を明示。情報公開と年次報告・6年毎評価で資金用途をチェック。 ②○: 需要・政策優先度に沿って配分。交渉により各大学の状況反映。小規模校への配慮や重複是正インセンティブあり。 ③△: 教師給与引上げなど必要コスト算定と追加資金投入で財政基盤強化。長期財源確保が課題。 ④○: 契約に重点分野人材育成目標を設定。質の高いプログラムへ資金誘導など、政策目標の実現を強力に後押し。	①教育・研究を一体的に支えるブロック資金の形をとりつつも、一定の区別を確保(基盤的資金の交付対象には教育活動だけでなく大学等の基礎的研究の継続も含まれている) ② 【直接経費】 教員給与、教育用消耗品費・教材費、教育関連ICT設備等の取得費 【間接経費】 管理部門人件費、施設使用料・賃借料、水道光熱費、通信費、共用施設維持費	○: 独自の教育コスト基準額を算定(1人当たり約€2,000を必要コストとして設定)。従来は予算枠内で単価設定していたが、新制度では教員1人当たり標準コスト算出で真に必要な経費を反映。
リトアニア	全国統一基準あり	学生バスケット制度(国費学生1人当たり標準コストによる運営費交付)を2009年導入。学生の統一試験成績により国費枠を割当て、国が標準授業料を大学に支給。標準額は分野別・課程別に設定され毎年更新。	①○: コスト算定根拠が法令で明示され全国統一の基準に沿う。内部監査と国家監査局によるチェックで公金使用の説明責任を履行。 ②○: 資金配分は学生数・需要に基づく客観基準で一律公平。ただし学生の志願傾向による偏りで地域小規模大学や理工系分野が不利。 ③○: 標準コスト×定員で国庫負担を抑制し、約半数の学生に授業料私費負担を求める持続可能な設計。	①教育と研究に区分 ②教育費補助は、国費学生数に国定の標準教育単価を乗じた金額 標準単価の計算には、当該分野の教育に必要な人件費(教員の資格と給与水準)、適正な教員配置(学生-教員比率)、教材や備品等の物的コストが考慮	○: 学生バスケット制度として、収支にとらわれず質の高い教育に必要なコストを国が算定。教員資格・配置や物件費を考慮した標準額を設定し、これを基に予算措置。

			④○: 資金が学生の選択に伴うため大学間競争を促し教育の質向上を狙う。研究評価や大学院定員配分で成果主義を導入し大学の研究努力を誘引。		
オーストラリア	全国統一基準あり	CGS (Commonwealth Grant Scheme)により分野別のFunding Clusters(資金クラスター:学問分野別の公費/私費負担額)を設定 実コストの直接精算ではなく政策的基準額。]	①○: 政府配分式・大学データ(HERDC等)公表により透明性確保。各大学から毎年の教育・奨学(学術活動)支出データを詳細に収集し、補助金が適切に使われているかを確認。 ②○: 教育については分野別に、研究については実績連動でコストを算出しており、一定の合理性あり。 ③△: コスト上昇・国際学生収入依存に課題。調整策は継続検討。 ④○: 研究は実績連動で誘因、教育はクラスター再設計(見直し)等によって学生の専攻選択を労働市場ニーズに誘導する意図があり、現実の労働市場ニーズに見合った学生の輩出を促すという意味で大学が提供する教育の質向上にも間接的に貢献していると思われる点。	①教育、研究に区分 ② 【直接経費】 教育専門教員の人件費、非常勤教員の人件費、教育支援スタッフの人件費、教材費・教育消耗品費、実習・研修に伴う費用 【間接経費】 施設・設備の維持管理費、一般管理費(大学全体の運営経費)、学生サービス・支援費用、その他の非人件費	○: 政府は、教育コストを直接算定はしていないが、教育省から委託した民間組織による教育コスト分析調査を反映し、政府調査により学問分野別資金クラスター(学問別公費/私費額)の推計(フルタイム学生の標準的な履修量(EFTSL)を基に、政府で分野別補助額を試算)を実施。公費負担/私費負担の配分は政策基準額に依拠し、年度によって都度変更。CGSの下で各大学に提供される補助額は、毎年大学ごとにその最大額(MBGA: Maximum basic grant amounts)が決定。各大学は、MBGAと補助学生数上限(CSP)を基に、学問分野別学生数を決定。
韓国	全国統一基準あり	大学情報公示制度により設置者による算定式の違いはあるが、統一的に公開。大学には人件費・運営費・奨学金等を含む総教育費の算定、公表を義務付け。授業料については、授業料審議委員会で算定根拠を審議。	①○: 大学ごとの教育コスト構造が誰でも確認可能となり、財務の透明性向上。 ②△: 学生1人当たり教育費や登録金依存率の公表により、大学間・地域間の資金格差を可視化。財政支援配分の指標として活用用途上。 ③△: 少子高齢化の状況下では財源の持続可能性に懸念あり。 ④○: 公示データで評価が明確化するため各校は教育投資拡充に努め、奨学金支出増加や設備投資に波及。	①教育と研究に区分 ②算入される費用には、教員・職員人件費、教育運営費、図書購入費、実験実習費、教育設備の減価償却費、奨学金等を含む(教育部・大学情報公示制度では、直接/間接として区分・報告する枠組みはない)	△: 大学の教育コストは当該年度の実支出額(予算範囲内)として算定。算定制度により大学は現状の必要経費を細かく把握。
フランス	全国統一基準あり	2009年SYMPA方式(活動量80%・成果20%)に転換。しかし財政制約で2010年代半ばに適用停止。。以降は歴史的配分額を基に各大学と個別協議で配分を決定(DSG制	①×: 公式算定式が存在せず配分根拠が不透明。コスト情報の整備不足もあり説明責任に課題 ②×: 大学間の歴史的格差が残存。モデル未改定で1人当たり交付金の不均衡の未是正。	①教育・研究・支援・サポートの各活動があり、支援・サポートの費用(=間接経費)を教育・研究に再配賦 ② 【直接経費】	△: 政府は学生1人当たりの平均教育コスト(例:大学約€1.0万/年)を統計上算出しているが、これは既存予算を按分した実績値に過ぎず、質の高い教育に必要な理想コストを独

		度等。2023年より新たな契約型配分方式(Comp)を試行中。	③△: 国家財政頼みで学生急増に財源追いつかず。授業料低額で家計負担小さいが国庫負担重く財政圧迫。 ④△: 成果連動配分は一部導入も配分率が小さく効果限定的。新契約方式でインセンティブ強化図るも実効性未知数。	教員給与(教授・講師・非常勤)、教育材料費、実験設備運用費 【間接経費】 施設・建物の維持管理費、光熱費、図書・情報サービス費、IT管理、人事・財務部門費、一般管理費	立に試算する仕組み不在。大学収入内での按分による配分のみ。必要経費を別途積算する仕組み不在(理論モデルは財政枠内調整)。
オランダ	全国統一基準あり	1993年以降 WHW 法によりラムサム(lumpsum:一括交付金)制度導入。教育目的分は在籍学生数・学位数に比例配分、研究目的分は博士号等に基づき配分。2012-2016年に業績契約(7%)導入、その後質向上協定(~4%)に移行するも、「質とプロフィール」に係る資金配分は、2025年以降はラムサムに組み込み。	①△: 公的な資金配分ルールは明示され透明性は一定程度確保。しかし算定の前提データ更新遅れで国会・国民への説明根拠が不十分(例: 教育研究比率1984年以降未更新)。 ②△: 学生数・成果に応じた全国一律配分で合理性・客観性あり。だが分野別コスト差や長期在学生の未補助など現行モデルの不備が公平性課題。 ③△: 学生増に対し政府交付金が不足し、1人当たり支出低下。政府は財政圧力から予算削減を計画し、長期的運営にリスク。 ④○: 学位取得等アウトカムに連動した配分で教育効率化を促進。業績契約や質向上協定により教育改善へのインセンティブ付与。	①教育と研究は概念上分けて算定。教育目的分は学生数や卒業生数で算定され、研究目的分は博士号取得者数等で配分 ②ブロック助成のため明確な経費区分は無し	△: 独立した「必要コスト」算定モデルは無し。政府予算の範囲内で学生数等に応じ按分する形。本来必要な教育コストを積み上げて算出する仕組みはなく、政府として大学教育コストの何割を負担すべきか明確な基準も未設定。
デンマーク	全国統一基準あり	教育補助金は①基礎補助金、②活動補助金(タキシメーター方式による成果配分)、③成果補助金(在学期間と就職率に基づく指標配分)の三本柱。	①○: 全国統一の配分ルールと共通会計基準によりコスト算定根拠の透明性を確保。補助金算定式や実績データが公開され説明可能 ②○: 学生数と分野に応じた客観的基準で配分し合理性担保。基礎補助金で財源格差是正。 ③○: 高等教育無償化により学生・家計の私的負担ほぼゼロ。公的資金が主要財源で1人当たり支出も高水準。 ④○: 資金配分に学習成果・就職率等の成果指標を組み込み大学の質向上行動を促進。	①(a)教育、(b)研究開発、(c)知識交流、(d)官公庁サービス等、(e)学生寮、(f)共通経費、(g)建物運営の7活動区分(活動目的)に分類 ② 上記目的(1)~(5)が直接経費、(6)~(7)が間接経費に該当 【直接経費】 人件費(教員・研究者など)、教育プログラム運営費、研究プロジェクト経費、設備・備品費、専用IT・ソフトウェア費等	△: 2019~2022年に全国共通の勘定科目体系(原価計算モデル)を全ての高等教育機関に導入し、教育・研究等の目的別コストの統一算定への期待。ただし、高等教育機関への公教育補助金の約67.5%を占めている活動補助金(タキシメーター方式)の単価は財政枠内で政治的に設定。
フィンランド	全国統一基準あり	2021年から新資金モデルを運用。配分モデルは①教育、②研究、③その他の政策優先事項(主に戦略的投資)という3つの主要な柱で構成され、学位授与数や分野別係数、修業年限等を考慮して資金を配分。研究資金については、	①○: 大学データベース KOTA で大学のコスト・成果を公開。フルコストモデルで研究プロジェクトの全経費透明化を達成。 ②○: 統一モデルにて、分野別コスト係数で合理的配分(大学間格差の是正に寄与している模様)。間接費も含むフルコストを示す。	①コア助成(core operating grant)の対象は教育(education)、研究(research)、政策優先(policy priorities/strategic development)の三本柱 ② コア助成は、実際にかかる総コスト(直接費、間接費等)を計算して助成するのではなく、ア	△: 必要コストを国が一律に算定する制度は見当たらないが、国の予算から資金を配分するモデルの中で、学位授与数や分野別係数、修業年限等を考慮して、教育の質を担保する仕組みはあり。

		2009年以降にフルコスト計算制度導入。	③○: 教育無償で学生の私費負担ほぼゼロ。政府が学生1人当たり約€8千/年を負担し財政支える。 ④○: 資金配分に成果指標を組み込み質・効率向上を誘導。学位の早期取得や外部資金獲得で加算インセンティブ。	ウトプット・アウトカムの変数に基づいたフォーミュラによる配分	
ノルウェー	全国統一基準あり	2002年に教育・研究の両面で成果・formulaベースの資金配分モデル導入(質改革の一環)。教育成果(単位取得数・卒業生数)と研究成果(博士号取得数・論文執筆数・外部資金獲得額)に応じ交付金の一部を変動配分。2014年から研究のフルコスト計算TDIモデルの導入を開始。授業料無償政策を継続。	①○: 成果指標に基づく配分を志向し透明性向上。フルコスト算定でコスト根拠を明示。 ②△: 全国統一の成果基準で合理的配分を志向。ただしベースとしては歴史的配分への大きな依存。 ③△: 高水準の公的資金投入(授業料無償)により教育に係る安定財源を確保。そのため、公財政の持続性にやや懸念あり。 ④△: 資金配分が大学の教育改善・研究活動の成果向上といった効果を獲得。反面インセンティブ効果は限定的との指摘も。	①教育・研究・産学協働(イノベーション)に振り分け ② 【直接経費】 各プロジェクトに紐づく教員の人件費(時間按分した給与)、大型研究インフラ設備や実験装置の導入・運用費、研究室等の施設建物の維持費、技術スタッフ人件費 【間接経費】 図書館、ITサービス、大学管理部門(財務・人事・研究支援・法務等)、共通教育研修、文書管理などの全学横断的なサービス部門の費用	△: 教育科学省から民間企業(Deloitte社)に委託してコスト分析を実施し、高等教育セクターにおける各機関・各学科間のコスト水準を把握。ただし、真に必要な教育コストを独立算定する仕組みは無し。
イタリア	全国統一基準あり	2014年に在籍学生1人当たり標準教育コストを導入し、大学運営費交付金(FFO)の配分に適用。歴史的配分を縮減し、標準コスト算定額と成果指標に基づくハイブリッド配分へ移行。会計基準も全国統一し発生主義を採用。大学評価機関(ANVUR)による質保証制度とも連動。	①○: 基準算定方法と配分結果を明示し、透明性が大幅向上。統一会計で財務情報の比較公開も実現。 ②○: 学生数・分野に応じた合理的配分で不均衡是正。ただし留年者非算入による不利是正など課題もあり。 ③△: 標準コストで必要経費を算出するも、配分総額不足で持続性に課題。授業料は国庫の20%以内と低水準で私費負担抑制。 ④○: 卒業率・研究成果に連動した資金配分で大学に改善インセンティブ。成果主義により競争促進。	①教育と研究の明確な区分はなく大学運営交付金として交付 ②標準学生コスト(costo standard per studente)に基づく資金配分モデルが採用されており、標準学生コストでは以下を考慮 (a) 教育・研究活動に要する教員人件費、(b) 教育サービス提供や学生支援に要する職員人件費・運営費、(c) 教育研究施設の維持管理费用、(d) その他当該分野特有の追加的費用	△: 全国統一の標準コスト算定により「必要な教育コスト」(効率性を加味した最低限必要なコスト)を算定。ただし政府予算内で按分配分する仕組みで、算定額=充足額ではない。各大学が独自に理想コストを算出する仕組みは特になく、標準コスト自体が必要経費の目安。
ハンガリー	全国統一基準あり	新ファンディングモデル(2021年)を導入。11の主要国立大学を基金(財団)化し、政府は大学ごとに契約を結んで成果指標に基づく資金配分を段階的に実施。具体的指標として学生充足率、卒業率、研究資金獲得額等	①○: 全国基準額や内部コスト算定の義務化で、費用の根拠を説明しやすくなり透明性向上。 ②△: 学生数に応じた資金配分で需要に見合う合理的配分を実現。国費学生と私費学生で等しくコスト負担する設計で公平性担保。間接費の未計上など課題あり ③△: 学生当たりコスト算定で必要経費を把握。しかし基準額は直接経費中心で、間接費を含む全コストをカバーできず、不足分は授業料等で補填。	①「公共財政会計に関する政令(the Government Decree on Accounting for Public Finances)」により、大学の内部コスト計算規定には「教育、研究、(医科大学等における)予防医療、その他の活動ごとの経費区分」を設けることが義務付け ② 【直接経費】	△: 大学は自校の必要コスト(学生一人当たりの学期当たりの原価)を算出するが、それは政府基準内で「配分可能な範囲内のコスト」を算定するに留まる。質の向上のための真に必要な教育コストを基準枠を超えて独自に見積もり、公的支援を仰ぐ仕組みは存在しない模様(設定された基礎資金額の基

			④○: 業績(質や成果)に連動する補助金を導入。国際ランキング等に基づき予算配分し大学の質向上行動を促進。	教員人件費、教材・消耗品費、教育サービス購買費、直接償却費 【間接経費】 光熱・設備維持費、部局共通経費、大学全体の管理費、設備資本費	準超過は認められず)。
アイ ス ラ ン ド	全 国 統 一 基 準 あり	2024 年、新たに成果連動型の資金配分制度に移行。①教育(60%)・②研究(15%)・③社会貢献(25%)の 3 要素に基づく数式モデルで、履修単位数・卒業生数・研究業績・地域貢献等の指標から配分額を算定する仕組みに刷新。	①○: 全国統一の算定式と客観指標により、資金配分の根拠が明確。新モデルでは配分要素を公開(単位数・卒業数・論文数等)。 ②○: 学生数・成果実績等に応じた合理的配分。分野ごとの単価設定でコスト差を調整。 ③△: 公財政に依存するモデルで、学生無償教育ゆえ私的負担は極小。財政難時に学生当たり支出が目減りした例あり。 ④○: 履修・卒業・研究成果への資金連動で大学の教育改善・研究促進を誘導。地域・社会的課題にも配分枠を設け政策目標を反映。	①教育・研究・イノベーションに振り分け ② 【直接経費】 教員人件費、教育活動に伴う消耗品費、その他教育直接費 【間接経費】 管理・運営部門の費用、施設・インフラ維持費、図書館・IT システム等の学内サービス費、教育設備費	△: 大学の必要経費を満たす十分な額を算定・保障する仕組みは見当たらないが、履修単位数や卒業生数、修業年限等を考慮して国の予算から資金を配分するモデルを構築することで、教育の質を担保。
ポ ー ラ ン ド	全 国 統 一 基 準 あり	2018 年施行の高等教育・科学法に基づき、教育省が全国一律の資金配分アルゴリズムを導入。公立大学に対し、教学ポテンシャル維持費・研究ポテンシャル維持費を中心とする基盤的補助金を配分。算定式は学生数・教員数などインプット指標と研究評価・国際化などアウトプット指標を組合せ、学問分野別コスト係数で調整。	①○: 明文化された算定式と公開データに基づき配分され高い透明性。大学には費用分類の会計義務も課され説明責任の履行容易化。 ②○: 学生数・教員数規模や分野コスト差等を考慮し需要に見合う合理的配分。全国一律基準で恣意性なく、公平性向上。 ③△: 予算は毎年物価・経済成長分を増額し減額なし。公立大は授業料無償で公費負担大。 ④○: 研究評価や国際プロジェクト数等で配分額が増減し、大学に質向上と競争参加を促す仕組み。	①教育目的と研究目的に区分 ②教学ポテンシャル維持・発展費で学生の教育に要する費用をカバー。学生数・教員数・分野別コスト係数・学生教員比といった教育関連のデータを基に算定	△: 教育活動の直接費用と間接費用の精算方法を各大学で定める旨規定されているものの、高等教育費用の算定方法について具体的な方法を規定しておらず、原価計算方法は各大学に委任。 政府によるコスト算定の実施は見受けられない模様だが、左記の算定式に基づく予算配分モデルを構築して教育の質を担保。また、中央統計局のデータに基づき、国からの補助金によって高等教育コストが適切に賄われているかを検証(ワルシャワ大学に委託実施)。
ポ ル ト ガ ル	全 国 統 一 基 準 あり	2024 年に新算定式モデル(Portaria 101/2024)を施行。新モデルは学生数に基づくシンプルで透明な配分式を核とし、今後成果指標も漸次導入予定。	①○: 算定式を政令で明示・公開することで配分根拠が明確化され、大学の受給額説明責任の容易化。 ②○: 学生数規模や教育コストの差異に応じた客観基準で配分されるため、公平・合理的。	①教育と研究に区分 ②基礎運営費は各大学の在籍学生数に分野別コスト係数を乗じた加重学生数による簡素な算定式を用いて算定	△: 基本的に政府の予算総枠内で配分額を算定しており、質の高い教育に必要なコストを独立算定する仕組みなし。算定式の全国一律単価は総予算を加重学生数で除して算出され、所与の財源を按分する方

			<p>③△: 近年の学部授業料上限引下げ(年€523)で私費負担を軽減する一方、質向上に十分な公的投資確保が課題。</p> <p>④△: 2027年以降、多面的成果指標に基づく資金配分を本格化する計画だが、現時点では成果反映は限定的で効果は今後検証。</p>		式であるため、収入枠にとらわれない「必要経費」の積み上げ見積りは実施されない状況。
スロバキア	全国統一基準あり	2004年に一括交付金方式を導入。大学の教育・研究活動を包括的に算定する制度に移行[1]。基礎資金(歴史的配分)と標準資金(算定式配分)で構成され、2017年改正政令(官報35/17等)で最新基準を整備。2025年新法でGDP比1.5%への予算増額と6年契約導入。	<p>①○: 公的算定ルールが法令で明示され高い透明性。</p> <p>②○: 学生数等に応じた数式で資金を配分し需要とコストに見合う合理性。</p> <p>③○: 国家予算がGDP成長に連動し中期的安定性は確保。公的投入はEU平均未達で比較的抑制。</p> <p>④△: 卒業生数を配分指標に含め教育成果へのインセンティブ効果。ただし研究成果や教育の質に直接連動した支援は限定的で、質向上行動への誘導の弱さ。</p>	<p>①教育と研究の明確な区分はなく、教育研究活動費として包括計上</p> <p>②</p> <p>【直接経費】 人件費(直接人件費)、教育活動に要する物品費</p> <p>【間接経費】 施設・光熱費等、設備維持・管理費、共通管理費・事務経費、その他間接経費</p>	△: 制度上は予算総額に応じて学生当たり標準コストを設定。質の高い教育に必要な理想コストを財源制約抜きで見積もる仕組みの不在。予算枠を超える需要(例: 定員超過のパート学生)は私費で補填。
チェコ	全国統一基準あり	現在は「高等教育法」に基づき教育省が毎年算定ルールを策定。教育目的の運営費は学生数と経済的負担係数(KEN)で算定され、業績指標連動のインセンティブ部分(配分額の20%)を含む。	<p>①○: 公開された算定式と法律に基づき配分根拠を明示。配分ルールは毎年公表され高い透明性。</p> <p>②△: 学生数・KEN等の客観指標により需要に応じた合理的配分。分野コスト差を係数で考慮し公平性に配慮。ただしKENが30年固定で実態と乖離、特に人文系への配分不足が指摘。</p> <p>③△: 安定財源(固定部分80%、成果連動部分20%)確保で短期的持続性は担保。将来的な財政充実策は模索中。</p> <p>④○: 成果指標連動予算で大学に質向上インセンティブ強。卒業率・研究成果・国際化等の指標達成が資金に直結し改善促進。</p>	<p>①高等教育法に基づき、国立・公立大学への運営費は教育活動費と研究開発支援費等に区分して交付</p> <p>②教育活動費は、各分野・課程の教育提供に必要な相対的コストを示す係数(教育プログラムの経済的負担係数(KEN: Koeficient ekonomické náročnosti))により分野ごとのコスト差を考慮した重みづけ</p>	△: 独立した必要コスト算定制度は未確立。予算配分は政府の財源枠内で決定され、本来的必要コストを積み上げて要求する方式ではない仕組み。KENによる概算コスト考慮はあるが更新されておらず実際の必要額とズレ。
スロバキア	全国統一基準あり	公立大学へのブロック助成金を①教育、②研究、③発展、④学生支援の4目的に区分し配分。教育補助金は学生数・卒業数に応じた基準額を分野係数や質係数で調整して算定。	<p>①○: 資金配分基準と算定根拠が公開され、大学長に予算執行の説明責任を課す制度。業績契約で成果目標を明示し達成状況も開示。</p> <p>②○: 全国統一の数式モデルで客観配分。学生数・分野コスト・就職率等を考慮し需要と規模に見合う合理的配分。</p>	<p>①包括的なブロック助成金がカバーするのは以下の4つのカテゴリであり、そのうち主要な比重を占めるのが、教育活動と研究活動</p> <p>(a) 教育プログラム補助金 (b) 研究・開発・芸術活動補助金 (c) 大学の発展(設備整備等)補助金 (d) 学生支援補助金(奨学金や学生寮補助など)</p>	△: 配分は予算総額内の按分に留まり、質の向上に必要なコストを積み上げ算出する仕組みはない模様。高等教育の質と労働市場への対応力の向上に役立つような制度にはなっていない現状。

			<p>③△: 公財政依存で投資水準は低め。授業料無償により私費負担はほぼゼロ。1人当たり支出はOECD平均下回り質維持に懸念。</p> <p>④○: 研究成果・就職率等の指標を配分に反映し行動を誘導。ただし教育の質向上効果はこれまでは限定的。</p>	<p>②教育プログラム補助金は、人件費(給与・社会保険)、物件費(財・サービス)、特別要因枠の3項目に区分して算出</p>	
エストニア	全国統一基準あり	<p>教育経費の配分は2013年改革で導入。学生数・卒業数など指標に基づき各大学への運営費交付金を算定。2017年までに指標連動率75%まで拡大。3年契約+年次業績協定で大学ごとに目標を設定し、国から資金を配分(活動支援制度)。</p>	<p>①○: 資金配分ルール(指標・係数)が策定され透明性向上。大学と政府の契約により資金使途・根拠を明確化。</p> <p>②○: 全国一律の指標算定で恣意性排除。学生規模と成果に応じた合理的配分。</p> <p>③△: 公費依存モデルで、大学運営は国の教育財政状況に左右されやすい。そうした中で、国の教育財政(高等教育資金の対GDP比率等)の縮小が課題。</p> <p>④○: 資金配分に成果・質指標を組み込み大学の行動変容を促進。卒業率向上・博士育成・産学連携等、政策目標達成に資金面から誘導。</p>	<p>①教育と研究に区分(別建ての支援になっており、コスト算定基準も異なる軸を用いている)</p> <p>②教育活動については国から「活動支援(Activity Support)」と呼ばれる包括的な運営費交付金が支給 対象となる費目は以下: 教員人件費、職員人件費、教育資材・設備費、施設の運営維持費、学生支援サービス費、設備投資費用</p>	<p>△: 活動支援制度の導入により、成果指標の達成度に応じて政府が予算内で大学への配分額を決定。旧制度での基準単価算定は撤廃され、真に必要な教育コスト額を算出・保障する仕組みの未導入。</p>
イスラエル	全国統一基準あり	<p>学生数や研究実績に基づき各大学への運営費補助金を算定・配分する客観モデル。教育コストは学生数(分野別・学位別ウェイト)等で算定、研究コストは競争的研究資金獲得額・論文数・博士号数等で算定し、両者を合算して配分。</p>	<p>①○: 統一の算定ルールを公開し客観指標に基づく配分を実施。恣意的裁量を排除した「客観モデル」により透明性向上。</p> <p>②○: 全国の大学に共通基準を適用し、学生数や研究アウトプットに応じて資金配分するため、需要・規模に見合った公平性を実現。</p> <p>③△: 学生1人当たり年間支出(絶対額及び対GDP比率)はOECD平均よりも低く、経年で見ても低下傾向。収支が赤字の大学も出てきており、国の高等教育財政支出の低下による高等教育の質の維持に懸念。</p> <p>④○: 教育面も定員管理等と組み合わせ、政策目標(教育の質向上・公平なアクセス性確保・労働市場ニーズに沿った人材育成等)に沿った行動を大学に促進。</p>	<p>①教育と研究に区分</p> <p>②「直接参加予算(Direct Participation)」と呼ばれる運営費補助金の算定モデルにおいて教育目的部分は教育規模を示す指標に基づき算定</p> <p>【直接経費】 教員の人件費、教育補助職員の人件費、教材・教具費、</p> <p>【間接経費】 教育用施設の維持管理費、図書館運営費、水道光熱費、ITインフラ費、管理部門費用</p>	<p>△: 政府補助金の算定基準は財源内で設定され、実質的には過去の平均コストを基にした標準単価方式。質の高い教育に必要なコストをゼロベースで見積もり充当する仕組みの不在。</p>
ニュージーランド	全国統一基準あり	<p>1991年より学生数に基づく補助金制度(SAC)導入。分野別に定めた単価×学生数で教育コストを算定し補助配分。以降、実際の支出に合わせ単価</p>	<p>①△: 提供時間数や科目(実習有無等を考慮)、分野など配分根拠は公開。ただし研究資金においては間接費率が過大で資金用途が不透明との批判あり。</p>	<p>①教育と研究に区分</p> <p>②教員人件費(授業担当)、教育補助スタッフ人件費、教材費、教室や設備の維持費、図書</p>	<p>△: 教育の必要経費を積算する仕組みはない模様だが、提供時間数や科目、分野等を考慮して国の予算から資金を配分することで、教育の質を担</p>

ランド		調整[3]。	<p>②○: 全国一律の基準で公平配分。分野コスト差を単価反映。</p> <p>③△: 公費:私費:他収入≒42:28:30とバランスよいが、近年資金不足で赤字・人員削減。</p> <p>④○: 学生数連動で教育拡大を促進。重点補助で特定分野強化。研究活動においては、「成果主義研究資金(PBRF)」というインセンティブ策により成果向上(論文増など)。</p>	館や IT など共通教育サービス費等を含む内容	保。
ドイツ	地域別基準あり	運営費交付金は各州で算定方式が異なるが、過去実績ベースの基礎部分と学生数・業績等に基づく成果連動部分で構成。成果指標は在籍学生数、卒業者数、競争的資金獲得額などで、配分割合は10~20%程度が多い状況。教育コスト算定の一環として、定員算定令(KapVO)により教員数とカリキュラム標準値から定員を算出。	<p>①○: 客観的な算定根拠が示されることで透明性向上。</p> <p>②△: 各州で算定方式が異なり、また需要・規模に見合う配分は部分的。</p> <p>③△: 基本的に公的資金で賄い無償教育を維持。ただし学生数の増加傾向が続く一方で、高等教育予算がこれに追いつかなくなっている状況もあるため、公財政の持続性に懸念(留学生等から授業料を徴収する州も存在)。</p> <p>④△: 成果指標配分やエクセレンス・イニシアティブにより教育・研究の質向上を誘導するも、識者の間では効果に関して慎重意見も存在。</p>	<p>①各州が自らの予算から提供する運営費交付金(Grundfinanzierung)には教育・研究コストを含む内容</p> <p>②運営費交付金の対象経費には、人件費、物資費用、不動産・建物・設備費用を含む内容</p>	△: 大学収入内で教員配置と定員を算出(定員算定により必要教育リソース量を算定)。収入枠外で質の高い教育に必要なコストを試算する仕組みはない模様だが、各州から資金配分する際に過去実績だけでなく卒業者数等の成果指標も考慮することで、教育の質を担保。
カナダ	地域別基準あり(州ごとに独自)	州政府が学生数・分野に基づく資金配分公式を運用。研究間接経費は連邦がRSF補助。近年一部で成果指標連動型予算も導入。	<p>①△: 財務情報の公開は実施。しかし教育・研究別にコスト根拠は非開示。</p> <p>②△: 州内配分は入学者数(学位レベル、専門分野、地理的要因等)などに応じて合理的に実施。ただし州間で補助水準に差あり。</p> <p>③○: 政府補助減を授業料収入で補填することで大学財政の持続性を確保しつつ、RESP等で家計支援策も実施。</p> <p>④△: 成果連動資金は全国的には普及しておらず、数州で実施されている程度。実施されている州でも、資金総額の数%と限定的。</p>	<p>①教育・研究・その他活動別のコストを精緻に割り出す制度不在の状況</p> <p>②多くの州でフルタイム学生数(FTE)に応じた資金配分</p>	△: 公的に必要教育コストを積算するスキームはない模様だが、学生数や分野等に応じて州の予算から資金を配分することで、教育の質を担保。
ベルギー	地域別基準あり	フランドレン地域(オランダ語圏):教育予算は固定額+学生数等に応じた変動額で構成し、分野係数を設定。 ワロン・ブリュッセル連邦(フランス語圏):大学運営補助金は毎年総額を決定し、30%を歴	<p>①△: 各制度に対応した教育予算額・区分は公開され透明性あり。交付金の配分方法は各大学で自主的に決定し、費用構造の詳細公開は不十分。</p> <p>②△: 学生数・需要に即した配分で一応の公平性あり。</p>	①フランドレン地域では、教育と研究に区分し、それぞれ固定部分と変動部分に分けて算定され、包括交付金として交付 ワロン・ブリュッセル地域では、教育・研究・管理運営に要する人件費や諸経費に充当する	△: 一部大学が自主的にフルコスト計算手法を導入するも、未だ公式に確立されたシステムの不在。

		史的配分(固定)、70%を補助金受給資格のある学生数に比例(変動)で各大学に配分。	③△: 公的資金依存が大きい中で、フランデレン地域で公的資金削減による基盤的資金不足が顕在化し、質保証に懸念。 ④△: フランデレン地域は研究成果(博士号取得者数、著名な科学誌における論文数・引用数等)を配分に反映することで、一定の行動誘導効果あり。	「運営補助金」(subside de fonctionnement)を交付 ② 国による統一制度はないが、アントワープ大学やKUルーヴェンなど一部大学がフルコスト計算を実施しており、例えば教育活動と研究活動ごとの教職員人件費按分や光熱・設備等の間接経費配分を行い、各活動に要する真の原価を把握	
スペイン	地域別基準あり	2010年に承認されたCANOAモデルについて、計上費目の過大な詳細さといった問題があり、教員コスト按分ルール等を大学実態に即して簡素化。原価計算によって、各学位・サービスごとのコストを算定可能とすることができた状況。	①△: 各大学の学位/サービス別コストを算出する管理会計モデル導入が進み、財政情報の公開・説明責任は向上しつつある傾向。 ②△: 一部州の資金配分モデルには大学間格差是正の仕組みが組み込まれているが、自治州間の財政力差から生じる学生1人当たり支出格差が依然大きく、公平性確保は不完全。 ③○: 各大学は自治州と連携して達成目標・そのための財源、目標達成度の評価メカニズム等を含む複数年計画を策定することで、長期目線での持続的な財源確保が図られつつある状況。 ④△: 複数年計画で設定された成果指標に連動した資金配分がなされ、教育の質向上・研究成果創出へのインセンティブを付与。	①教育と研究に区分 ② 【直接経費】 人件費:教育・研究活動に従事する職員の人件費、物件費:教育プログラムや研究プロジェクトごとに使われる教材費・実験消耗品費・研究旅費、減価償却費:特定の学部やプロジェクトに専属して使用される設備・機器等の資産の減価償却費 【間接経費】 人件費:大学の管理部門や共通の支援部門に所属する職員(事務職員・技術職員等)の人件費、物件費:大学全体で発生する共通の光熱水料や設備維持費、図書館・IT等のサービス経費、減価償却費:建物や汎用設備など複数部門で共有される資産の減価償却費	△: 現時点では収入にとらわれない必要コスト算定は未実施の様様。ただし、2024年承認の管理会計モデルにより各学位/サービスの必要コスト算出が可能となり、将来的には収入にとらわれない必要コスト評価が各大学で行われる見込み。
トルコ	全国統一基準あり	国立大学予算は中央政府の統一フォーミュラで算定。学生数や履修単位数等に基づいて配分額を決定。	①△: 算定基準には客観指標を使用し妥当性は一定担保。ただし一般への詳細な開示はない模様で、コスト根拠の外部説明責任は限定的。 ②△: 入学生数や履修単位数等に基づく合理的配分で公平性向上。しかし大学間の学生当たり支出格差は依然大。 ③×: 公的支出は需要に追いつかず学生当たり支出が低下。公立大学生への授業料無償化による私費負担減も財政圧迫。 ④△: 成果重視の配分は未だ不十分であり、質向上への直接インセンティブは強くない状況。	①教育関連コストと研究関連コストを明確に分離して算定する公式な手法は未確立 ②学生数や教育研究の規模に応じた統一フォーミュラにより算定	×: 現時点では収入にとらわれない必要コスト算定は未実施の様様。

ギリシヤ	全国統一基準あり	大学への公的資金配分予算の80%を大学規模(学部数・学生数・教員数・キャンパス分散度等)の客観指標に基づき、20%を教育・研究の質・社会連携・国際化等の質的指標に基づき配分。2020年法で導入決定。	<p>①○：全国共通ルールにより配分根拠が明確化され、HAHEによる指標公表で透明性が向上。</p> <p>②○：学生数・学部数等の客観指標で規模に見合う配分を確保しつつ、分野係数により自然科学や工学等の高コスト教育にも十分な資金を配分。地域分散や教職員種別も加味し需要に沿った合理的配分を実現。</p> <p>③×：国全体の高等教育予算規模が小さく、学生一人当たり年間支出額はOECD平均の半分程度と低水準。加えて、学部授業料収入ゼロで大学財政の持続性に課題。</p> <p>④○：20%の業績連動資金は大学の質向上行動を促す明確な誘因として存在。教員業績や学生支援強化など行動変容がみられる可能性あり。</p>	<p>①教育と研究に区分</p> <p>②教育目的に係るコストは運営費交付金で賄われており、人件費や教学運営費を包括するブロックグラント</p>	△：質保証機関が支出実績から学生1人当たり教育コストを算定し比較分析した事例はあるが、それは実支出ベースの指標。実支出にとらわれずに必要コストを算定しているわけではない模様。
チリ	全国統一基準あり	高等教育法21.091号により、授業料無償化プログラム参加大学に学生1人当たり授業料上限(規制授業料)を設定する制度を導入。政府が5年毎に技術ガイドラインに基づき算定し、無償化学生の補填額となる仕組み。歴史的に学費基準は実コストでなく成果指標ベース。	<p>①△：算定指標・基準が公開され透明性は一定向上。しかし実コスト根拠の情報公開や算定は不十分で、真の必要経費を説明しきれていない状況。</p> <p>②△：大学間格差を固定化し地域・組織間の公平性に課題。</p> <p>③×：無償化で家計負担を軽減する一方、公的財源負担は増大し、成果指標の達成度が低い一部大学は補填不足で赤字・借入に直面。</p> <p>④△：研究成果・教員資格を算定に反映し質向上を促すインセンティブあり。しかし成果指標の達成度の低い大学ほど資金不足で改善困難な悪循環が生じ、効果は限定的。</p>	<p>①教育と研究の目的別に明確に区分して算定する統一的手法は確立されていない状況</p> <p>②一部の大学では、活動基準原価計算(ABC)など管理会計手法を導入</p>	△：学費水準は必要経費に基づく算定ではなく、国として質の高い教育を提供するために必要な教育コストの独自算定は行っていない模様。
コスタリカ	全国統一基準あり	主要財源は、憲法上保障された高等教育特別基金(FEES: GDP比約1.4%)。2023年に、政府-大学合意に基づき学生1人当たり年間教育コスト算定方式を新規導入。OPES主導で国立大学5校に共通の算定基準を設計し、教育関連支出を在学生数で按分する方法で算定。	<p>①△：統一算定により学生当たり経費を可視化し、公的資金の用途根拠を明示するも情報不足等により進展は途上。</p> <p>②○：従来は固定配分で非合理だったが、OPESの技術検討で公平性向上を図り配分比率を修正。まだ歴史的格差は残る状況。</p> <p>③△：高額な公的投入で教育水準を維持してきたが、財政制約でFEESは伸び悩み、持続性に懸念あり。</p> <p>④○：政府との協定で貧困層学生54%以上や研究費15%確保等の目標を設定し資金配分と連動。配分決定も重点分野強化を反映。</p>	<p>①学部教育、研究、大学院、社会拡張(エクステンション)に区分</p> <p>②学部教育について、統一的な「学生1人当たり年間教育コスト」算定モデルを設計</p>	△：学生1人あたりの年間教育コストを算定する制度はあるものの、具体的な算定スキームは不明であり、質の高い教育に必要なコストを算定する制度は未確認。

メキシコ	一部で算定基準導入(全国統一基準は未整備)	公立大学への運営補助は歴史的配分が主であったが、近年高等教育法で資金配分基準策定を明記。普通補助金は連邦・州から拠出(フォーミュラ無の様様)。追加補助金は競争的配分。	<p>①△: 配分根拠が長らく不透明だったが、近年政府により新たな配分基準を一部策定。</p> <p>②△: 高等教育のための国家奨学金制度を促進・強化し、社会的経済的に恵まれない学生を優先するといった施策はあるものの、学生あたり補助金の大学間格差は大きい模様。</p> <p>③△: 公的支出拡大が追いつかず学生当たり支出減少。複数大学で財政危機、再建策進行中。</p> <p>④△: 競争的資金で質向上を促す仕組み導入。しかし基盤補助は成果非連動。</p>	①教育と研究に区分せずに支給	△: 政府は学生1人当たり平均支出額を算出しているが、それは既存予算の按分値で質保証に必要な真のコストを算定しているわけではない模様。
コロンビア	全国統一基準あり	国統計局算出の高等教育コスト指数(ICES)に基づき各大学予算を前年予算や各機関が報告する実質コストに基づき毎年自動調整し、実質コスト増を補填。インフレ率より ICES が低い場合はインフレ率を適用し実質目減りを防止。	<p>①○: 客観指標(ICES等)に基づく算定で根拠を明確化[]。予算の用途には市民監視委員会による監督制度も導入され、対外的な透明性が強化。</p> <p>②○: 資金配分が各大学の实情(コスト増加率や需要)に即して行われ、従来の画一配分による不公平を是正。</p> <p>③△: 現時点で政府支出は必要経費の約半分しか賄えておらず追加的な財政投入がなお必要で、さらなる公財政の圧迫が懸念。</p> <p>④○: 資金拡充により教育の質・アクセスが向上。</p>	<p>①運営交付金の交付において、算出に用いられる「高等教育コスト指数(ICES)」では教育と研究の区分はない</p> <p>②教員人件費(常勤・非常勤それぞれ)、職員人件費、設備備品・図書調達費、福利厚生費、光熱・保守費、研究費、学生支援費</p>	△: 政府配分は前年実績ベースであり、「質の向上に必要な理想コスト」を独立に見積もり保障する仕組みではない模様ただしICESの導入により各大学の真の必要経費に近い指数を反映。大学側でも独自に学生1人当たり教育コストを把握する取組は行っているが、公的制度として本来必要な教育コストを算定・保証する枠組み不在。

注: 評価記号「○」「△」「×」は、それぞれ各政策目的を十分達成している場合、部分的に達成している場合、達成が不十分な場合を示す。具体的には以下のとおり。

- 「説明責任」は、制度がコスト算定根拠の明示や情報公開を促す度合いで評価
- 「公平性・合理性」は、資金配分が需要・規模に見合い格差是正に資するかで評価
- 「持続可能性」は、財政モデルが長期的運営に耐えるかで評価
- 「政策誘導」は、制度が大学の質向上行動を促す仕掛けの度合いで評価
- 「質の高い教育の実施に必要なコスト算定の有無」は、以下の基準で評価
 - ◎: 財政・収入制約にとらわれない形で現状の必要コストを算定しており、かつ将来必要なコストも勘案している
→イギリス、スイス等
 - ○: 財政・収入制約にとらわれない形で現状の必要コストを算定しているが、将来必要なコストまでは勘案していない
→アメリカ(バージニア州)、オーストリア、シンガポール、オーストラリア等
 - △: 財政・収入制約を前提に一定の基準(既存予算や支出実績等からの按分等)で教育コストを配分している

→韓国等 ※韓国はコストに係る情報公開という点で先進的

➤ ×:教育コストの配分に関して言及無し

なお、各評価理由は本調査で収集した文献・データに基づく。

2.3.3 参照先一覧

(1) イギリス

- WiredGov Ltd., “Burden of providing costing information to be reduced”,
<https://www.wired-gov.net/wg/wg-news-1.nsf/0/3269E9CA626FD4B880257B5F00538B8E?OpenDocument>(2026年2月12日閲覧)
- RAC Development Group, “History of TRAC”,
<https://www.trac.ac.uk/about/history/>(2026年2月12日閲覧)
- JCPSG(Joint Costing and Pricing Steering Group), “Transparent approach to costing An overview of TRAC”,
<https://www.lancaster.ac.uk/users/research/documents/trac.pdf>(2026年2月12日閲覧)
- Je-S Handbook, “Justification of Resources (Cross Council Guidance)”,
<https://je-s.rcuk.ac.uk/Handbook/index.htm#t=pages%2FGuidanceoncompletingaFellowshi%2FAccompanyingDocumentation%2FJustificationofResourcesCrossC.htm&rhsearch=GuidanceonCompletingaStandardG%2FCaseforSupportandAttachments%2FJustificationofResourcesCrossC.html&rhhlterm=guidanceoncompletingastandardg>(2026年2月25日閲覧)
- Wellcome Trust, “Overheads policy”, <https://wellcome.org/research-funding/guidance/policies-grant-conditions/overheads-policy>, (2026年2月13日閲覧)
- UK Research and Innovation, “MRC Handbook”,
<http://www.mrc.ac.uk/documents/pdf/guidance-for-applicants-and-award-holders/> (2026年2月13日閲覧)
- UK Research and Innovation, “Review of the Impact of the Full Economic Costing on the UK Higher Education Sector RCUK, 2009”,

<http://www.rcuk.ac.uk/RCUKprod/assets/documents/reviews/fec/fecexecsum.pdf> (2026年2月13日閲覧)

- UK Research and Innovation, “HEFCE TRAC Guidance Aug 2014”,
<http://www.hefce.ac.uk/whatwedo/lgm/finsustain/trac/> (2026年2月13日閲覧)
- University of Oxford, “Costing and pricing”,
<https://web.archive.org/web/20170916023515/http://researchsupport.admin.ox.ac.uk/costing-pricing> (2026年2月13日閲覧)
- University College London, “What are the Benefits”,
<https://web.archive.org/web/20170131160709/http://www.ucl.ac.uk/finance/fba-research/trac/trac-benefits> (2026年2月25日閲覧)
- JCPSG, “Consolidated TRAC guidance”,
http://www.jcpsg.ac.uk/guidance/part1_c2.htm (2026年2月13日閲覧) House of Commons Library, “BRIEFING PAPER Number 8151, 25 June 2018 Higher education tuition fees in England”,
<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-8151/CBP-8151.pdf> (2026年2月12日閲覧)
- TRAC, <https://www.trac.ac.uk/about/> (2025年12月16日閲覧)
- TRAC ガイド, <https://www.trac.ac.uk/wp-content/uploads/2025/06/TRAC-A-guide-for-Senior-Executives-and-Governing-Body-members.pdf> (2025年12月16日閲覧)

(2) スイス

- Schweizerische Hochschulkonferenz, “Kommentar zur Referenzkostenverordnung SHK, 20. Mai 2019”,
https://shk.ch/images/dokumentation/rechtliche_grundlagen/PLV20190520_503-3d-Erlaeuterungen-Referenzkostenverordnung-SHK-200B.pdf (2025年12月16日、2026年2月13日閲覧)
- Schweizerische Universitätskonferenz, “Kosten eines Universitätsstudiums, Ergebnisse der Kosten- und Leistungsrechnung 2004 Universitäten und ETH”,
<https://www.unibe.ch/e809/e810/e847/e850/e208136/pane208151/e143104>

[/files143694/1Publikation-KosteneinesUniversitätsstudiums-ger.pdf](#) (2026年2月13日閲覧)

- EC(European Commission), “Switzerland, 2.Funding in education, 2.2Higher education funding”,

<https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/eurydice/switzerland/higher-education-funding> (2026年2月13日閲覧)

B, S, S. Volkswirtschaftliche Beratung AG, “HFKG Verteilungsmodelle Grundbeiträge Schlussbericht Basel, den 27. April 2016”,

https://www.bssbasel.ch/files/Berichte_Bildung/BSS_Verteilung%20der%20Grundbeitraege%20HFKG%20.pdf (2026年2月13日閲覧)

Handelskammer beider Basel, “Förderung von Bildung, Forschung und Innovation 2025 bis 2028”,https://www.hkbb.ch/de/infothek/stellungnahmen/2023_09_22_Vernehmlassung_Foerderung_von_Bildung_Forschung_und_Innovation_in_den_Jahren_2025_bis_2028.php (2026年2月13日閲覧)

- Schweizerische Hochschulkonferenz, “Kosten für die Lehre und Forschung in der Humanmedizin, Leitfaden für die Erfassung der Daten der Universitäten, der Universitätsspitäler und Spitäler mit universitärem Auftrag im Rahmen des Projekts EKOH 18. März 2025 ”,https://shk.ch/images/dokumentation/publikationen/Leitfaden_EKOH_18.03.2025.pdf (2026年2月13日閲覧)

(3) アイルランド

- EUA(European University Association), “Efficiency, Effectiveness and Value for Money: Insights from Ireland and Other Countries A USTREAM REPORT OCTOBER 2018”,

<https://www.eua.eu/downloads/publications/efficiency%20effectiveness%20and%20value%20for%20money%20insights%20from%20ireland%20and%20other%20countries.pdf> (2026年2月13日閲覧)

- OECD, “The Financial Sustainability of Higher Education, Insights from Policy in OECD Countries”,

https://www.oecd.org/en/publications/the-financial-sustainability-of-higher-education_f544ccfe-en/full-report/component-5.html (2026年2月13日閲覧)

- Higher Education Authority, “Review of the Allocation Model for Funding Higher Education Institutions, Working Paper 6: Cost Drivers and the Costing System Underpinning Higher Education”,
<https://hea.ie/assets/uploads/2017/06/HEA-RFAM-Working-Paper-6-Costs-of-Higher-Education-Provision-06217.pdf> (2026年2月13日閲覧)
- OECD, “OECD Education Policy Perspectives No.51, Resourcing higher education in Ireland – Funding higher education institutions”,
https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2022/03/resourcing-higher-education-in-ireland_2b72f76c/67dd76e0-en.pdf (2026年2月13日閲覧)

(4) ルクセンブルク

- EUA, “Allocating core public funding to universities in Europe: state of play & principles, Enora Bennetot Pruvot and Thomas Estermann, March 2022”,
https://www.eua.eu/images/publications/funding_models_v2.pdf (2026年2月16日閲覧)
- EC, “Luxembourg, 2.Funding in education, 2.2Higher education funding”,
<https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/eurydice/luxembourg/higher-education-funding> (2026年2月16日閲覧)
Nederlands-Vlaamse Accreditatieorganisatie, “EXTERNAL EVALUATION OF LEARNING AND TEACHING, UNIVERSITY OF LUXEMBOURG, CRITICAL SUMMARY REPORT, APRIL 2021”, <https://mesr.gouvernement.lu/dam-assets/publications/21DB19-601-Evaluation-report-University-of-Luxembourg-Critical-Summary.pdf> (2026年2月16日閲覧)
- Research Luxembourg, “Funding system”,
<https://www.researchluxembourg.org/en/funding/> (2026年2月16日閲覧)

(5) アメリカ

- OMB(Office of Management and Budget), “CIRCULAR A-21 (Revised 8/8/00)”, <https://georgewbush-whitehouse.archives.gov/omb/circulars/a021/a021.html> (2026年2月16日閲覧)
- OMB, “Cost Principles for Educational Institutions”, <https://georgewbush-whitehouse.archives.gov/omb/circulars/a021/fedrega21.html> (2026年2月16日閲覧)
- Congressional Research Service, “Universities and Indirect Costs for Federally Funded Research, May 16, 2025”, <https://files.eric.ed.gov/fulltext/ED674645.pdf> (2026年2月16日閲覧)
- New America, “Higher Education Needs Funding Formulas, A Brief Series Examining State Higher Education Financing from a K-12 Perspective”, <https://www.newamerica.org/education-policy/briefs/higher-education-needs-funding-formulas/> (2026年2月16日閲覧)
- The Brookings Institution, “Designing state funding formulas for public higher education to center equity”, <https://www.brookings.edu/articles/designing-state-funding-formulas-for-public-higher-education-to-center-equity/> (2026年2月16日閲覧)
- NACUBO(National Association of College and University Business Officers), “The True Cost of Research”, <https://www.nacubo.org/Topics/Accounting/ATQ/2025/True-Cost-of-Research> (2026年2月16日閲覧)
- SHEEO(State Higher Education Executive Officers Association), “State funding to public colleges sees a minimal increase beyond inflation”, https://sheeo.org/shef_fy24/ (2026年2月16日閲覧)
- NCHEMS(National Center for Higher Education Management Systems), “Virginia Cost and Funding Need Study Report, (Pursuant to Contract Awarded by SCHEV Under RFP #245-04221)”, <https://nchems.org/wp->

[content/uploads/Final-Report-220701-adjustments-added-7-12-22-by-SCHEV.pdf](#) (2026年2月16日閲覧)

- New America ウェブサイト, <https://www.newamerica.org/insights/higher-education-needs-funding-formulas/> (2025年12月16日閲覧)
- SHEEO ウェブサイト, https://sheeo.org/wp-content/uploads/2022/10/SHEEO_2022_State_Approaches_Base_Funding.pdf (2025年12月16日閲覧)

(6) オーストリア

- EUA, “Allocating core public funding to universities in Europe: state of play & principles, Enora Bennetot Pruvot and Thomas Estermann, March 2022”, https://www.eua.eu/images/publications/funding_models_v2.pdf (2026年2月16日閲覧)
- BMBWF(Bundesministerium für Bildung, Wissenschaft und Forschung), “4.2 Leistungsvereinbarungs-Periode 2019–2021 – Universitätsfinanzierung NEU”, <https://unibericht.bmbwf.gv.at/2023/47/> (2026年2月16日閲覧)
- BMBWF, “4.5 Kosten- und Leistungsrechnung”, <https://unibericht.bmbwf.gv.at/2023/51/> (2025年12月16日、2026年2月16日閲覧)
- Bundesministerium für Bildung, “Universitätsfinanzierung NEU im Ministerrat beschlossen”, https://www.bmb.gv.at/Ministerium/Presse/2018_archiv/Universit%C3%A4tsfinanzierung-NEU-im-Ministerrat-beschlossen.html (2026年2月16日閲覧)
- EC, “Austria - National Student Fees”, <https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/countries/austria/national-student-fee#tab-1> (2026年2月16日閲覧)
- Rechnungshof Österreich, “Universitätsfinanzierung NEU, Bericht des Rechnungshofes”, https://www.rechnungshof.gv.at/rh/home/home/2025_4_Universitaetsfinanzierung.pdf (2026年2月16日閲覧)

(7) シンガポール

- Royal Society of Edinburgh, “Singapore’s Tertiary Education Funding Landscape, Royal Society of Edinburgh | Conference on the Funding of Tertiary Education in Scotland | 28 May 2025”, https://rse.org.uk/wp-content/uploads/2025/08/Funding_tertiary_presentation_Kong.pdf (2026年2月17日閲覧)
- Universität Wien, “Grounding globalism through self-reflexive area studies a case study of internationalization at the National University of Singapore (NUS)” <https://phaidra.univie.ac.at/detail/o:1319331> (2026年2月17日閲覧)
- Ministry of Education, Singapore, “Merger of the Yale-NUS College and NUS’ University Scholars Programme”, <https://www.moe.gov.sg/news/parliamentary-replies/20210913-merger-of-the-yale-nus-college-and-nus-university-scholars-programme> (2026年2月17日閲覧)
- NATIONAL UNIVERSITY OF SINGAPORE AND ITS SUBSIDIARIES, <https://nus.edu.sg/docs/default-source/annual-report/nus-financial-report-2024.pdf> (2025年12月16日閲覧)

(8) スウェーデン

- Swedish Research Council, “The role of external funding in Swedish higher education research, A case study of some research-oriented departments”, https://www.vr.se/download/18.12596ec416eb1fc845e2/1575294432653/The-Role-Of-External-Funding-In-Swedish-Higher-Education-Research_VR_2019.pdf (2026年2月17日閲覧)
- SUHF(Sveriges universitets- och högskoleförbund), “From An Accounting Model for Indirect Costs at Higher Education Institutions – Manual, (Hellström/Mattsson)”, <https://suhf.se/app/uploads/2019/07/An-Accounting-Model-for-Costs-at-HEIs-Summary-of-the-Swedish-Manual.pdf> (2026年2月17日閲覧)

- EC, “Sweden, 2.Funding in education, 2.2Higher education funding”,
<https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/euryperia/sweden/higher-education-funding> (2026 年 2 月 17 日閲覧)
- SUHF, “The Association of Swedish Higher Education Institutions”,
<https://suhf.se/in-english/> (2026 年 2 月 17 日閲覧)
- Swedish Higher Education Authority, “Cost of studying”,
<https://www.uka.se/swedish-higher-education-authority/about-higher-education/higher-education-in-sweden/cost-of-studying> (2026 年 2 月 17 日閲覧)
- Stockholms universitet,
https://www.su.se/polopoly_fs/1.551614.1618982011!/menu/standard/file/SU_HF-model-eng-230913%281%29.pdf#:~:text=Indirect%20costs%20University%20level%20Faculty,level%20Department%20level (2025 年 12 月 16 日閲覧)

(9) ラトビア

- EUA, “Allocating core public funding to universities in Europe: state of play & principles, Enora Bennetot Pruvot and Thomas Estermann, March 2022”,
https://www.eua.eu/images/publications/funding_models_v2.pdf (2026 年 2 月 17 日閲覧)
- Izglītības un zinātnes ministrija, “Valdība atbalsta jauno augstākās izglītības finansēšanas pieeju visām valsts augstskolām un koledžām”,
<https://www.izm.gov.lv/lv/jaunums/valdiba-atbalsta-jauno-augstakas-izglitibas-finansesanas-pieeju-visam-valsts-augstskolam-un-koledzam> (2026 年 2 月 17 日閲覧)
- Edu-live Global, “No More “Budget Seats”: Latvia Hands Universities Financial Autonomy”,
<https://www.edu-live.com/posts/no-more-budget-seats-latvia-hands-universities-financial-autonomy> (2025 年 12 月 16 日、2026 年 2 月 17 日閲覧)

- IZM(Ministry of Education and Science Republic of Latvia), “Three pillar funding model”, <https://www.izm.gov.lv/en/three-pillar-funding-model> (2026年2月17日閲覧)
- IZM, “Performance-based Higher Education Funding Model”, <https://www.izm.gov.lv/sites/izm/files/performance-based-higher-education-funding-modell.pdf> (2026年2月17日閲覧)
- 教育科学省ウェブサイト, <https://www.izm.gov.lv/en/three-pillar-funding-model> (2025年12月16日閲覧)

(10) リトアニア

- Vilnius University Press, “THE POLICY OF FINANCING THE STUDIES IN LITHUANIAN HIGHER EDUCATION: HISTORICAL DEVELOPMENT AND CONSEQUENCES OF INTRODUCING THE “STUDENT BASKET”, <https://www.journals.vu.lt/acta-paedagogica-vilnensia/en/article/view/2519> (2026年2月17日閲覧)
- OECD, “Reviews of National Policies for Education, Education in Lithuania”, https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2017/10/education-in-lithuania_g1g8073f/9789264281486-en.pdf (2026年2月17日閲覧)
- EC, “Lithuania, 2.Funding in education, 2.2Higher education funding”, <https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/eurydice/lithuania/higher-education-funding> (2026年2月17日閲覧)
- EUA, “Allocating core public funding to universities in Europe: state of play & principles, Enora Bennetot Pruvot and Thomas Estermann, March 2022”, https://www.eua.eu/images/publications/funding_models_v2.pdf (2026年2月17日閲覧)
- EU ウェブサイト Lithuania, <https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/eurydice/lithuania/higher-education-funding#:~:text=state,institution%20does%20not%20exceed%20the> (2025年12月16日閲覧)

(11) オーストラリア

- DE(Department of Education, Australian Government), “Commonwealth Grant Scheme”, <https://www.education.gov.au/higher-education-funding/commonwealth-grant-scheme-cgs> (2026年2月17日閲覧)
- DE, “Funding Clusters and Indexed Rates”, <https://www.education.gov.au/higher-education-loan-program/approved-hep-information/funding-clusters-and-indexed-rates> (2026年2月17日閲覧)
- DE, “Resources”, <https://www.education.gov.au/resources/research-block-grants> (2026年2月17日閲覧)
- DE, “Improving accountability and information for providers”, <https://www.education.gov.au/job-ready/improving-accountability-information-providers> (2026年2月17日閲覧)
- UNIVERSITIES AUSTRALIA, “2022 HIGHER EDUCATION FACTS AND FIGURES, JUNE 2022”, <https://universitiesaustralia.edu.au/wp-content/uploads/2022/09/220207-HE-Facts-and-Figures-2022-2.0.pdf> (2026年2月17日閲覧)
- DE, “Australian Universities Accord Final Report Document”, <https://www.education.gov.au/australian-universities-accord/resources/final-report> (2026年2月17日閲覧)
- DE, “2019 Transparency in Higher Education expenditure”, <https://www.education.gov.au/higher-education-publications/resources/2019-transparency-higher-education-expenditure-publication> (2026年2月17日閲覧)
- オーストラリア政府資料, <https://www.education.gov.au/download/15015/job-ready-graduates-preliminary-paper/31676/document/pdf> (2025年12月16日閲覧)

(12) 韓国

- 법제처, “고등교육법”,
<https://www.law.go.kr/LSW//lsLawLinkInfo.do?chrClsCd=010202&lsJoLnkSeq=1000448168&lsId=000899&print=print> (2026年2月17日閲覧)
- 대한뉴스, “교육투자 많은 명문대는 어디?”,
<https://m.dhnews.co.kr/news/view/179519919785410> (2025年12月16日、2026年2月17日閲覧)
- 独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構, “韓国:大学基本能力診断評価の廃止へ”,
https://gaupdates.niad.ac.jp/2023/02/27/south_korea20230227/ (2026年2月17日閲覧)
- 한국교육개발원, “교육개발 2025 가을호, 새 정부의 교육정책 방향”,
https://www.kedi.re.kr/edzine/ednews/2025_09m/images/download.pdf
(2026年2月17日閲覧)
- 정책기획위원회, “고등교육의 현실을 진단하고 대학 혁신의 길을 묻다”,
<http://webarchives.pa.go.kr/19th/www.pcpp.go.kr/images/webzine/202104/sub4.html> (2026年2月17日閲覧)
- 누리미디어, “대학의 교육원가 :K 대학 사례연구”,
<https://www.dbpia.co.kr/journal/articleDetail?nodeId=NODE11404492> (2026年2月17日閲覧)

(13) フランス

- Assemblée nationale, “13ème législature (Question N°:79603)”,
<https://questions.assemblee-nationale.fr/q13/13-79603QE.htm> (2026年2月17日閲覧)
- IFRAP(Fondation pour la recherche sur les administrations et les politiques publiques), “Financement des universités : dispositif SYMPA, Le point sur l’application de la LRU en matière de financement”,
<https://www.ifrap.org/education-et-culture/financement-des-universites-dispositif-sympa> (2026年2月17日閲覧)

- Sénat, “Stratégie universitaire de l’État : fixer un cap, restaurer la confiance”, <https://www.senat.fr/rap/r25-058/r25-05810.html> (2026 年 2 月 17 日閲覧)
- Cour des comptes, “Les universités à l’horizon 2030 : plus de libertés, plus de responsabilités , Les enjeux structurels pour la France – Octobre 2021, Entités et politiques publiques ”, <https://www.ccomptes.fr/sites/default/files/2021-10/20211021-NS-Universites.pdf> (2026 年 2 月 18 日閲覧)
- Campus Matin, “Les étudiants devront-ils payer plus pour sauver l’université ?”, <https://www.campusmatin.com/vie-campus/strategies/les-etudiants-devront-ils-payer-plus-pour-sauver-l-universite.html> (2026 年 2 月 18 日閲覧)
- Sénat, “Financement des universités : l’équité au service de la réussite de tous”, <https://www.senat.fr/rap/r12-547/r12-5476.html> (2026 年 2 月 18 日閲覧)
- Ministère de l’Éducation nationale, “En 2019, le coût moyen par étudiant est de 11 530 euros”, <https://web.archive.org/web/20250805054138/https://www.education.gouv.fr/en-2019-le-cout-moyen-par-etudiant-est-de-11-530-euros-322990> (2026 年 2 月 18 日閲覧)
- EUA, “Allocating core public funding to universities in Europe: state of play & principles, Enora Bennetot Pruvot and Thomas Estermann, March 2022 ”, https://www.eua.eu/images/publications/funding_models_v2.pdf (2026 年 2 月 18 日閲覧)
- SNESUP-FSU, “Petite histoire des systèmes d’affectation des moyens aux établissements de l’ESR public”, https://www.snesup.fr/sites/default/files/2025-03/sp_systemes-d-affectation-des-moyens-731-p28-29.pdf (2026 年 2 月 18 日閲覧)
- フランス会計院レポート, https://www.ccomptes.fr/system/files/2023-02/20230207-universites-et-territoires_0.pdf (2025 年 12 月 16 日閲覧)

- 国民教育・高等教育・研究省資料,
[https://services.dgesip.fr/fichiers/Guide connaissance des couts des activites diffuse_17032021.pdf](https://services.dgesip.fr/fichiers/Guide_connaissance_des_couts_des_activites_diffuse_17032021.pdf) (2025 年 12 月 16 日閲覧)

(14) オランダ

- EC, “Netherlands, 2.Funding in education, 2.2Higher education funding”,
<https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/eurypedia/netherlands/higher-education-funding> (2026 年 2 月 18 日閲覧)
- EUA, “Allocating core public funding to universities in Europe: state of play & principles, Enora Bennetot Pruvot and Thomas Estermann, March 2022”,
https://www.eua.eu/images/publications/funding_models_v2.pdf(2026 年 2 月 18 日閲覧)
- Vrije Universiteit Amsterdam, “Universiteiten krijgen te weinig geld door antiek financieringsmodel”, <https://advalvas.vu.nl/student-maatschappij/universiteiten-krijgen-te-weinig-geld-door-antiek-financieringsmodel/> (2026 年 2 月 18 日閲覧)
- Algemene Rekenkamer, “Ruimte in de ramingen? Meerjarenramingen onderzocht”, <https://www.rekenkamer.nl/documenten/2021/06/22/ruimte-in-de-ramingen-meerjarenramingen-onderzocht> (2026 年 2 月 18 日閲覧)
- CHEPS (Center for Higher Education Policy Studies), “Bekostiging van het Nederlandse hoger onderwijs: kostendeterminanten en varianten, Onderzoek uitgevoerd in opdracht van het Ministerie van Onderwijs, Cultuur en Wetenschap”, <https://www.scienceguide.nl/wp-content/uploads/2019/01/1406535BekostigingssystematiekHOeindrapport27augustus2018-1.pdf> (2026 年 2 月 18 日閲覧)
- Overheid.nl, “Regeling financiën hoger onderwijs”,
<https://wetten.overheid.nl/BWBR0024005/2025-09-01> (2026 年 2 月 18 日閲覧)
- The Amsterdammer, “The Impact of Dutch Higher Education Cuts on International Students”,

<https://theamsterdammer.org/2024/12/09/news/the-impact-of-dutch-higher-education-cuts-on-international-students/> (2026年2月18日閲覧)

- Overheid.nl, “Uitvoeringsbesluit WHW 2008”,
<https://wetten.overheid.nl/BWBR0006152/2021-09-01/0> (2026年2月18日閲覧)
- Rijksoverheid, “Financiering hoger onderwijs”,
<https://www.rijksoverheid.nl/onderwerpen/financiering-onderwijs/financiering-hoger-onderwijs> (2026年2月18日閲覧)

(15) デンマーク

- OECD, “OECD Education Policy Perspectives No.49, Resourcing higher education in Denmark- Thematic policy brief”,
<https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2021/12/resourcing-higher-education-in-denmark-6dab4b07/c8217325-en.pdf> (2026年2月18日閲覧)
- UFM(Uddannelses- og Forskningsministeriet), “The State Education Grant and Loan Scheme in Denmark (SU)”,
<https://web.archive.org/web/20251127000635/https://ufm.dk/en/education/grants-and-loans/su-2013-the-danish-student-s-grants-and-loans-scheme> (2026年2月18日閲覧)
- UFM, “Bevillingssystemet for de videregående uddannelser”,
<https://web.archive.org/web/20251010182756/https://ufm.dk/uddannelse/institutioner-og-drift/okonomi/tilskud/nyt-bevillingssystem-for-de-videregaende-uddannelser> (2026年2月18日閲覧)
- EC, “Denmark, 2.Funding in education”,
<https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/euryperia/denmark/funding-education> (2026年2月18日閲覧)

(16) フィンランド

- OECD, “OECD Education Policy Perspectives Directorate for Education and Skills No.76, The future of Finland’s funding model for higher education institutions”,
https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2023/09/the-future-of-finland-s-funding-model-for-higher-education-institutions_c2e89e78/3d256b59-en.pdf (2026年2月18日閲覧)
- Research Council of Finland, “Full cost model”,
<https://www.aka.fi/en/research-funding/apply-for-funding/how-to-apply-for-funding/az-index-of-application-guidelines/full-cost-model/> (2026年2月18日閲覧)
- NIAD-QE(独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構), “フィンランドにおける大学評価と財政配分とのリンク”,
https://www.niad.ac.jp/ICSFiles/afieldfile/2006/11/21/no9_3_a00309.pdf
(2026年2月18日閲覧)
- Tieteentekijät, “The Great Unknown, The general costs of the full cost model can take up half of the research funding collected by a researcher group. Where does this money go? ”, <https://tieteentekijat.fi/en/the-great-unknown/> (2026年2月18日閲覧)
- EC, “Finland, 2.Funding in education”,
<https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/eurypedia/finland/funding-education>
(2026年2月18日閲覧)
- OKM(Opetus- ja kulttuuriministeriö), “Lukuvuosimaksujen muuttaminen täyskatteelliseksi kolmansien maiden kansalaisille”,
[https://okm.fi/documents/1410845/162894142/Hallitusohjelmaneuvoittelut+2023+Lukuvuosimaksut+\(VM\).pdf/cf9e05e1-7854-92a1-4624-25c6b33b3399/Hallitusohjelmaneuvoittelut+2023+Lukuvuosimaksut+\(VM\).pdf?t=1686128243428](https://okm.fi/documents/1410845/162894142/Hallitusohjelmaneuvoittelut+2023+Lukuvuosimaksut+(VM).pdf/cf9e05e1-7854-92a1-4624-25c6b33b3399/Hallitusohjelmaneuvoittelut+2023+Lukuvuosimaksut+(VM).pdf?t=1686128243428) (2026年2月18日閲覧)

- OKM, “Steering, financing and agreements of higher education institutions, science agencies and research institutes”, <https://okm.fi/en/steering-financing-and-agreements> (2026年2月18日閲覧)

(17) ノルウェー

- UHR(Universitets- og høgskolerådet), “NORWAY Full Cost Model”, <https://www.uhr.no/f/pl/if1315268-b34b-48db-b063-c40bd6b89b22/norway-modelupdatedfeb2018.pdf> (2026年2月19日閲覧)
- NIAD-QE, “University funding reforms in the Nordic countries”, <https://www.niad.ac.jp/media/001/201802/pdf/nk002003.pdf> (2026年2月19日閲覧)
- EC, “Norway, 2.Funding in education, 2.2Higher education funding”, <https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/euryperia/norway/higher-education-funding> (2026年2月19日閲覧)
- UHR, “The Norwegian universities’ methodology on full costing”, https://www.uhr.no/f/pl/iab99b2e2-be03-4fc8-aab8-9703ff8d7b57/tdi_norwegianfullcostmodelfinal.pdf (2026年2月19日閲覧)
- EUA, “Allocating core public funding to universities in Europe: state of play & principles, Enora Bennetot Pruvot and Thomas Estermann, March 2022”, https://www.eua.eu/images/publications/funding_models_v2.pdf (2026年2月19日閲覧)
- OECD, “EDUCATION AT A GLANCE 2025, Norway”, https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2025/09/education-at-a-glance-2025-country-notes_9749f4ff/norway_1df687cf/693d8ce6-en.pdf (2026年2月19日閲覧)
- NIFU(Utgitt av Nordisk institutt for studier av innovasjon, forskning og utdanning), “Hva koster en student?, En kostnadskartlegging av universiteter og høgskoler”, https://www.khrono.no/files/2017/11/15/nifurapport2014-52_hva_koster_en_student.pdf (2026年2月19日閲覧)

(18) イタリア

- MDPI(Multidisciplinary Digital Publishing Institute), “Changing the Accounting System to Foster Universities’ Financial Sustainability: First Evidence from Italy”, <https://www.mdpi.com/2071-1050/11/21/6151> (2026年2月19日閲覧)
- MUR(Ministero dell’Università e della Ricerca), “Decreto interministeriale del 09/12/2014 n. 893”, <https://www.mim.gov.it/documents/20182/228988/Decreto+Interministeriale+del+9-12-2014+n.893.pdf/e2e8b9ea-0769-4588-9e5e-3de609027ef0> (2026年2月19日閲覧)
- EUA, “DEFINE PROJECT, DESIGNING STRATEGIES FOR EFFICIENT FUNDING OF UNIVERSITIES IN EUROPE”, https://www.eua.eu/images/designing_strategies_for_efficient_funding_of_universities_in_europe_define.pdf (2026年2月19日閲覧)
- Think-tank Tortuga, “Fondi alle università: contiamo anche i fuori corso”, <https://www.tortuga-econ.it/2020/02/25/fondi-alle-universita-contiamo-anche-i-fuori-corso/> (2026年2月19日閲覧)
- EC, “Italy, 2.Funding in education, 2.2Higher education funding”, <https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/eurydice/norway/higher-education-funding> (2026年2月19日閲覧)
- MUR, “COSTO STANDARD PER STUDENTE 2024-2026”, <https://www.mur.gov.it/sites/default/files/2024-09/Decreto%20Ministeriale%20n.%201166%20del%2007-08-2024.pdf> (2026年2月19日閲覧)
- Università degli Studi Roma Tre, “Le regole per la determinazione del costo standard”, https://www.uniroma3.it/downloads/Costo%20standard_CARRATTA.pdf (2026年2月19日閲覧)

- Camera dei deputati,
https://www.camera.it/leg17/561?appro=app_FFO#:~:text=c,servizio%20dei%20diversi%20ambiti%20disciplinari (2025 年 12 月 16 日閲覧)

(19) ハンガリー

- Science|Business, “New performance-based funding model raises concerns about motive behind Hungary’s university reform”,
<https://sciencebusiness.net/news/new-performance-based-funding-model-raises-concerns-about-motive-behind-hungarys-university> (2026 年 2 月 19 日閲覧)
- Óbuda University, “Acta Polytechnica Hungarica Vol. 20, No. 3, 2023, The Challenges of Cost Accounting of Hungarian Higher Education – especially Competitiveness Aspect”, https://acta.uni-obuda.hu/Szijarto_Lentner_Toht_132.pdf (2026 年 2 月 19 日閲覧)
- EC, “Hungary, 2.Funding in education, 2.2Higher education funding”,
<https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/eurypedia/hungary/higher-education-funding> (2026 年 2 月 19 日閲覧)
- Government of Hungary, “11 Hungarian universities ranked among the world’s best”, <https://abouthungary.hu/news-in-brief/11-hungarian-universities-ranked-among-the-worlds-best> (2026 年 2 月 19 日閲覧)
- ハンガリー国家法令「249/2000. (XII. 24.) 政令」及び関連法規(2005 年高等教育法),
<https://njt.hu/jogszabaly/2000-249-20-22> (2025 年 12 月 16 日閲覧)

(20) アイスランド

- Viljinn, “Gagnger kerfisbreyting á fjármögnun háskólanna til að bæta árangur”, <https://viljinn.is/islendingar/gagnger-kerfisbreyting-a-fjarmognun-haskolanna-til-ad-baeta-arangur/> (2026 年 2 月 19 日閲覧)
- Ríkisendurskoðun, “Skýrsla til Alþingis, Hjúkrunarfræðingar Mönnun, menntun og starfsumhve”,
<https://www.rikisend.is/reskjol/files/Skyrslur/2017->

[Hjukrunarfraedingar Monnun menntun og starfsumhverfi.pdf](#) (2026 年 2 月 19 日閲覧)

- Kungliga biblioteket, “Resurser för högskolans grundutbildning”,
<https://statics.teams.cdn.office.net/evergreen-assets/safelinks/2/atp-safelinks.html> (2026 年 2 月 19 日閲覧)
- Stjórnarráð Íslands, “Financing higher education in Iceland”,
<https://www.stjornarradid.is/media/menntamalaraduneyti-media/media/mrn-pdf-annad/radstfjarmingjaldur.pdf> (2026 年 2 月 19 日閲覧)
- EU ウェブサイト Iceland,
<https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/eurydice/iceland/higher-education-funding> (2025 年 12 月 16 日閲覧)
- 国家監査院ウェブサイト, <https://rafhladan.is/bitstream/handle/10802/14506/SU-kostnadur-og-skilvirkni-kennaramenntunar-HI-og-HA.pdf?sequence=1> (2025 年 12 月 16 日閲覧)

(21) ポーランド

- EC, “Poland, 2.Funding in education, 2.2Higher education funding”,
<https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/eurydice/poland/higher-education-funding> (2026 年 2 月 19 日閲覧)
- University of Warsaw, “ANALYSIS OF HIGHER EDUCATION COSTS AND SOURCES OF THEIR FINANCING”, <https://www.delab.uw.edu.pl/wp-content/uploads/2020/10/Higher-Education-Costs-WP-DELab.pdf> (2026 年 2 月 19 日閲覧)
- Wydziału Nauk Ekonomicznych University of Warsaw, “Społeczne i ekonomiczne uwarunkowania wyborów osób w wieku 19-30 lat dotyczących studiowania”,
<https://www.bing.com/ck/a?!&&p=5c7ca35849207691ad73c0d139bb32f9522d42c4d337fbd0531ffc85abc71eecJmltdHM9MTc3MTM3MjgwMA&ptn=3&ver=2&hsh=4&fclid=1ebcd76f-b1a9-6a37-2711-c187b07e6bef&psq=SPO%c5%81ECZNE+I+EKONOMICZNE+UWARUNKOW>

[ANIA+WYBOR%c3%93W+OS%c3%93B+W+WIEKU+19-30+LAT+DOTYCZ%c4%84CYCH+STUDIOWANIA&u=a1aHR0cHM6Ly9lZHVlbnR1emphc2NpLnBsL2ltYWdlcy9zdG9yaWVzL3B1Ymxpa2FjamUvSUJFLVJhcG9ydC1TcG9sZWN6bmUtZWtvbm9taWN6bmUtdXdhcnVua293YW5pYS13eWJvcn93LTE5LTMwLXN0dWRpYS5wZGY](#) (2026年2月19日閲覧)

- European Commission Directorate-General for Research and Innovation, “Peer Review of Poland’s Higher Education and Science System”,
[https://projects.research-and-innovation.ec.europa.eu/sites/default/files/rio/report/PSF-Peer review Poland_FINAL%2520REPORT.pdf](https://projects.research-and-innovation.ec.europa.eu/sites/default/files/rio/report/PSF-Peer%20review%20Poland_FINAL%2520REPORT.pdf) (2026年2月19日閲覧)
- Prace Naukowe Uniwersytetu Ekonomicznego we Wrocławiu, “Wynik finansowy jako miernik dokonań uczelni publicznej”,
<http://bazekon.icm.edu.pl/bazekon/element/bwmetal.element.ekon-element-000171261113> (2026年2月19日閲覧)
- Rada Ministrów, “Rozporządzenie Rady Ministrów z dnia 18 grudnia 2012 r. w sprawie szczegółowych zasad gospodarki finansowej uczelni publicznych”,
<https://eli.gov.pl/eli/DU/2012/1533/ogl> (2026年2月19日閲覧)

(22) ポルトガル

- Governo de Portugal, “Portaria n.º 101/2024/1, de 13 de março”,
<https://diariodarepublica.pt/dr/detalhe/portaria/101-2024-855215460> (2026年2月19日閲覧)
- OECD, “Higher Education, Resourcing Higher Education in Portugal”,
https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2022/12/resourcing-higher-education-in-portugal_2c0f4072/a91a175e-en.pdf (2026年2月19日閲覧)
- Rijksoverheid, “Kamerbrief hoger onderwijs en wetenschap”,
<https://www.rijksoverheid.nl/documenten/kamerstukken/2022/06/17/aan-de-tweede-kamer-beleidsbrief-hoger-onderwijs-en-wetenschap> (2026年2月19日閲覧)

- OECD, “Labour Market Relevance and Outcomes of Higher Education in Four US States”, https://www.oecd.org/en/publications/labour-market-relevance-and-outcomes-of-higher-education-in-four-us-states_38361454-en.html (2026年2月19日閲覧)
- OJED(Open Journals in Education), “The Relationships Between State Community College Governance Centralization and Local Appropriations”, <https://www.ojed.org/index.php/hepe/article/view/1734> (2026年2月19日閲覧)
- PwC Strategy&, “Toereikendheid, doelmatigheid en kostentoerekening in het mbo, hbo en wo&o”, <https://web.archive.org/web/20250217152722/https://open.overheid.nl/documenten/ronl-88bf49c7-7e2e-4947-8be1-68ea610e38f1/pdf> (2026年2月19日閲覧)
- Fundo Ambiental, “Um caminho de convergência com a Europa”, <https://falisboa.pt/wp-content/uploads/2021/10/1-Um-caminho-de-converge%CC%82ncia-com-a-Europa.alt.pdf> (2026年2月19日閲覧)
- Publications Office of the European Union, “Higher education and smart specialisation in Portugal”, <https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/190880f6-7654-11eb-9ac9-01aa75ed71a1/language-en> (2026年2月19日閲覧)
- OECD Resourcing Higher Education in Portugal, https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2022/12/resourcing-higher-education-in-portugal_2c0f4072/a91a175e-en.pdf (2025年12月16日閲覧)

(23) スロベニア

- EC, “Efficiency and effectiveness of public expenditure on tertiary education in the EU, ANNEX : COUNTRY FICHE SLOVENIA”, https://ec.europa.eu/economy_finance/publications/occasional_paper/pdf/country_fiches/slovenia.pdf (2026年2月20日閲覧)

- Republic of Slovenia, “148th regular session of the Government of the Republic of Slovenia”, <https://www.gov.si/en/news/2025-04-03-148th-regular-session-of-the-government-of-the-republic-of-slovenia/> (2026 年 2 月 20 日閲覧)
- UMAR(Urad RS za makroekonomske analize in razvoj), “Funding, equity and efficiency of higher education - Interrelationships between these phenomena and an international conference on them”, <https://www.umar.gov.si/uploads/media/IB1-08ang.pdf> (2026 年 2 月 20 日閲覧)
- Univerza v Mariboru, <https://www.um.si/wp-content/uploads/2021/11/Navodila-o-prispevkih-in-vrednotenju-strokov-na-UM-012-N-2-2023-412-SF.pdf> (2025 年 12 月 16 日閲覧)

(24) チェコ

- EC, “Czechia, 2.Funding in education, 2.2Higher education funding”, <https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/eurypedia/czechia/higher-education-funding> (2026 年 2 月 20 日閲覧)
- MSMT(Ministerstvo školství, mládeže a tělovýchovy), “PRAVIDLA PRO POSKYTOVÁNÍ PŘÍSPĚVKU A DOTACÍ VEŘEJNÝM VYSOKÝM ŠKOLÁM PRO ROK 2024”, <https://msmt.gov.cz/vzdelavani/vysoke-skolstvi/pravidla-pro-poskytovani-prispevku-a-dotaci-verejnym-vysokym-10> (2026 年 2 月 20 日閲覧)
- EUA, “DEFINE PROJECT, DESIGNING STRATEGIES FOR EFFICIENT FUNDING OF UNIVERSITIES IN EUROPE”, https://www.eua.eu/images/designing_strategies_for_efficient_funding_of_universities_in_europe_define.pdf (2026 年 2 月 20 日閲覧)
- IDEA(Institute for Democracy & Economic Analysis), “Rozdíly nákladnosti výzkumu a výuky na vysokých školách”, <https://idea.cerge-ei.cz/zpravy/rozdily-nakladnosti-vysokoskolskeho-vyzkumu-a-vyuky-2> (2026 年 2 月 20 日閲覧)

- Ministerstvo školství, mládeže a tělovýchovy,
https://msmt.gov.cz/uploads/Odd. 320/Pravidla_pro_poskytovani_prispevku_a_dotaci_2025.pdf (2025年12月16日閲覧)

(25) スロバキア

- Faculty of Roman Catholic Theology of Cyril and Methodius Comenius University Bratislava, “Metodika rozpisu dotácií zo štátneho rozpočtu verejným vysokým školám na rok 2023”,
https://frcth.uniba.sk/fileadmin/rkcmbf/fakultna_kniznica/rozpis_dotacii_2023.pdf (2026年2月20日閲覧)
- EUA, “Allocating core public funding to universities in Europe: state of play & principles, Enora Bennetot Pruvot and Thomas Estermann, March 2022”,
https://www.eua.eu/images/publications/funding_models_v2.pdf (2026年2月20日閲覧)
- Alexander Dubček University of Trenčín, “Metodika rozpisu dotácií zo štátneho rozpočtu verejným vysokým školám na rok 2024”,
https://tnuni.sk/fileadmin/dokumenty/univerzita/dolezite_dokumenty/2024/Metodika_rozpisu_dotacie_na_rok_2024.pdf (2026年2月20日閲覧)
- EC, “Slovakia, 2.Funding in education, 2.2Higher education funding”,
<https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/eurypedia/slovakia/higher-education-funding> (2026年2月20日閲覧)
- OECD, “Improving Higher Education in the Slovak Republic”,
https://www.oecd.org/en/publications/improving-higher-education-in-the-slovak-republic_259e23ba-en.html (2026年2月20日閲覧)
- Slovenská rektorská konferencia, “Higher education and research in relation to funding in Slovakia”,
https://srk.sk/images/podujatia/2025_Podujatia/04Rudolf_Kropil_PO_2025_EN.pdf (2026年2月20日閲覧)
- OECD, “DETAILED PROJECT DESCRIPTION, IMPROVING THE HIGHER EDUCATION SYSTEM IN THE SLOVAK REPUBLIC”, <https://isa.gov.sk/wp->

content/uploads/2023/08/7807_improving-the-higher-education-system-in-the-slovak-republic.pdf (2026年2月20日閲覧)

(26) エストニア

- EC, “Estonia, 2.Funding in education, 2.2Higher education funding”, <https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/eurydica/estonia/higher-education-funding> (2026年2月20日閲覧)
- EUA, “Allocating core public funding to universities in Europe: state of play & principles, Enora Bennetot Pruvot and Thomas Estermann, March 2022”, https://www.eua.eu/images/publications/funding_models_v2.pdf (2026年2月20日閲覧)
- Eesti Rahvusringhääling, “Tõnu Viik: How much higher education does Estonia need and how to pay for it?”, <https://news.err.ee/1609545925/tonu-viik-how-much-higher-education-does-estonia-need-and-how-to-pay-for-it> (2026年2月20日閲覧)
- 学長評議会, <https://ern.ee/wp-content/uploads/2022/12/korduvad-kysimused-k6rgharidusest-080921.pdf> (2025年12月16日閲覧)

(27) イスラエル

- Knesset, “מערכת ההשכלה הגבוהה בישראל - נתונים ותקצוב”, https://fs.knesset.gov.il/24/Committees/24_cs_bg_1595047.pdf (2026年2月20日閲覧)
- the State Comptroller of Israel, “Council for Higher Education, Financial Aspects of Higher Education Institutions’ Activity”, <https://library.mevaker.gov.il/sites/DigitalLibrary/Documents/2022/2022.5/EN/2022.5-301-Haskala-Gvocha-Taktzir-EN.pdf> (2026年2月20日閲覧)
- Bank of Israel, “Budgeting for higher education in Israel”, <https://boi.org.il/en/communication-and-publications/press-releases/budgeting-for-higher-education-in-israel/> (2026年2月20日閲覧)

(28) ニュージーランド

- MSD(Ministry of Social Development), “The Impact of the Performance-Based Research Fund on the Research Productivity of New Zealand Universities”, <https://www.msd.govt.nz/about-msd-and-our-work/publications-resources/journals-and-magazines/social-policy-journal/spj34/34-impact-on-research.html> (2026年2月24日閲覧)
- New Zealand Treasury, “Universities New Zealand - Submission on the Draft Productivity Commission Report”, <https://www.treasury.govt.nz/sites/default/files/2024-05/pc-inq-nmte-dr-119-universities-new-zealand.pdf> (2026年2月24日閲覧)
- MBIE(Ministry of Business, Innovation & Employment), “6. New Zealand’s High Research Overheads: An International Anomaly Troy Baisden and Sneh Patel”, <https://www.mbie.govt.nz/dmsdocument/20997-baisden-patel-te-ara-paerangi-future-pathways-green-paper-submission-pdfmbie.govt.nz+lmbie.govt.nz+1> (2026年2月24日閲覧)
- TIASA(Tertiary Institutes Allied Staff Association), “Pay Equity Claim”, <https://tiasa.org.nz/files/uploads/2023/07/Signed-Pay-Equity-Library-Claim-Final-29-Sept-2022.pdf> (2026年2月24日閲覧)
- Times Higher Education, “Fees up, subsidies down in ‘tight’ New Zealand budget”, <https://www.timeshighereducation.com/news/fees-subsidies-down-tight-new-zealand-budget> (2026年2月24日閲覧)

(29) ドイツ

- BAK - Working Group of European Research Administrators at German Universities, “Introduction of full cost accounting at German Universities,
- Workshop on financial management in FP7- Exchanging experiences on European level 24th/25th January 2008, Brussels”, https://www.fp7.cz/files/istec_news/BAK---Mareike-Schmitt.pdf (2026年2月24日閲覧)
- JST(科学技術振興機構), “ドイツにおける大学基盤交付金制度 —基礎経費・アウトプット指標・業績協定—”,

- https://www.jstage.jst.go.jp/article/hyokagakui/advpub/0/advpub_2021.22001/pdf (2026年2月24日閲覧)
- NIAD-QE, “法人化の現実と課題”,
<https://www.niad.ac.jp/media/001/201802/nf005009.pdf> (2026年2月24日閲覧)
 - EC, “Germany, 2.Funding in education, 2.2Higher education funding”,
<https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/euryperia/germany/higher-education-funding> (2026年2月24日閲覧)
 - 文部科学省, “各国における 運営費交付金配分の現状”,
https://www.mext.go.jp/content/20201104-mxt_hojinka-000010818_5.pdf
(2026年2月24日閲覧)
 - University of Hohenheim, “Capacity calculation”, <https://www.uni-hohenheim.de/en/service-teaching-capacity-calculation> (2026年2月24日閲覧)
 - ZWM(Zentrum für Wissenschaftsmanagement), “Wie wirksam sind leistungsorientierte Budgetierungsverfahren an deutschen Hochschulen?”,
https://www.wissenschaftsmanagement-online.de/sites/default/files/migrated_wimoarticle/CHE_AP111_Analyse_Leistungsorientierte_Mittelverteilung_Jaeger.pdf (2026年2月24日閲覧)

(30) カナダ

- CAUS(Council of Alberta University Students), “FUNDING FRAMEWORKS, Understanding the methods used to finance post-secondary”,
<https://static1.squarespace.com/static/5b95cd14697a9812941dd36f/t/5b95f4d84ae2373f8cc87d14/1536554202186/Funding-Frameworks-Understanding-the-methods-used-to-finance-PSE-in-Canada.pdf> (2026年2月24日閲覧)
- SIMON FRASER UNIVERSITY, “Overhead”,
<https://www.sfu.ca/research/researcher-resources/fund-my-research/proposal-development/overhead.html> (2026年2月24日閲覧)
- Government of Canada, “Guidelines Financial Information of Universities 2022/2023”, https://www.statcan.gc.ca/en/statistical-programs/document/3121_D2_V23 (2026年2月24日閲覧)

- COU(Council of Ontario Universities), “Interprovincial Comparison of University Revenue”, <https://cou.ca/wp-content/uploads/2012/06/COU-Interprovincial-Comparison-University-Revenue.pdf> (2026年2月24日閲覧)
- 野村資本市場研究所, “カナダで普及が進む教育資金形成制度 RESP”, <https://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2013/2013spr13.pdf> (2026年2月24日閲覧)

(31) ベルギー

- OECD, “Resourcing higher education in the Flemish Community of Belgium, Key findings and recommendations from the OECD country review”, https://www.ewi-vlaanderen.be/sites/default/files/bestanden/presentatie_oeso_-_resourcing_higher_education_-_flemish_community.pdf (2026年2月24日閲覧)
- EC, “Belgium - French Community, 2.Funding in education, 2.2Higher education funding”, <https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/eurypedia/belgium-french-community/higher-education-funding> (2026年2月24日閲覧)
- EC, “Belgium - Flemish Community, 2.Funding in education, 2.2Higher education funding”, <https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/eurypedia/belgium-french-community/higher-education-funding> (2026年2月24日閲覧)
- Vlaamse Onderwijsraad, “Guaranteed core funding for higher education”, <https://www.vlor.be/guaranteed-core-funding-higher-education> (2026年2月24日閲覧)
- OECD, “Higher Education, Resourcing Higher Education in the Flemish Community of Belgium”, https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2021/12/resourcing-higher-education-in-the-flemish-community-of-belgium_897da034/3f0248ad-en.pdf (2026年2月24日閲覧)
- EC, “Take-up activities by universities of specific guidelines and recommendations to implement their modernisation agenda”,

<https://cordis.europa.eu/project/id/250442/reporting/es> (2026年2月24日閲覧)

(32) スペイン

- CRUE(Conferencia de Rectores de las Universidades Españolas), “Modelo común de contabilidad analítica para las universidades”,
<https://www.crue.org/2024/07/modelo-comun-contabilidad-analitica-universidades/> (2026年2月24日閲覧)
- Universidad de Alicante, “Luz verde al modelo de referencia de contabilidad analítica que aplicarán las universidades españolas”,
<https://web.ua.es/es/actualidad-universitaria/2024/junio2024/1-9/luz-verde-al-modelo-de-referencia-de-contabilidad-analitica-que-aplicaran-las-universidades-espanolas.html> (2026年2月24日閲覧)
- INAP(Instituto Nacional de Administración Pública), “Modelo de Financiación de las Universidades Públicas”,
<https://laadministracionaldia.inap.es/noticia.asp?id=1237171> (2026年2月24日閲覧)
- Cinco Días, “Las universidades de Madrid y Cataluña son las que reciben menos financiación”, <https://cincodias.elpais.com/economia/2024-12-03/las-universidades-de-madrid-y-cataluna-son-las-que-reciben-menos-financiacion.html> (2026年2月24日閲覧)
- EC, “Spain, 2.Financiación de la educación, 2.2Financiación de la educación superior”,
<https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/es/eurydia/spain/financiacion-de-la-educacion-superior> (2026年2月24日閲覧)
- AEBOE(Agencia Estatal Boletín Oficial del Estado), “Ley Orgánica 2/2023, de 22 de marzo, del Sistema Universitario.”,
<https://www.boe.es/buscar/act.php?id=BOE-A-2023-7500> (2026年2月24日閲覧)

- Universidad Politécnica de Cartagena , https://www.upct.es/asuntos-economicos/docs/contabilidad_analitica/213ica2020 CG.pdf (2025 年 12 月 16 日閲覧)

(33) トルコ

- OECD, “OECD Education Working Papers No. 259, How are higher education systems in OECD countries resourced? Evidence from an OECD Policy Survey”,
https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2021/11/how-are-higher-education-systems-in-oecd-countries-resourced_aeea5edd/0aclfbad-en.pdf (2026 年 2 月 24 日閲覧)
- OECD, “OECD Education Policy Perspectives No.23, EDUCATION POLICY OUTLOOK IN”,
https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2020/12/education-policy-outlook-in-turkey_5cdc9882/b7c69f4c-en.pdf (2026 年 2 月 24 日閲覧)
- EC, “Türkiye, 2.Funding in education, 2.2Higher education funding”,
<https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/eurydedia/turkiye/higher-education-funding> (2026 年 2 月 24 日閲覧)
- TÜBİTAK ULAKBİM, “Higher Education in Turkey: Trends Towards Self-Steering Public Universities*”, <https://dergipark.org.tr/tr/download/article-file/598518> (2026 年 2 月 24 日閲覧)
- Bilkent University, “Higher education in Turkey: Subsidizing the rich or the poor?”, <https://yoksis.bilkent.edu.tr/pdf/files/10.1016-j.econedurev.2013.03.007.pdf> (2026 年 2 月 24 日閲覧)
- Institute of Education Sciences,
<https://files.eric.ed.gov/fulltext/ED610638.pdf> (2025 年 12 月 16 日閲覧)

(34) ギリシャ

- HES(Hellenic Evaluation Society), “Allocation of public funding for greek universities according to qualitative criteria”,
<https://www.hellenicevaluation.org/images/%CE%95%CE%A0%CE%99%CE>

<https://www.oecd.org/content/dam/oe.../allocation-of-public-funding-for-greek-universities-according-to-20qualitative-criteria.pdf> (2026年2月25日閲覧)

- OECD, “OECD Education Policy Perspectives No.17, EDUCATION POLICY OUTLOOK IN GREECE”,
<https://www.oecd.org/content/dam/oe.../education-policy-outlook-in-greece-cl6b34fa/f10b95cf-en.pdf> (2026年2月25日閲覧)
- EC, “Greece, 10.Quality assurance, 10.2Quality assurance in higher education”, <https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/eurypedia/greece/quality-assurance-higher-education> (2026年2月25日閲覧)
- OECD, “Education at a Glance 2023, Country note Greece”,
https://gpseducation.oecd.org/Content/EAGCountryNotes/EAG2023_CN_GR_C_pdf.pdf (2026年2月25日閲覧)
- EC, “Greece, 2.Funding in education”,
<https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/eurypedia/greece/funding-education>
(2026年2月25日閲覧)
- HQA(HELLENIC QUALITY ASSURANCE AND ACCREDITATION AGENCY), “OPERATIONAL COSTS OF UNIVERSITIES, HQA Study, DECEMBER 2011”,
https://www.ethaae.gr/images/articles/141-hqa_universitycostanalysis_en.pdf
(2026年2月25日閲覧)
- Υπουργείο Παιδείας, Θρησκευμάτων και Αθλητισμού, <https://www.minedu.gov.gr/news/54195-08-12-22-31-5-ek-evro-ektakti-epixorigisi-sta-anotata-idrymata-tis-xoras> (2025年12月16日閲覧)

(35) チリ

- Ministerio de Educación, “Nombran a miembros de la Comisión de Expertos para la regulación de aranceles en la educación superior”,
<https://www.mineduc.cl/comision-de-expertos-para-regular-aranceles-en-la-educacion-superior/> (2026 年 2 月 25 日閲覧)
- CLADE(Campaña Latinoamericana por el Derecho a la Educación), “En Chile se cobran los aranceles universitarios más caros del mundo”,
<https://redclade.org/noticias/en-chile-se-cobran-los-aranceles-universitarios-mas-caros-del-mundo/> (2026 年 2 月 25 日閲覧)
- CIPER Chile, “Aranceles de referencia en la educación superior: un sistema que perpetúa la desigualdad”,
<https://www.ciperchile.cl/2025/06/03/aranceles-de-referencia-en-la-educacion-superior-un-sistema-que-perpetua-la-desigualdad/> (2026 年 2 月 25 日閲覧)
- Ministerio de Educación,
https://portal.beneficiosestudiantiles.cl/sites/default/files/metodologia_aranceles_de_referencia_universidades_2025.pdf (2025 年 12 月 16 日閲覧)

(36) コスタリカ

- SciELO Costa Rica, “Una aproximación al gasto anual por estudiante matriculado en la uned, Costa Rica”,
https://www.scielo.sa.cr/scielo.php?script=sci_arttext&pid=S2215-29972022000100054 (2026 年 2 月 25 日閲覧)
- AmeliaRueda.com, “Con la firma de UCR bajo protesta, universidades y Gobierno llegan a acuerdo sobre el FEES”,
<https://ameliarueda.com/nota/acuerdo-fees-2023-noticias-costa-rica> (2026 年 2 月 25 日閲覧)
- Delfino Medios Limitada S.R.L., “Universidades públicas acuerdan distribución del FEES 2026 ¿cuánto le toca a cada una?”

<https://delfino.cr/2025/09/universidades-publicas-acuerdan-distribucion-del-fees-2026-cuanto-le-toca-a-cada-una> (2026年2月25日閲覧)

- Consejo Nacional de Rectores, “Gobierno de la República y Consejo Nacional de Rectores alcanzan acuerdo sobre el FEES 2026”,
<https://www.conare.ac.cr/gobierno-de-la-republica-y-consejo-nacional-de-rectores-alcanzan-acuerdo-sobre-el-fees-2026/> (2026年2月25日閲覧)

(37) メキシコ

- OECD, “Reviews of National Policies for Education, The Future of Mexican Higher Education, PROMOTING QUALITY AND EQUITY”,
https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2019/01/the-future-of-mexican-higher-education_glg99ac8/9789264309371-en.pdf
(2026年2月25日閲覧)
- SEP(Secretaría de Educación Pública), “Programa Nacional de Educación Superior 2023-2024”,
<https://web.archive.org/web/20251211223332/https://educacionsuperior.sep.gob.mx/sites/default/files/2025-01/avances.pdf> (2026年2月25日閲覧)
- Subsecretaría de Educación Superior, “Fondo de Aportaciones para la Obligatoriedad y Gratuidad de la Educación Superior”,
<https://educacionsuperior.sep.gob.mx/sites/default/files/2025-01/FONDO%20OyG%20ES%2030%28mayo2022%29modif.pdf> (2026年2月25日閲覧)
- Cámara de Diputados, “Presupuesto de Egresos de la Federación para el Ejercicio Fiscal 2018”,
https://web.archive.org/web/20180218174348/http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/PEF_2018_291117.pdf (2026年2月25日閲覧)

(38) コロンビア

- Senado de la República de Colombia, “Reforma a la Ley 30 de Educación ¿Qué propone el Gobierno Nacional?”,

<https://www.senado.gov.co/index.php/el-senado/noticias/6158-reforma-a-la-ley-30-de-educacion-que-propone-el-gobierno-nacional> (2026 年 2 月 26 日 閱覽)

- Infobae, “Reforma a la educación: qué significa el nuevo modelo presupuestal aprobado por el Senado para las universidades de Colombia”, <https://www.infobae.com/colombia/2025/09/24/reforma-a-la-educacion-que-significa-el-nuevo-modelo-presupuestal-aprobado-por-el-senado-para-las-universidades-de-colombia/> (2026 年 2 月 26 日 閱覽)
- Estudio Elefante SAS, “La Educación Superior como Derecho Fundamental ¿Qué está en discusión?”, <https://www.estudioelefante.co/post/la-educaci%C3%B3n-superior-como-derecho-fundamental-qu%C3%A9-en-discusi%C3%A1-en-discusi%C3%B3n> (2026 年 2 月 26 日 閱覽)
- Oficina Nacional de Estadística – Universidad Nacional de Colombia, “Modelo de Costos Universidad Nacional de Colombia, Introducción”, <https://estadisticaun.github.io/MCostos/intro.html> (2026 年 2 月 26 日 閱覽)

3. 高等教育機関に対する投資・収入増を想定している国を対象とした教育コスト算定基準や算定制度等調査

2.2.4 「質の高い教育の実施に必要なコスト算定の有無・内容」にて、「◎」「○」の評価となった国を中心に、6つの国を先進事例として選定し、追加で調査を実施した。

調査手法は、まず文献調査を実施し、続いて文献調査では判明しなかった点を中心にヒアリング調査をおこなった。

3.1 調査対象国

3. 記載の方針のもと、以下6つの国を調査対象とした。

- 2.2.4 で「◎」(財政・収入制約にとらわれない形で現状の必要コストを算定しており、かつ将来必要なコストも勘案している)となった国:イギリス、スイス
- 2.2.4 で「○」(財政・収入制約にとらわれない形で現状の必要コストを算定しているが、将来必要なコストまでは勘案していない)となった国:オーストラリア、シンガポール、アメリカ(バージニア州・アリゾナ州)
- 2.2.4 で「△」(財政・収入制約を前提に一定の基準(既存予算や支出実績等からの按分等)で教育コストを配分している)となった国:韓国 ※高等教育機関の教育コストに係る情報公開が先進的であるため選定

表 3-1 調査対象国の高等教育の基本情報

国	大学数(機関)	学生数(人/千人)	備考
イギリス	(私立) 296	(大学) 2,145,405 (大学院) 885,125	2022 年度データ
スイス	(連邦) 2 (州立) 10	(連邦) 39,782 (州立) 129,083	2024/25 年データ
オーストラリア	(公立) 36 (私立) 6	(公立) 1,480,114 (私立) 371,199	2023 年データ
シンガポール	(国立) 6	81,475	2024 年データ
アメリカ	(州立) 756 (私立) 1,863	(州立) 9,066 (私立) 4,909	2021 年度データ
韓国	(国公立) 35 (私立) 155	(国公立) 427,076 (私立) 1,428,298	

注:イギリスの学生数にはパートタイムを含む。アメリカの学生数は千人単位。オーストラリアについては、Table A を公立、Table B and C を私立として分類した。ただし、Table A に含まれる Batchelor Institute of Indigenous Tertiary Education は含めていない。学生数には Table B に分類される University of Adelaide は含まない。シンガポールの学生数はフルタイム学生。アメリカの大学数は総合大学及びその他の 4 年制大学。学校数は、分校を含む。学生数、大学院及び非学位取得課程を含むフルタイム及びパートタイム在学者(総数 18,659 千人。うちフルタイム在学者は 11,326 千人)。韓国は高等教育機関のうち「大学」のみを対象。

出所:(イギリス、アメリカ、韓国)文部科学省ウェブサイト「諸外国の教育統計」令和 7(2025)年版」

(https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/data/syogaikoku/1415074_00023.htm (2026 年 3 月 16 日閲覧))

(スイス)連邦統計局ウェブサイト「Studierende an den universitären Hochschulen 2024/25: Basistabellen」BFS / SHIS-studex, Studierende und Abschlüsse an Hochschulen

(<https://www.bfs.admin.ch/bfs/de/home/statistiken/bildung-wissenschaft/personen-ausbildung/tertiaerstufe-hochschulen/universitaere.assetdetail.34707692.html> (2026 年 3 月 16 日閲覧))

(オーストラリア)教育省ウェブサイト「2024 Student summary tables - Department of Education, Australian Government」(<https://www.education.gov.au/higher-education-statistics/resources/2024-student-summary-tables> (2026 年 3 月 16 日閲覧))

(シンガポール)教育省ウェブサイト(<https://www.moe.gov.sg/post-secondary/overview/autonomous-universities> (2026 年 3 月 16 日閲覧))、統計局ウェブサイト

(https://data.gov.sg/datasets/d_f5db67df93abf6d78346c5ef83a4ca25/view (2026 年 3 月 16 日閲覧))

3.2 調査方針

各調査対象国につき、以下の内容を把握するため、文献調査及びヒアリング調査で情報収集・整理を行った。

- 制度概要:制度の概略等
- 導入背景・目的:制度が導入された経緯や制度を導入することで実現しようとしたこと等
- 政策目的:複数の政策目的(説明責任、公平性・合理性、持続可能性、政策誘導等)を果たすものとして捉えられる中でそれぞれの位置づけ等
- 算出方法:教育コストを算定するフォーミュラ、フォーミュラに含まれる費目、費目ごとの計算式(教育活動の切り出し方)等
- 費目及びコストドライバー:コストドライバーの収集方法(特に学術スタッフの人件費の調査方法等)等
- 関係主体とのやり取り:大学に教育コストに関する報告・提出を要請する際の課題、財政当局との予算交渉に際しての教育コストの活用有無等
- 活用:各大学において政策当局以外のステークホルダーとのコミュニケーションに際しての活用有無等
- 成果:教育コスト算定制度の導入や教育コスト算定結果の活用による成果等
- 課題、展望:制度の改善策や教育コスト算定結果の更なる活用方策についての考え等
- その他

3.3 調査結果

3.3.1 イギリス

(1) 調査方法の概要

1) 文献調査の概要

TRAC Development Group が発行している文献を中心に、政府機関の文書やウェブサイトから情報を収集した。参照先は(3)文献調査一覧を参照。

2) ヒアリング調査の概要

対象種別	対象機関	選定理由
政府機関	Office for Students	各高等教育機関に対し TRAC の提出を求めている機関。

(2) 調査結果

1) 制度概要

【深掘り調査の観点】

全国統一基準:あり(TRAC(Transparent Approach to Costing))

TRAC(Transparent Approach to Costing)は、高等教育機関、政策立案者、資金提供機関が、教育、研究、その他の活動にかかる費用と、それらを実施するために必要な資源を明らかにするために開発された標準的なコスト算定手法であり、高等教育分野における公的資金の使用において透明性と説明責任を向上させること、これらの資金の効率的、効果的かつ財政的に持続可能な方法での配分を確保することを目的としている。

TRACは英国の全ての高等教育機関(165校)によって用いられ、資金提供機関より助成を受けている高等教育機関は、年次TRACを毎年1月31日までに各地域の機関(イングランド:OfS、ウェールズ:Medr、スコットランド:Scottish Funding Council、北アイルランド:the Department for the Economy)に提出することが義務付けられている。

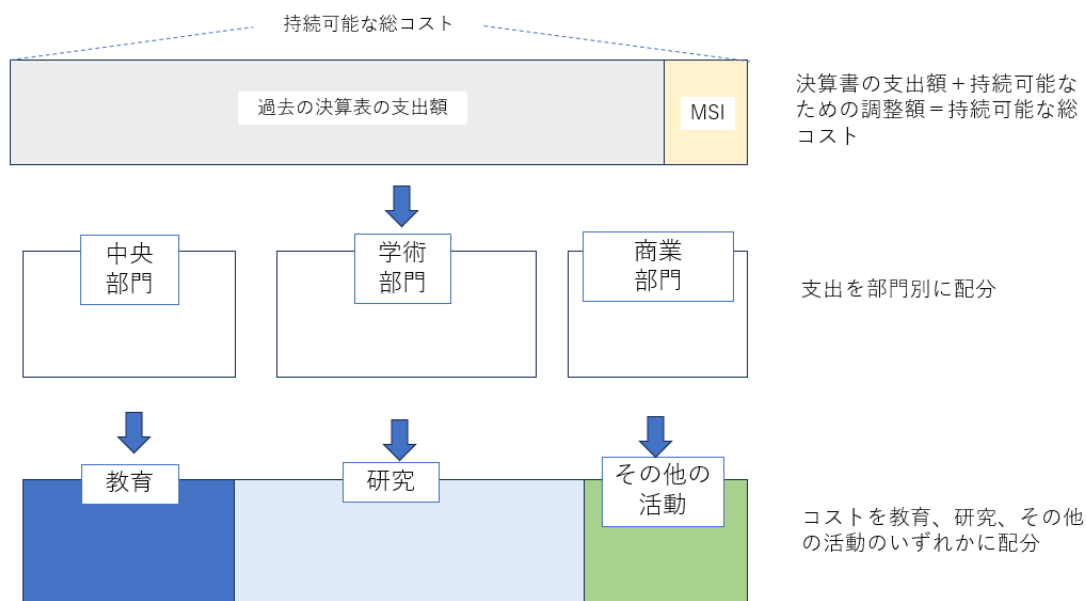
TRACを特徴づける概念として「活動基準原価計算(Activity-Based Costing)」と「完全経済コスト(Full Economic Cost)」の二つが挙げられる。前者は、全てのコストを大学の中で実施される中核的な「教育」「研究」「その他」の3つの活動いずれかに紐づけて算出するものであり、人件費のみならず施設費などの間接費も全てがこれらの活動と関連付けられ、その活動のコストとして算定される。例えばUKRIの助成による研究プロジェクトのコスト等、3つの活動と直接関連するコストは3つの活動のいずれか(UKRIの助成による研究プロジェクトのコストは研究活動)に直接割り当てる。直接配分できない間接費や設備費などのコストについては、TRACモデル内で定められた教員の時間配分や施設の使用状況などのコストドライバーを用いて間接的に配分する。詳しい算出方法は後述するが、TRACのデータは大学の監査済み財務諸表との整合性があることが求められ、実際のコスト算定の際には過去の支出額を活動ごとに配分するという手法が取られる。

TRACを特徴づけるもう一つの重要な概念である「完全経済コスト(fEC:Full Economic Cost)」とは、ある活動のコストを算出する際に、その活動を実施するのにかかる直接費、間接費、減価償却を含むスペース/不動産費用、特定のプロジェクトに固有の費用や複数のプロジェクトや活動にまたがって共有される費用など、活動に直接的・間接的に係る全ての費用だけでなく、将来的なインフラの維持・更新のための投資をも含む、その活動が持続可能であるための費用を反映させたものである。つ

まり、「完全経済コスト」は単なる支出の総額ではなく、教育機関が将来にわたって安定的に運営し、設備投資や人材育成を行うために必要な利益幅も加味したものとなっている。

また年次 TRAC では各活動に係るコストと同様に収入も報告が義務付けられており、大学の収入も TRAC の算定プロセスを用いて教育、研究、その他の活動に割り当てられ、大学で実施される各活動の完全なコストと収入との差額を把握することができるようになっている。

TRAC は、高等教育セクターにおける一貫した財務情報の数少ない情報源の一つであり、その本質的な役割として高等教育機関のさまざまな活動にかかるコストと、その回収状況に関する信頼性の高い財務情報を、教育機関、政府機関、資金提供機関に提供することにある。TRAC データは政府機関や資金提供機関によって大学の支出見直しへの助言や提供する教育資金の決定に際して参考にされる他、教育機関内においても授業料の設定、ベンチマーキング、資源配分、コース別コスト分析、研究プロジェクトの見積もりなど、教育・研究ポートフォリオに関する戦略的意思決定や内部管理にも活用されるツールとなっている。



出所:TRAC Guidance v3.0(2024-25)を基に三菱総合研究所作成

図 3-1 TRAC における教育コスト算定プロセス【①・②】

2) 導入背景

a. 導入の背景・目的

TRAC の開発は、1997 年に3つのリサーチカウンシル²を中心に設立された JCPSG (The Joint Costing and Pricing Steering Group/原価計算・価格設定合同推進グループ)に端を発する。JCPSG はよりよい財務情報の必要性という背景のもと、「収入配分に基づくアプローチから、成果物のコスト算定に基づくアプローチへのパラダイム転換」と「資源がどのように高等教育の成果物の提供につながっているかをより深く理解すること」を目指し、コスト計算・価格設定手法の開発を進めた。

また同時期、政府も歳出見直しの政策を進めており、大学財政についても説明責任と透明性が求められるようになった。そうした流れの一環として政府は「透明性レビュー」(Transparency Review)に着手し、透明性レビュー運営委員会(Transparency Review Steering Group: TRSG)は、JCPSG の活動を基盤として協働し、公的資金の利用に対する説明責任を改善することを目指し、1999 年の TRAC の開発・導入に至ることとなった。

² 英国の研究分野における資金提供機関であり、学問分野別に7つの機関がある。現在は7つのリサーチカウンシルと Research England、Innovate UK の9つの機関が UKRI(UK Research and Innovation)を構成している。

TRAC の実施により、高等教育機関は研究にかかる総コストを回収できていないこと、投入されていた資金は実際に実施された研究の実質的なコストよりも大幅に下回っていたことが明らかとなった。政府は 2003 年に研究の持続可能性に関する協議(Sustainability of Research)を実施し、高等教育機関が研究活動を継続的かつ持続可能に行うため、すべての活動にかかる完全経済コストを把握し、それを回収することを求めた。2005 年には研究プロジェクトにおける完全経済コスト(fEC)を算出するための手法が開発され、すべての大学が TRAC を用いて研究プロジェクトのコストを算定することが義務付けられると同時に、完全経済コストの 80%が資金提供機関から提供されることとなった。

b. TRAC の種類

TRAC は、毎年報告が義務付けられている大学全体のコスト情報である年次 TRAC と、研究プロジェクトベースで研究資金の申請等のためにコスト算出を行う TRAC fEC がある。かつては各教育機関の学部分野別にコストを算定する TRAC(T)の提出が義務付けられていたが、現在は廃止されている³。

年次 TRAC 報告書(Annual TRAC)は各高等教育機関は監査済み財務諸表に基づいてすべての活動(教育、研究、その他)にかかるコストを算出し、毎年報告する義務がある。この年次 TRAC の枠組みは 2000 年より開始され、現在も実施されている。提出先は学生局(OfS)等、その他の地域は制度概要を参照のこと。また年次 TRAC 算出のプロセスにおいては、間接費、施設費、設備費、技術スタッフ費用など研究に係る要素のチャージアウト率(費用算定率)も算出され、その提出も併せて求められる。この値は後述する研究費申請のための TRAC(fEC)で必須となる。

年次 TRAC によって提供される活動カテゴリごとの個別の教育機関の費用データの概要と収入と費用の追加分析は、学生局(OfS)／資金配分機関及び UKRI(UK Research and Innovation)によって利用される。

TRAC fEC は研究プロジェクトごとの完全経済コスト(fEC)を算出する枠組みである。TRAC fEC データは研究資金の申請の際に UKRI や各研究資金提供機関(Research Councils)に提出することが求められる。上記の年次 TRAC のプロセスで算出された研究に係る間接費等のチャージアウト率は、各機関が研究プロジェクトに必要な費用を予測し、価格設定を行う際に使用される。TRAC

³ TRAC(T)は教育活動における学問分野別のコストを算定するために 2008 年からデータ収集が開始されたが、2023 年に提出要件から撤廃された。要因としてはその負担に比べてデータの有用性が低いことが挙げられている。

fEC によって提出されたデータに基づき、資金提供者は完全経済コスト(FEC)の一定割合(80%)を助成し、残りは大学が自己負担する。TRAC fEC は大学内部でも研究活動の採算性評価、資源配分の最適化、研究支援サービスのコスト管理などの目的で活用される。

3) 政策目的

a. 説明責任

【深掘り調査の観点】

制度がコスト算定根拠の明示や情報公開を促す度合い：○

そもそも TRAC は高等教育機関が政府の説明責任要件に応えることを目的として導入されたものであり、TRAC モデルの中に明確なコスト算定の根拠が示されている。この TRAC のモデルに従ってコスト算定をすることが公的資金を受けているすべての高等教育機関に義務付けられており、公的資金を提供される教育機関は TRAC を提出することで説明責任を果たすことになる。

また TRAC の目的には、高等教育分野における公的資金の使用に関する透明性と説明責任の向上、これらの資金の効率的、効果的かつ財政的に持続可能な方法での配分を確保することが挙げられている。TRAC データ、収入・支出の分析データ等は UKRI や学生局(OfS)等の資金提供機関によっても利用され、公的統計として年次 TRAC の集計データとその分析レポートが公表される等、公的資金の使用用途を明らかにするという点で、政策側の説明責任を果たす役割も兼ねている。

ただし教育機関ごとの個別の TRAC データの公開は実施されておらず、個別機関の情報公開を促すものではない。

b. 公平性・合理性

【深掘り調査の観点】

資金配分が需要・規模に見合い格差是正に資するか：△

年次 TRAC は政府による教育分野への資金分配のための装置ではなく、あくまで教育機関ごとにコスト用途を明確にし、コスト回収を促すためのツールという位置づけである。現時点では教育費用の大部分は授業料によって賄われており、政府から投入される直接的な資金は高コスト分野・政府の重点政策分野など限られたものとなっており、その場合の分配はTRACではなく各大学の学生の種類・数のデータに基づいて計算される。TRAC の集計による大学セクター全体の財務情報が政府の予算決定の

際に参考にされるが、現時点でTRACは政府からの公平・合理的な資金配分に大きく資するものではない(詳細は関係主体とのやり取りに記載)。

c. 持続可能性

【深掘り調査の観点】

財政モデルが長期的運営に耐えるか(学生1人あたりの教育コストをどのように算定し、私的負担としてどの程度学生や家計から学費を出させているか):○

TRACのプロセスでは、過去の支出額に持続可能性を確保するための「持続可能性と投資のためのマージン」(MSI)が加算され、持続可能な「完全コスト」の算出を図るなど、持続可能性を担保することが制度の根幹に置かれている。またTRACは単なるコスト算定手法ではなく、戦略的な管理ツールとして位置づけられており、教育機関が持続可能な運営を行うための基盤と位置づけられている。TRACのプロセスの中では学生1人当たりのコストの算出は求められてはいないが⁴、TRACで利用したデータを用いることで算出することは可能であり、各教育機関が独自に学生1人当たりコストを算出し活用している可能性はある。しかしかつて提出が求められていた学問分野別にコスト算定を行うTRAC(T)では、英国・EU出身の学生1人を1年間教育するための平均コストが算出されており、学費設定の参考データとなり得ると期待されていたものの、ほとんどの高等教育機関が上限いっぱい学費を設定⁵しており、こうした目的では活用されなかった。

d. 政策誘導

【深掘り調査の観点】

制度が大学の質向上行動を促す仕掛けの度合い:○

TRACは活動ごとの収入と支出の分析を可能とする枠組みであり、高等教育機関が活動別の完全なコストを把握し、持続可能な財務運営を行うための管理ツールとして機能しており、教育機関内で財政戦略、研究資金の配分、教育資金モデル、コース別原価計算などにも活用されている。またTRACは大学におけるコストについての意識を変えようという文化的変容をもたらし、経営層レベルではコスト回

⁴ ただしTRAC(T)では、各学問分野において、英国・EU出身の学生1人を1年間教育するための平均コストが算出されていた。

⁵ 2016年度次点では上限は9000円だったが、その後インフレ率を考慮し上限の引き上げが進み、2025年度は9535円まで引き上げられている。

収の理解への関心が高まっている、という指摘もあるなど、大学運営におけるコスト及びコスト回収に対する意識を醸成し得るものである。

4) 算出方法

TRAC Guidance v3.0(2024-25)に基づき、TRAC における教育コスト算定式(フォーミュラ)を以下のとおり整理した。

教育コスト算定式(※TRAC Guidance v3.0(2024-25)に基づく概略)

$$\text{教育総コスト} = \text{直接費} + \text{学術スタッフに係る教育人件費} + \text{教育間接費・サポート費} \\ + \text{教育施設費} + \text{教育活動 MSI}$$

a. 費目ごとの計算(教育活動部分の切り出し)

教育に係る直接費は、教育専任教員人件費、成績給付奨学金(scholarships)・経済支援給付金(bursaries)、教育目的の臨床活動(該当する場合) 等があり、按分等することなく加味される。

学術スタッフに係る教育人件費は、学術スタッフの活動別時間配分データがコストドライバーとなり、学術スタッフの活動時間を教育/研究/その他/支援の活動別に分類し、うち教育活動部分を抽出する。

中央部局・学部サポート費は、コストドライバー(教職員数(FTE 換算)、学生数(FTE 換算)、面積等)で学部ごとに配分、さらに各学部につき教育/研究/その他の活動別に分類し、うち各学部の教育活動分を抽出する。

教育施設費は、建物・設備コストを教育/研究等での活動別に使用割合に基づき配分、うち教育活動分を抽出する。

教育活動 MSI は、MSI 上乗せ前の TRAC コスト比率で MSI を教育/研究/その他(収益分)の活動別に配分し、うち MSI の教育分を抽出する。なお、MSI の計算方法は後述する。

上記のとおり、収集したデータを基に、適切なコストドライバーに沿って各活動にコストを配分していき(直接費、間接費・サポート費、施設費等)、これらを全て合計して教育総コストを確定する。そのうえで、教育総コストを公的資金教育(Publicly Funded Teaching; PFT) / 非公的資金教育(Non-Publicly Funded Teaching; NPFT)に按分する(原則として学生 FTE・人数を用いて按分)。

b. 入力データ(コストドライバー)の収集

各費目を適切な活動(「教育」「研究」「その他」「支援」)に配分するために活用されるのが「コストドライバー」である。以下は公式ガイダンスに記されているコストドライバーの例である。

- 学術スタッフの時間を「教育」「研究」「その他」「支援」に割り当てるための学術スタッフの時間配分／業務計画データ、及び技術スタッフの時間データ
- 各活動タイプによる使用割合を決定するためのスペースデータ、学術部門や「教育」「研究」「その他」の活動カテゴリにスペース費用を割り当てるためのデータ
- コストドライバーのためのスペース加重係数(例:実験室と講義室のように、異なる部屋タイプの維持費の差を反映するため)
- その他のコストドライバーデータ:スタッフ数や学生数など。これらは学術部門へのコスト配分や、チャージアウト率(費用算定率)計算の分母を決定するために用いられる

これらのデータを用いて、各費目を学術部門及び非学術部門、そして各活動へ配分する。このような「コストドライバーモデル」によって、中央の専門サービス、特定用途に指定されていないスペース、また項目化されていない多くの光熱費などの間接費を特定の活動に割り当てることが可能となる。

コストドライバーのうち、特に重要となる学術スタッフの時間のデータ収集方法については後述する。

c. フルコスト化調整(持続可能性と投資のためのマージン(MSI)の付加)

TRAC モデルで利用される、つまり各活動に配分される連結財務諸表に示される過去の支出額は、教育機関が将来的な設備投資や財務安定性を確保するための利益率を反映させる必要がある。そのために加算されるのが「持続可能性と投資のためのマージン(MSI)」である。MSI は、過去の各教育機関の財務実績と財務予測の 6 年間の平均に基づいて算定される機関固有のマージンであり、EBITDA(利息・税金・減価償却・償却前利益)に基づくものである。

MSI は、機関が必要とする平均的なキャッシュ創出額(EBITDA)6年分の平均値を算定し、それを当年度の調整後収入で割ることで求められる。手順としてまず「MSIのためのEBITDA」を算出する。この値はTRACテンプレートの中に計算用の定型フォームが提供されており、監査済みの過去の財務情報3年分と財務予測値3年分から必要な数値をテンプレートに沿って入力することで自動的に算出される。その後「MSIのためのEBITDA」は各カテゴリに配分された支出に基づいて、教育(Teaching)、研究(Research)、及びその他(収益を生む活動)に割り当てられる。教育、研究、その他の「MSIのためのEBITDA」は、それぞれの活動カテゴリにおけるチャージアウト率の分子に比例し

て、間接費と施設費の間で配分される。つまり、例えば計算上、研究活動に対して 500 万 £ の MSI 相当額が割り当てられる場合、この額は、研究における施設費と間接費に配分されている費用の比率 (MSI を加える前の比率) に応じて、施設費と間接費に分割される。

5) 費目及びコストドライバー

a. 学術スタッフの person 費に係る学術スタッフの教育活動に充てる時間に関する調査

学術スタッフの教育活動に充てる時間に関して、OfS 担当者から以下の説明があった。

- どのように調査を設計するかは各大学が責任を負っており、したがって調査手法は大学間で異なる。TRAC ガイダンスの要求事項を満たしたデータを提出してもらえばよい。20 年前に時間配分調査を開始した際には、こうした調査はどの国も実施しておらず、実施すること自体が大変だった。しかしこの 20 年間で成熟してきており、現在では国内 160 の大学が個々に合った手法で実施している。ただし時間配分調査については職員の人事情報等も関わってくるためセンシティブな問題であり、個々の大学が異なる手法をとるといって、柔軟性を与えている。
- 学術スタッフの時間配分が最も難しい問題であり、これは、大学の学術スタッフは管理されるのを嫌い、大学のマネジメントの考え方・文化も現在とは異なっていたためである。こうした困難が調査開始当初はあったため、まずは簡単な手法で開始した。具体的には、年間でどの活動に何時間使ったかを 1 年間で振り返って把握した。調査開始後しばらくすると、いくつかの大学がより複雑な手法で調査を実施するようになってきた。それは、統計的手法(サンプリング手法)であり、日記方式で学術スタッフが 24 時間 1 週間同時期にリアルタイムの記録をとる手法である。この手法はより正確だとされたものの、実施の負担の重さ等もあり賛否は分かれ、全ての大学で実施したわけではなかった。そこで、1 年間の活動時間を振り返って把握する手法か、ある時期(3 か月に 1 度等)の 1 週間・24 時間の活動をリアルタイムで記録する手法か、は各大学で選択させるようにした。
- 1 年間の活動時間を振り返る手法については、過去の記憶をたどって 8 タームに分けて、かつ教育/研究/休暇といった時間を把握するが、この方法は信頼度が低いと大学側が考えるようになった。全ての学術スタッフが 3 年に 1 回レビューするか、3 分の 1 のスタッフが毎年レビューするかを選択する(ある大学では、全ての学術スタッフが毎年レビューしていたこともあったようだが、そこまでは要求していない)。また、全てレビュー結果については、大学の代表が監査を受けなければならないことになっている。

- 日記方式の手法では、全職員を対象に2週間ごとのサンプル調査を行い、最終的に全てのスタッフが網羅され、統計的に意味のある調査結果が出るようにしている。マネジメントスタッフが学術スタッフの時間を推測して記入するのではなく、学術スタッフから直接データを取得することが最も重要な点である。当然学術スタッフ自身は負担に感じ、またなぜこのようなことを実施しなければならないのかと考える者もいる。この制度が成功するために必要なことは、マネジメントスタッフとの適切な連携と、調査結果がどのように使われるかをしっかりとコミュニケーションすることと大学文化にある。
- 現在は、多くの大学が業務負荷計画方式を採用している。業務負荷計画方式は学術スタッフが翌年にどのような活動をするかを決めてマネジメントと同意するものだが、コスト費目の定義カテゴリはTRACと一致しなければならない。また、1年が終わる際には計画と整合していなければ、ただの予想に終わってしまう。徐々に業務負荷計画方式が受け入れられてきて、現在ほぼすべての大学で採用されている。時間配分調査よりも業務負荷計画方式の方が効果的であると考えられている。
- 時間配分調査が難しいのは、人の行動をジャッジするため意見の違いが出てくる。TRACはコストの正確性を求めておらず、合理性のあるデータを出してもらえばよく、最終的にはレビューの責任者が調整して提出することになる。教育と研究と奨学金活動を正確に分けるのが難しい。学術スタッフは、実際に実施したことよりも優先度の高い活動(研究等)を実施したように見せたがるためである。

6) 関係主体とのやり取り

a. 調査様式、報告様式

MSIの計算や時間配分データの収集のための調査様式は公式ガイダンスの別添資料として各大学に共有されている。

Academic time allocation survey form			
Week			
Identifier			
Staff role			
Pay band			
Full Time Equivalent percentage			
Activity (with reference to TRAC guidance section 1.3)	Category	Total hours worked	%
Teaching (1.3.1)	Including Publicly funded teaching (1.3.1.2) and Non-publicly funded teaching (1.3.1.3)		
	Teaching total	0	
Research (1.3.2)	Institution own-funded (1.3.2.3)		
	Postgraduate research supervision (1.3.2.4)		
	Research Councils (1.3.2.5)		
	Other government departments (1.3.2.5)		
	European Union (1.3.2.5)		
	Charities (UK based) (1.3.2.5)		
	Industry (1.3.2.5)		
Research total		0	
Other (1.3.3)	Other income-generating activity (1.3.3.1)		
	Other (clinical services) (1.3.3.2)		
Other total		0	
Support (1.3.4)	Support for Teaching (1.3.4.2)		
	Support for Research (1.3.4.3)		
	Support for Other (1.3.4.4)		
	General Support (1.3.4.5)		
	Scholarship and CPD (1.3.4.6)		
Support total		0	
Total hours		0	
Total percentage		0	

出所:TRAC Guidance v3.0(2024-25)

図 3-2 時間配分調査フォーム

b. 大学とのやり取り

大学とのやり取りに関して、OfS 担当者から以下の説明があった。

- TRAC は大学とともに開発しているため、大学側の負担もよくわかっており、コストについて完璧なデータを求めておらず、公的資金配分の説明責任を果たすという目的において合理性のあるデータを出してもらえばよいこととしている。データを提出するのは大学の責任となっているが、調査を実施するにあたり、OfS からはガイダンスを出して調査設計等でサポートしている。制度はまず 8 大学で試行し、次に、研究に特化した 30 大学に広げて実施した。制度設計にあたっては、外部の有識者(コンサルタント等)からの意見も聞いて実施した。個々の大学に細かなサポートはしなかったが、全ての大学が個々の事情に合わせてデータを提出できるように工夫し

た。現在も、大学向けに TRAC サポートサービス・ヘルプデスクは設けており、メールでの質問への応答、ミーティングの実施、スペシャリストの派遣等の支援を行っている。

- コストドライバー調査については TRAC での要求項目なので、各大学はコストデータの提出を拒絶できない。教育/研究資金を提供する機関が求めている事項なので、大学がグラントを獲得するにはやらない/できないという選択肢はない。コストドライバー調査にとどまらず TRAC 全体について回答するが、問題のある回答はたまにあるが、その場合には更問を行っている。大学が提出してきたデータは整合していないことがあり、その場合は追加での対応を求め、対応しない場合はフォローアップを実施する。

c. 財政当局との交渉

財政当局との交渉に関して、OfS 担当者から以下の説明があった。

- イギリスでは教育省が高等教育政策を、科学・イノベーション・技術省が科学・イノベーション政策を担当しており、教育や研究開発の政策転換による交渉の負担があるため、TRAC に基づく交渉のみに絞って負担を回答するのは難しい。教育/研究コストにはシニアスタッフ、ファンディング機関、コミッションレビューといった様々なリソースがかかるが、政策の流れや政府の研究投資意向によってどれだけ必要かは変わってくる。
- MSI については、TRAC の特徴的な要素であり基本的には財務省に受け入れられている。最初は防衛省でこの考え方が採用され、その後教育省も導入した。合理性のある考え方だとされているが、常に見直しは実施している。基本的には予算に組み入れてもらうことを了承されているが、細部を完全に理解してもらっているわけではない。政府がコスト削減局面になった際には、この MSI が削減対象になる場合が多い。

7) 活用

a. 国の高等教育行政や社会的説明責任における TRAC の活用

国の高等教育行政や社会的説明責任における TRAC の活用に関して、OfS 担当者から以下の説明があった。

- リサーチカウンシルは全て公的資金で賄われているため、パブリックリサーチのグラントやコントラクトには FEC(フルエコノミックコスト)が参照される。他に Charity などで活用されているが、少し低いレートになっているかと思う。TRAC は教育コストのファンディングメソッドにも用い

られている。TRAC はコストイングスタディとして、看護等の資金配分にも使われた。また、国立統計局が研究の価値を判断するために TRAC データが使われている。個々の大学も、法人税や付加価値税の計算に使っており、TRAC データをどのように使うかは各大学に委ねられている。現在はそうではないが、以前は EU のフレームワークファンディングプロジェクトのメソッドにも使われていた。

b. 各大学における活用

各大学における活用に関して、OfS 担当者から以下の説明があった。

- TRAC は政府や資金提供機関のためだけではなく、大学のためにある。大学の財務安定性に資するものである。最も重要なのは、大学の中で活用できる情報を提供すること、大学のコストベンチマークのように使えるようにすることである。TRAC データは、大学内で部門がマネジメントに報告したり、将来の活動/施設費/設備投資等の予想に使ったりといった、意思決定に使われるものとなっている。コストドライバーは、どのように資源配分するかについてマネジメントに情報提供するのに活用されている。ポートフォリオレビューに必要な情報、例えばあまり収益を上げていないプログラムをどうするかといった事項を検討する際にも TRAC データは活用される。
- 中小大学においても TRAC は大学の財務安定性に資するものであり、個々のコストや自費留学生の学費、研究、スポンサー、コストリカバリーに必要な情報を大学に提供している。研究に特化した大規模の大学は、グラントや施設費等で TRAC が有効に活用されている一方で、中小大学でも非常に狭い分野でスペシャリストがいて研究はなされており、そうした大学はグラントに応募する。一方、教育コストでの活用についてはあまり有用ではないかもしれない。外部からの研究資金を受けていないような小規模大学については、収集すべきデータの要求事項を緩和し、負担を軽くして報告させている。

8) 成果

TRAC の成果に関して、OfS 担当者から以下の説明があった。

- TRAC に基づいた報告を行うための負担は、学術スタッフと事務スタッフの両方にある。ただし、整合性をとったり、一定のベンチマークを収集するためには、相応の負担は必要だと考えている。これまでにも TRAC の負担についてレビューを行っている(2013 年は負担の比較レビュー、2021 年には「負担と効率」についてレビュー)。レビュー結果によると、時間配分調査のために学術スタッフが使った時間は、2013 年調査では 138 分(2012 年)、2021 年調査では

2.6 時間であった。大学側は、2013 年調査では 70% (2012 年)、2021 年調査では 80% があまり負担になっていないと考えているという結果が出た。事務スタッフの負担は、フルタイム換算で 2012 年は 143 日、2021 年は 125 日だった。教育・研究・ユーティリティで負担があったとの結果だったが、改善に努めている。

- 長年の実施により、負担軽減が実現した要因は業務負荷計画の導入である。業務負荷計画方式の導入により効率化が図られた。業務負荷計画方式は小規模な大学に多く適用され(大規模大学で使われていないわけではないが)、彼らの負担を軽減することに寄与した。さらに特筆すべき成果として、マネジメントと学術スタッフが業務内容を事前に合意することにより、人材管理が可能になったことがあげられる。
- 得られた効用として、TRAC を整備したことでコスト算定に関するシステムを保有しているという自信が得られ、便益に関する理解が深まり、コストや活動について資金提供者等のステークホルダーに説明できるようになったことがあげられる。

9) 課題、展望

課題や今後の展望に関して、OfS 担当者から以下の説明があった。

- 長年にわたり実施するなかで改善を重ねてきたうえで、現在直面しているまたは検討中の課題として 3 点あげられる。
- 1 点目は、新たな教育コスト把握のための仕組みの開発が必要となっている点である。このための、パイロットスタディを実施中であり、これが負担となっている。
- 2 点目は、ベンチマークとなるデータには商業的にセンシティブな内容もあり、詳細な情報を出すことと秘匿するところのバランスのとり方が難しいことである。また詳細な情報を取得するには負担もかかる。
- 3 点目は、MSI の価値について、十分に理解を得られないことも多い。外部の経済環境やファンディングの環境に影響を受けやすい。計算方法は都度改良してきており、全てのセクターに適用したいと考えている。

10) その他

その他、課題の 1 点目に関連して、OfS 担当者から以下の説明があった。

- 現在、別の教育コスト把握の仕組みを構築中である。教育省が学部の教育コスト(大学ごと・科目ごと)を調査しており、TRAC に準拠はしていない。現在開発中の新たな教育コスト算定メ

ソッドについてパイロットスタディが実施されており、どのように制度を改善していけばよいかについてベンチマークになる情報や大学の財務安定性の寄与に資する情報の収集を図っている。

(3) 文献調査一覧

- (1). Joint Costing and Pricing Steering Group:「Transparent approach to costing An overview of TRAC」(2005),
<https://www.lancaster.ac.uk/users/research/documents/trac.pdf> (2025年11月28日閲覧)
- (2). KPMG LLP:「Understanding costs of undergraduate provision in Higher Education Costing Study Report」, Department for Education, (2019),
https://assets.publishing.gov.uk/media/5f356650e90e0732e4bd8c79/Understanding_costs_of_undergraduate_provision_in_higher_education.pdf (2025年11月28日閲覧)
- (3). Department for Education: 「Measuring the cost of provision using Transparent Approach to Costing data」(2019),
https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5f36518dd3bf7f1b18aaadf1/Measuring_the_cost_of_provision_using_transparent_approach_to_costing_data.pdf (2025年11月28日閲覧)
- (4). TRAC Development Group:「TRAC guidance The Transparent Approach to Costing for UK higher education institutions version 3.0」, (2025),
<https://www.trac.ac.uk/wp-content/uploads/2025/08/TRAC-guidance-v3.0-2024-25.pdf> (2025年11月28日閲覧)
- (5). TRAC Development Group: 「Review of Time Allocation and Workload Planning methods for TRAC」(2025),
<https://www.trac.ac.uk/wp-content/uploads/2025/04/Review-of-Time-Allocation-and-Workload-Planning-methods-for-TRAC.pdf> (2025年11月28日閲覧)
- (6). TRAC 公式サイト「History of TRAC」,
<https://www.trac.ac.uk/about/history/> (2025年11月28日閲覧)
- (7). Sue Hubble and Paul Bolton:「Higher education tuition fees in England」 House of Commons Library, BRIEFING PAPER Number 8151, (2018),
<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-8151/CBP-8151.pdf> (2025年11月28日閲覧)
- (8). UKRI 公式サイト「Explainer: dual support funding for research and innovation」 (2023),
<https://www.ukri.org/publications/explainer-dual-support-funding-for-uk-research-and-innovation/explainer-dual-support-funding-for-research-and-innovation/>

- [innovation/](#) (2025年11月28日閲覧)
- (9). Higher Education Funding Council for England:「Review of TRAC Consultation on streamlining requirements and increasing transparency of the Transparent Approach to Costing」(2012),
<https://dera.ioe.ac.uk/id/eprint/15843/1/Review%20of%20TRAC%20-%20Consultation.pdf> (2025年11月28日閲覧)
- (10). Thomas Estermann and Valentina Lisi:「Accepting University Accounting Practices under Horizon Europe」, European University Association, (2018),
https://www.eua.eu/images/compendium_of_accounting_practices_web.pdf#:~:text=expenditure%20to%20relevant%20activities,the%20full%20costs%20of%20their (2025年11月28日閲覧)
- (11). Thomas Estermann and Anna-Lena Claeys-Kulik:「Financially Sustainable Universities Full Costing: Progress and Practice」European University Association(2010),
<https://www.eua.eu/downloads/publications/financially%20sustainable%20universities%20full%20costing%20progress%20and%20practice.pdf> (2025年11月28日閲覧)
- (12). UKRI:「A Quick Guide to Transparent Approach to Costing (TRAC)」,
<https://www.ukri.org/wp-content/uploads/2022/11/UKRI-281122-QuickGuideTransparentApproachCostingTRAC.pdf> (2025年11月28日閲覧)
- (13). OfS 公式サイト、TRAC data,
<https://www.officeforstudents.org.uk/data-and-analysis/trac-data/> (2025年11月28日閲覧)
- (14). TRAC 公式サイト、TRAC Development Group,
<https://www.trac.ac.uk/about/tdg/> (2025年11月28日閲覧)
- (15). OfS 公式サイト Annual TRAC 2023-24: Sector summary and analysis by TRAC peer group,
<https://www.officeforstudents.org.uk/publications/annual-trac-2023-24/> (2025年11月28日閲覧)
- (16). TRAC 公式サイト About,
<https://www.trac.ac.uk/about/> (2025年11月28日閲覧)
- (17). UK Parliament 公式サイト House of Commons Library Research Briefing 「Higher education finances and funding in England」(2025),
<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-10037/> (2025年11月28日閲覧)
- (18). OfS 公式サイト Recurrent funding,
<https://www.officeforstudents.org.uk/for-providers/finance-and-funding/recurrent-funding/> (2025年11月28日閲覧)
- (19). Richard Salter and Eliel Cohen:「Understanding universities’ costs What

- can TRAC tell us?」, The Policy Institute, (2025),
<https://www.kcl.ac.uk/policy-institute/assets/understanding-universities-costs.pdf> (2025年11月28日閲覧)
- (20). 水田健輔、白川展之:「英国における fEC 計測の取組, 活用とその成果— 英国高等教育機関における活動基準原価計算とその内在論理 —」、広島大学 高等教育研究開発センター 大学論集第 49 集 (2016 年度) 2017 年 3 月発行:177-192 (2025 年 11 月 28 日閲覧)
- (21). University of Strathclyde Glasgow 公式サイト、Full Economic Costing (fEC)fEC Frequently asked questions (FAQs),
<https://www.strath.ac.uk/professionalservices/finance/fec/frequentlyaskedquestions/> (2025 年 11 月 28 日閲覧)
- (22). UK Parliament 公式サイト House of Commons Library、Research Briefing Tuition fees in England: History, debates, and international comparisons,
<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-10155/> (2025 年 11 月 28 日閲覧)

3.3.2 スイス

(1) 調査方法の概要

1) 文献調査の概要

政府機関の文書やウェブサイトから情報を収集した。参照先は(3)文献調査一覧を参照。

2) ヒアリング調査の概要

対象種別	対象機関	選定理由
政府機関	Federal Statistical Office (FSO)	各大学からの支出データの収集、及びそのデータの統計分析による参照コストの算出という形で、スイスの高等教育コスト算定制度における重要な役割を果たしている。

(2) 調査結果

1) 制度概要

a. 公的算定基準の有無

【深掘り調査の観点】

全国統一基準:あり

スイスにおいては、2015年に施行された高等教育促進・調整連邦法(Hochschulförderungs- und -koordinationsgesetz, HFKG)により、高等教育機関⁶の資金配分制度が全国的に統一されており、HFKG41条には「連邦、及び州は、高等教育機関及び高等教育分野内のその他の機関に対し、統一的な資金配分原則に基づき、共同で資金を拠出しなければならない」との基本原則が定められている。

⁶ スイスにおける高等教育機関は、州立大学・連邦工科大学などの高等教育推進調整法(HFKG)に準拠して運営される大学、及び応用科学大学や芸術大学などの専門大学(Fachhochschule)に大別されるが、本稿では前者についてのみ扱う。

さらに、大学及びその他の大学相当機関(Universitäre Hochschulen,UH)向けに全国統一的な原価計算モデル(Kostenrechnungsmodells, KRM)が策定されており、各 UH において詳細な原価・業績計算((Kosten- und Leistungsrechnung)が行われている。それらのデータは毎年連邦統計局(Bundesamt für Statistik, BFS)に提供され、公開されることで、各 UH の内部管理手段及び、連邦・州に対する情報提供手段として機能している。

以下では、スイスの UH において採用されている原価計算モデル(KRM)について、その制度的背景、方法論的基盤、具体的な算定手続、統計集計及び政策的利用に至るまで、一次資料及び公式統計に基づいて体系的に整理・分析する。

b. 前提:州間協定と連邦法(HFKG)による高等教育の調整

スイスの高等教育制度は、伝統的に州(カントン)主権を基礎としつつ、大学教育・研究の質と国全体としての整合性を確保するため、州間協定⁷と連邦法による調整メカニズムのもとで運営されてきた。この枠組みの中核をなすのが 2011 年に制定された HFKG である⁸。同法は連邦と州の役割分担、高等教育セクター全体の調整、大学への公的資金配分の原則と方法を包括的に定める基本法であり、スイスの大学における資金調達制度の法的根拠となっている。連邦と州の役割分担については、大学の設置・運営主体としての基本的責任は州にある一方で、制度全体の調整・資金配分の枠組み設定・高等教育の全国的な整合性確保については、連邦が重要な役割を担うことが規定されている。これらの調整は連邦と州が参加する高等教育政策に関する会議体⁹を通じて行われる。

c. 三本柱から成る資金調達構造

HFKG に基づく大学への公的資金配分制度の大きな特徴として、公的資金が三つのカテゴリに区分されている点が挙げられる。

⁷ HFKG の前提には、州間協定(Interkantonale Vereinbarungen)が存在する。これは、州を超えて学生が移動するスイスの高等教育の特性を踏まえ、教育コストをどのように州間で調整・分担するかを制度的に支えるものであり、HFKG はこれを連邦レベルで統合・制度化する役割を果たしている。

⁸ 最新版の法令は 2025 年 6 月 1 日付の改正版であるが、資金配分関連の規定(41 条以下)の主要な改正は 2021 年 3 月 1 日に行われた。

⁹ 原価会計モデルの開発時は SUK(スイス大学会議)だったが、現在は SHK(スイス高等教育会議)。法改正やシステム変更などにより KRM が内容的に改訂される場合、SHK がこれらの変更を最終的に承認し、この新しいバージョンを正式に適用可能なものとして宣言する必要があることが HFKG に規定されている。

(1) 運営拠出金・基準拠出金(Grundbeiträge)

第一の柱が、大学の教育・研究を支える基本的な運営拠出金(基準拠出金)である。これは後述の参照コストと配分基準に基づいて算定され、大学の恒常的な活動を支える中核的な資金¹⁰である。

(2) 建物インフラに関する費用

第二の柱が、建物や大型設備などのインフラ関連費用である。教育・研究の基盤となる施設整備については、通常の運営費とは区別して取り扱われ、連邦と州の役割分担のもとで支援が行われる。

(3) プロジェクト助成金

第三の柱が、特定の教育研究プロジェクトに対する助成金である。これは競争的・目的別の資金であり、制度改革、重点分野の育成、イノベーション促進などを目的として交付される。

この三本柱構造により安定的な基盤資金、中長期的なインフラ投資、戦略的・重点的なプロジェクト支援が機能的に組み合わされているといえる。

d. 参照コストという考え方:統計に基づく教育コストの把握

上述の三本柱のうち、とりわけ第一の柱である運営拠出金(基準拠出金)は、全国の大学に共通して発生する通常活動を対象とする資金であり、その配分にあたっては、大学間で比較可能な形で教育・研究コストを把握することが不可欠となる。この要請に応えるために HFKG が採用している概念が「参照コスト(Referenzkosten)」であり、運営拠出金を各大学に配分するために参照コストを用いている。

参照コストとは、「一定の質を確保した大学教育を1学生に提供するために必要とされる平均的な費用」を指し、各大学が作成・提出する統計データ及び会計情報を基に算出される。ここで重要なのは、実際の支出額そのものではなく、分野構成や教育形態を踏まえた「標準化されたコスト指標」として参照コストが用いられている点である。

大学は学生数、修了者数、教育分野別(SHIS 分野¹¹)構成などに関する統計を提出し、それらを政府が集約・分析することで、スイス全体としての参照コストが形成される。そして、この参照コストが、後述する資金配分の共通の物差しとなる。

¹⁰ HFKG に基づく公的資金の中核は、Grundbeiträge(運営拠出金・基準拠出金)であり、これは参照コストを基礎とした配分方式により、大学の基本的な教育・研究活動を恒常的に支えるものである。

¹¹ SHIS 分野とは、スイス高等教育情報システム(Swiss Higher Education Information System)を差し、スイスの高等教育統計などで使われる。

e. 資金配分の考え方:参照コストを軸とした配分メカニズム

HFKG では、参照コストを単純に学生数に乗じた額を各大学に配分するのではなく、複数の基準を組み合わせた配分方式が採用されている。資金配分において以下の項目を考慮要素とすることで各大学における教育コストの実態を反映しつつ、効率性や教育の質を損なわない配分が目指されている¹²。

- 学生数及び修了者数
- 教育分野(分野ごとのコスト差) ÷ 参照コスト
- 教育・研究の質
- 修了までの期間
- 構造的・制度的特性

f. KRM の基本設計

もともと、参照コストはあくまで政策上の概念であり、それ自体が自動的に算出されるものではない。参照コストを実質的な政策判断の基盤として機能させるためには、各大学がどの範囲の費用を、どのような基準で把握・配分し、その結果をどの程度の精度で報告するかにつき、共通の方法論が必要となる。

この方法論的基盤として整備されたのが、大学及びその他の大学相当機関の原価計算モデル(KRM)である。原価・業績計算¹³とは、ある期間内のすべてのコストと業績を「費用項目」「費用センター」「コスト担体(費用の担い手=コスト対象)」の各区分に従って体系化し、これら部分計算を組み合わせることで、完全な原価計算を実現するものであり、フルコスト計算の原則¹⁴に基づいて実施される。

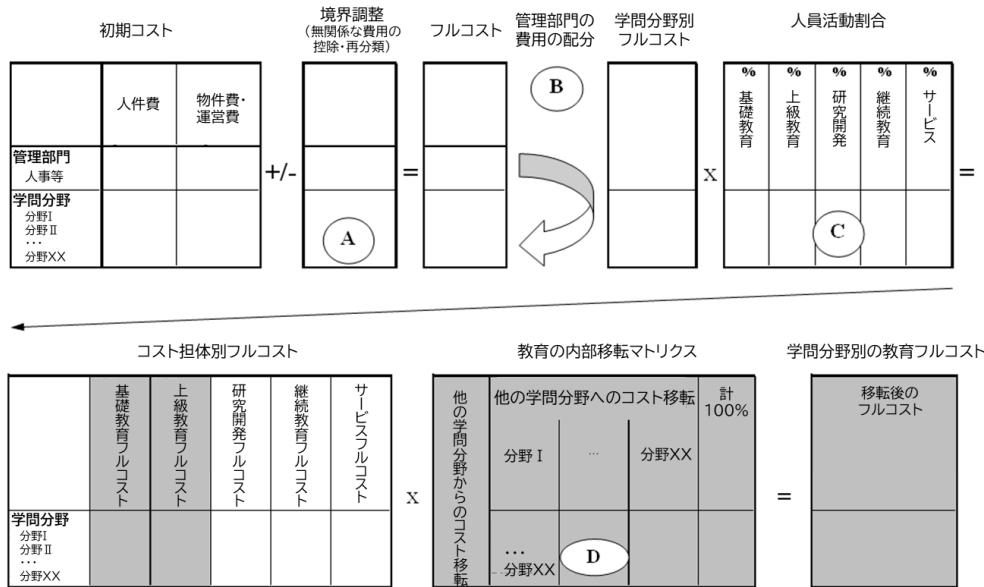
連邦統計局では学問分野別活動別コストの算出フローを以下のように説明している。まず、費用センター(管理部門及び学問分野)ごとに各費目(人件費、共通費用等)の費用から、教育・研究等とは無関

¹² HFKG 第 41 条以下では、連邦が大学に対して行う拠出金の配分方法が体系的に示されている。

¹³ 原価・業績計算は、学内会計(管理会計)の一部であり、事業活動に関連するコストと業績(アウトプット)の把握・配分・管理を目的とする。したがって、学内の取引も計上されるが、事業活動に属さない取引(経常業務に直接関係しない取引)は考慮しない。これは財務会計と異なる点である。また、原価・業績計算では暦年の全ての業務取引を対象とする。

¹⁴ KRM の方法論的中核をなすのが、フルコスト原則である。これは、教育や研究といった活動に直接対応する費用だけでなく、それらを支える間接費用や共通インフラ費用も含めて原価を把握するという考え方である。具体的には、教員や研究者の人件費に加え、学務・研究支援部門の人件費、建物の維持管理費、情報基盤の運営費などが、一定の配分ルールに基づいて各活動に帰属させられる。

係な費用を除外する(図中Ⓐ)。次に管理部門の費用を各学問分野に配分し学問分野別フルコストを算出する(図中Ⓑ)。次に、学問分野別フルコストに学問分野別活動比率を乗じる(図中Ⓒ)。学問分野別活動別のフルコストに学問分野(部局)間・活動間の内部移転マトリクスを乗じて(図中Ⓓ)、移転後のフルコストを算出している。



出所:連邦統計局ウェブサイト'Finanzen der universitären Hochschulen: Basistabellen'

([https://www.bfs.admin.ch/bfs/de/home/statistiken/bildung-](https://www.bfs.admin.ch/bfs/de/home/statistiken/bildung-wissenschaft/bildungsfinanzen/hochschulen/universitaere.assetdetail.36253510.html)

wissenschaft/bildungsfinanzen/hochschulen/universitaere.assetdetail.36253510.html (2026年3月12

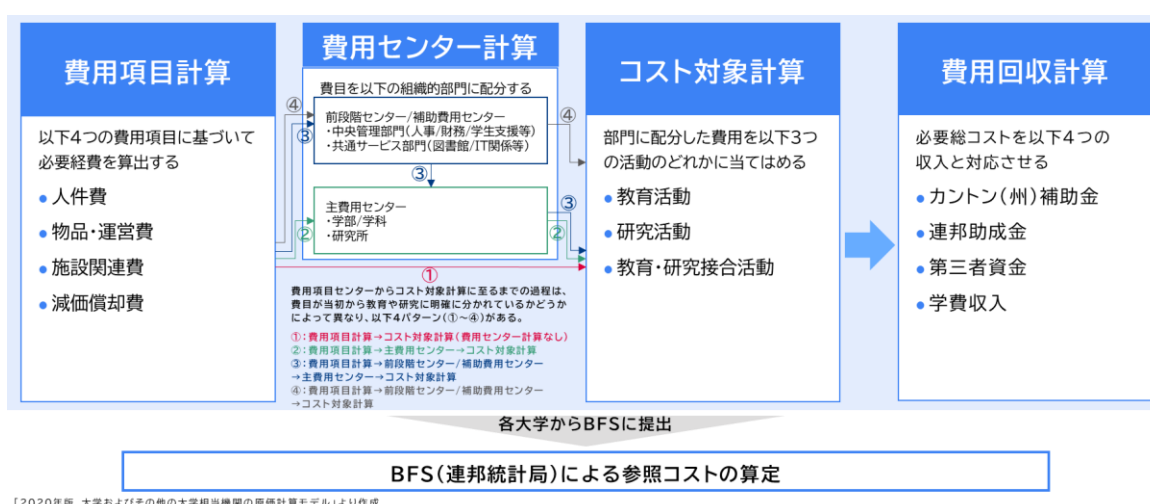
日閲覧))より三菱総合研究所作成

図 3-3 比較適合性の確立プロセス図

上記を踏まえると、具体的な算出方法は、以下の4つのパートから構成されると整理される。

- 費用項目計算(Kostenartenrechnung) - コスト要素別の計算
- 費用センター計算(Kostenstellenrechnung) - 部門(センター)別の計算
- コスト対象計算(Kostenträgerrechnung) - 成果(アウトプット)別の計算
- 費用回収計算(Kostendeckungsrechnung) - 収入によるコスト回収の計算

下図は、KRMに基づく原価算定プロセスと収入構造を示したフローチャートである。費用項目(人件費、物品・運営費、施設関連費、減価償却費)が費用センター(前段階費用センター/補助費用センター＝中央管理部門、共通サービス部門と主費用センター＝学部、学科、研究所、教授職単位)に配分され、コスト対象計算にて教育活動、研究活動、教育・研究接合活動に対応付けられ、最終的にカントン補助金、連邦助成金、第三者資金、学費収入と対応する。ただし、費用項目によってプロセスがやや異なり、費用センター計算の経由有無、費用センター計算における前段階センター/補助費用センターの経由有無に差がある(下図のとおり①～④のパターンに分かれる)。



出所:「2020年版 大学及びその他の大学相当機関の原価計算モデル」より三菱総合研究所作成

図 3-4 KRMに基づく原価算定プロセスと収入構造のフローチャート

①～④にそれぞれ該当する費用例は以下のとおり。

- ①: 特定の研究プロジェクト専属職員の人件費、特定の研究プロジェクトで購入した機器の減価償却、特定の教育プログラム専用の教材費
- ②: 各学部・研究所付属の図書館関連費(職員人件費等)
- ③: 中央図書館関連費(職員人件費等)、技術・サービス・物流(基本電話料金、水道、暖房、光熱費等)、職員・学生サービス(学生食堂、スポーツ施設、学生支援等)
- ④: 博物館、植物園、市民向け公開講座関連費

2) 導入背景

スイスにおける大学は主としてカントンによって設置・運営される一方で、連邦政府は法制度の整備、全体的な政策調整、特定分野への重点的支援を担っている。このような分権的制度の下では、大学間で教育・研究の内容や規模、財政構造が大きく異なることが常態であり、全国的に比較可能な財務・原価情報の整備が長らく課題とされてきた。

1990年代後半以降、スイスでは高等教育分野においても成果志向の政策運営が重視されるようになり、大学への公的支援について、より客観的かつ透明性の高い根拠が求められるようになった。しかし当時利用可能であった財務会計情報は、主として支出の法的性質や会計科目に基づくものであり、教育・研究といった大学の中核活動に要する実質的なコストを十分に説明するものではなかった。こうした問題意識を背景として、スイス高等教育会議(SHK)の主導の下で、全国共通の原価・業績計算モデルとしてKRMが開発された¹⁵。

KRMの目的は、大学の原価構造を単一の基準で測定し、それを政府・大学双方が共有可能な情報基盤として整備することにある¹⁶。重要なのは、KRMが補助金配分を自動的に決定するための算定式ではなく、あくまで政策対話と制度設計の基礎資料を提供するための管理会計モデルとして位置づけられている点である。

原価計算モデルの整備及び当該データ算定手法の策定の目的は、大学間比較を可能にすることであった。ただし、提出・公表するデータの詳細度は議論対象となってきた。大学の原価計算導入以前は、上記①～④の4つの原価計算区分を考慮しない財務会計ベースのデータが提出されていた。

原価計算モデルの考え方の背景は、活動から便益を受ける原価対象(cost units)にコストを配賦することである。例えば、歴史学の教授が経済学の学生に教えている場合、その教授の費用は学生数に応じて、歴史学部門から減額しつつ経済学部門に配賦される。

¹⁵ SUK(現在はSHK)は1998年、大学機関向けのコスト及び業績会計の計画を開始、1999年には「大学機関向けコスト会計モデル」が作成され、大学での意見聴取を経た後、SUKにより検証され、実施が承認。2000年からは、すべての大学機関でコスト及び業績会計(KLR)の導入が開始された。

¹⁶ SUKはこのプロジェクトの重要な目的を、①大学機関に内部管理のためのツールを提供すること、②大学の運営主体及び共同資金提供機関に情報手段を提供することであると考えていた。

3) 政策目的

a. 説明責任

【深掘り調査の観点】

制度がコスト算定根拠の明示や情報公開を促す度合い：○

KRMにより、大学は教育・研究及びそれを支える管理機能に要する費用構造を共通の定義と配賦基準に基づいて整理・報告することが求められる。これにより、従来は大学ごとに把握方法が異なっていたコスト情報が可視化され、大学間及び時系列での比較が可能となっている。

さらに、HFKGに基づくサービス契約や年次報告の枠組みを通じて、大学は財務情報と活動実績を体系的に政府へ報告する義務を負う。ここでは、単に数値を提出することではなく、公的資金が大学の中核的使命である教育・研究にどのように結び付いているのかを説明できる点が重視されている。このような仕組みにより、スイスの高等教育制度は、大学自治を維持しつつも、高い水準の透明性を制度的に確保していると評価できる。

b. 公平性・合理性

【深掘り調査の観点】

資金配分が需要・規模に見合い格差是正に資するか：○

HFKGに基づく資金配分制度では、学生1人当たりの標準的な教育コストを基礎とする参照コストの考え方が導入されている。これにより、州間補助の算定において、単なる学生数ではなく、教育に要する実質的なコストが考慮される仕組みが構築されている。特に、教育分野ごとの費用差が明示的に反映されることで、医学や自然科学系など高コスト分野においても、教育の質を損なうことなく学生を受け入れる条件が制度的に担保されている。このような分野別コスト差の反映は、大学間の競争条件を歪めないだけでなく、学生にとっての教育機会の公平性を確保する上でも重要な意義を持つ。

c. 持続可能性

【深掘り調査の観点】

財政モデルが長期的運営に耐えるか(学生1人あたりの教育コストをどのように算定し、私的負担としてどの程度学生や家計から学費を出させているか)：○

スイスの州立大学においては、必要とされる運営コストの約8割が公的資金によって賄われており、この高い公的負担割合が、大学の安定的な運営を支える基盤となっている。これにより、大学は短期的な収入変動に過度に左右されることなく、教育・研究の質を中長期的視点で維持・向上させることが可能になる。一方で、将来的な学生数の増加、物価上昇、研究設備の高度化といった要因により、必要コストが増大する可能性も指摘されており、現行では約2割とされている連邦政府の負担割合の在り方についても、制度的な検討課題として認識されている。

d. 政策誘導

【深掘り調査の観点】

制度が大学の質向上行動を促す仕掛けの度合い：△

スイスの高等教育制度では、基礎的な運営拠出金を制度の中核に据える一方で、その配分の一部（教育関連が約7割、研究関連が約3割）に教育及び研究の成果指標を組み込むことで、限定的な競争性を導入している。ただし、この成果連動部分は、大学の存立を左右するほど強いものではなく、あくまで基礎的資金の安定性を前提とした穏やかな改善誘導にとどまっている。

4) 算出方法

a. 教育コストの算定式

図 3-4 のとおり「費用項目計算」にて4つの費目について必要経費を算出し、それを①～④のいずれかのプロセスで教育/研究/教育・研究接合、の各活動に割り振る形としている。したがって、教育コストは以下のとおりとなる。なお、以下の費目は必須項目にすぎないため、実際には各大学内で、以下とは別の項目を教育コストとして独自に算定している可能性がある点に留意が必要である。

教育総コスト＝人件費(教育活動分)＋物品・運営費(教育活動分)＋施設関連費(教育活動分)＋減価償却費(教育活動分)

以降の章で、上記のそれぞれの費目について具体的な内容やコストドライバー等を記載する。

5) 費目、コストドライバー

a. 人件費(Personalkosten)

人件費は KRM における費用項目の中で最も比重の大きい要素であり、以下の人員カテゴリが必須とされる。これらの人件費には、給与・賃金のみならず、雇用者負担の社会保険料や年金拠出金など、雇用に付随する法定負担が含まれる。

- 教授(SHIS 51¹⁷)
- その他の教員(SHIS 52)
- 助手及び研究職員(SHIS 53-54)
- 事務・技術職員(SHIS 56-59)

特に重要なのは、人件費が所属組織ではなく、活動への時間配分を前提として評価される点である。大学教員や研究者は、教育、研究、管理、サービスといった複数の活動に同時に関与することが一般的であり、単純に学部や研究所単位で人件費を集計するだけでは、各活動に帰属する原価を適切に把握することができない。このため KRM では、勤務時間配分、職務記述、標準的な活動比率などを用いて、人件費を活動別に按分することが求められている¹⁸。

職員については、職務区分(活動類型)ごとの勤務時間に関する詳細な調査を実施しており、ここで勤務時間や活動比率等を把握している。

b. 物品及び運営費(Sach- und Betriebskosten)

人件費に次いで重要な費用項目が、物品及び運営費である。これには、教育・研究活動に必要な消耗品費、外部サービスの購入費、光熱水費、通信費などが含まれる¹⁹。KRM では、これらの費用を可能な限り直接的に費用センターに帰属させることを原則とする一方、共通的に発生する費用については、後続の費用センター計算において人件費・学生数・主要面積割合に基づいて配分する。

¹⁷ スイスの高等教育統計システムにおいて「人事カテゴリ」を示すコード。以下同様。

¹⁸ もっとも、この按分は必ずしも個々の教職員について詳細なタイムトラッキングを行うことを意味しない。制度上は、完全な精密性よりも、同一の前提に基づいて算定されたデータが時系列及び大学間で比較可能であることが重視されており、大学の組織構造や職務内容に即した合理的な配分仮定を設定し、それを継続的に適用することとなっている。

¹⁹ 物品費についても、財務会計上の科目構成は大学ごとに異なる可能性があるため、KRM では標準化された費用区分への再分類が求められる。

c. 施設関連費(Raumkosten)

KRM は、施設関連費を明示的に原価に含めている。大学の教育・研究活動は、講義室、研究室、実験施設、図書館といった物理的空間を前提として成立しており、これらの維持管理に要する費用は、活動原価の不可欠な構成要素であると位置づけられている。

施設関連費には、建物の維持管理費、修繕費、清掃費、エネルギー費などが含まれ、さらに建物や設備に対する減価償却費が加えられる。これらの費用は、後続の計算段階において、床面積、利用時間、利用目的といった配分基準を用いて、各活動や費用センターに帰属させられる。

- 交流空間(Sozial)
- 事務空間(Büro)
- 研究室(Labor)
- 資料保管室(Archiv)
- 講義室(Hörsaal)
- 授業(Unterricht)
- 図書館(Bibliothek)

これらの部屋タイプに基づき、「施設コスト(kalkulatorische Raumkosten)」は、「主用途面積(Hauptnutzfläche; HNF) × 部屋タイプ別の 1 m²あたりコスト」により算出される。なお、1 m²あたりのコスト単価(m²-Kostensatz)は、連邦教育・研究・イノベーション事務局(Staatssekretariat für Bildung, Forschung und Innovation; SBFI)が SHK の大学建築専門部門と協議して、すべての大学に対して統一的に定める。

また、財務会計に実際に計上されている以下の費用は、上記「施設コスト」に置き換える。

- 賃料(短期賃貸を除く)
- 建物の構造的維持管理費(例:建物の抵当利息、建物の償却費)

d. 減価償却費(Abschreibungen)

減価償却費は、KRM において、投資的支出を期間配分するための中核的な費用項目として位置づけられている。建物、研究設備、情報インフラといった長期利用資産については、取得時に全額を費用化するのではなく、標準的な耐用年数に基づいて減価償却を行い、各年度の原価に配分する。

この取扱いにより、特定年度における大規模投資が原価を歪めることが防止され、教育・研究活動の実質的な資源消費を安定的に把握することが可能となる。耐用年数や償却方法については、全国的なガイドラインが示されており、大学ごとの恣意的な設定が比較可能性を損なわないよう配慮されている。

e. 費用項目計算(Kostenartenrechnung)

上記で、教育コストの算定式及びそれに対応する具体的な費目について述べてきたが、これらは「費用項目計算(図 3-4 の最初のステップ)」の一環である。そこで、ここでは費用項目計算について説明する。

費用項目計算は、大学において発生するすべての資源消費を、その性質に基づいて網羅的に把握する段階であり、後続の費用センター計算及びコスト対象計算の前提条件を形成する。

KRM における費用(Kosten)は、財務会計上の支出(Ausgaben)や費用(Aufwand)と必ずしも一致するものではない。KRM が対象とするのは、一定期間内に大学の活動遂行のために消費された経済的資源の価値であり、会計処理の形式よりも、資源消費の実態を反映することが重視される。このため、費用項目計算では、財務会計データを基礎としつつも、管理会計上の調整が体系的に行われる²⁰。具体的には、投資的支出については減価償却を通じて費用化され、また無償で提供される資源や内部取引についても、必要に応じて理論的な費用評価(kalkulatorische Kosten)が行われる。これにより、大学間で会計処理方法が異なる場合であっても、原価情報としての比較可能性が確保される。

f. 費用センター計算(Kostenstellenrechnung)

続いて、費用項目計算によって把握された各種費用を、大学内部の組織的・機能的単位に帰属させる「費用センター計算(図 3-4 の 2 番目のステップ)」の仕組みについて整理する。費用センター計算は、費用を最終的なコスト対象へ帰属させるための中間的な配分段階として位置づけられており、前費用センター及び補助費用センターから主費用センターを経て、コスト対象へと費用が段階的に移転していく構造をとる。

KRM における費用センターとは、費用が発生し、かつ管理責任が明確に帰属する組織的単位を指す。費用センターは、費用の最終的な帰着点ではなく、費用を把握・整理し、後続の配賦を可能にするための管理単位として設定される。したがって、費用センターは必ずしも教育・研究という最終成果を直接生み出す単位である必要はない。この点を踏まえ、KRM では、教育・研究活動を直接担う部門と、それ

²⁰ KRM の費用項目計算は、大学活動に伴う資源消費を可能な限り網羅的かつ体系的に把握することを目的として設計されている。一方で、すべての費用が完全に観測可能であるわけではなく、特に人件費の活動別按分や共通費用の評価においては、一定の仮定と推計が不可避である。そこで、KRM はこの点を制度的に明示したうえで、原価情報を絶対的な真値ではなく、政策判断及び制度運営のための合理的な近似値として位置づけている。この考え方は、後続の費用センター計算及びコスト対象計算においても一貫して維持されており、KRM 全体の方法論的基盤を形成している。

らを支援する管理・インフラ部門とを費用センターの段階で明確に区別することが求められている。この区別は、費用センター計算においてどの費用が他部門へ配賦されるべき間接費であり、どの費用が主費用センターに集約されるべきかを判断する基準となり、最終的にはコスト対象計算の前提条件を形成する²¹。

KRM では、費用センターを機能に応じて複数の類型に整理している。KRM では、費用センターをその機能に応じて、前費用センター及び補助費用センターと、主費用センターに区分する。前者には中央管理部門や共通サービス部門が含まれる。これに対し主費用センターは、教育及び研究活動を直接実施する部門であり、学部、学科、研究所、教授職単位などが該当し、具体的には BFS が定める学問分野(SHIS 分野)カテゴリである。なお、各大学は、自らの組織構成に応じて費用センターを設定することが可能であるが、その設定は全国的なガイドラインに照らして説明可能であることが求められる。

主費用センター：教育・研究活動を直接実施する部門(学部・学科・研究所・教授職単位)

前費用センター・補助費用センター：

- ・中央管理部門(学長部局、人事、財務、学生支援、情報管理)
- ・共通サービス部門(施設管理、IT、図書館、実験支援)

費用センター計算においては、費用項目計算で把握された各費用を、可能な限り直接的に該当する費用センターに帰属させることが原則とされる。例えば、特定の学部専属する教職員の人件費や、特定施設の維持管理費は、直接費として当該費用センターに計上される。一方で、中央管理部門や共通サービス部門に発生する費用は、教育・研究活動を直接担う部門に対して間接的に配賦される²²。この

²¹ 費用センター計算の最大の意義は、大学内部の間接費構造を可視化し、教育・研究活動に必要な支援コストを明示的に把握できる点にある。これにより、教育・研究部門の原価が、単に教員人件費の集合体ではなく、管理・インフラを含む総合的な資源消費の結果であることが明確になる。同時に、この計算段階は、大学間比較における重要な調整装置として機能する。組織構造や管理体制が異なる大学であっても、費用センターの設定と配賦原則を共通化することで、後続のコスト対象計算において、教育・研究成果単位での比較可能性が確保される。

²² 中央管理部門に属する費用は、大学全体の運営に不可欠である一方、特定の教育・研究成果に直接対応づけることが困難である。そのため KRM では、これらの費用を最終的に教育・研究部門(主費用センター)へ配賦することを前提としている。配賦基準としては、全人件費に占める各学部/学科の割合、学生数、主要利用面積に基づく配分などが用いられ、各大学は自ら選択した基準について合理性を説明する責任を負う。同様に、図書館や IT サービスといった共通サービス部門の費用についても、利用実態を反映した配賦が求められる。例えば、図書館費用であれば学部別利用者数や資料利用実績、IT サービスであれば端末数や利用アカウント数などが配分基準として想定されている。

内部配賦は、恣意的な比率ではなく、人件費に占める各学部の割合、学生数、主要利用面積、利用実績、利用者数に基づく配分など、合理的かつ説明可能な配分基準に基づいて行われることが求められる。

前費用センター及び補助費用センターに属する費用は、費用センター計算の段階で主費用センターへと配賦される。特に中央管理部門の費用については、KRMにおいて配賦方法が比較的明確に定められており、大学全体の人件費に占める割合を基準²³として、学部や学科などの主費用センターへ配賦する方法が推奨されている。これにより、中央管理機能に要するコストは、教育・研究活動を実施する部門の費用構造の一部として内部化される。同様に、図書館や IT サービス、施設管理といった共通サービス部門の費用についても、利用実態や規模を反映した基準に基づき、主費用センターへと配賦される。この段階を経ることで、主費用センターには、当該部門で直接発生した費用だけでなく、大学全体の管理・インフラを支える間接費が集約されることになる。こうして主費用センターに集約された費用は、さらに活動配分比率(Tätigkeitsanteile)を用いてコスト対象へと費用が配賦される。

g. コスト対象計算(Kostenträgerrechnung)

ここでは、費用センター計算までに整理された費用を、大学の教育・研究活動という最終的な成果単位の帰属させる「コスト対象計算(図 3-4 の 3 番目のステップ)」について検討する。KRMにおけるコスト対象とは、大学が提供する公共的サービスの成果を、原価計算上の単位として定義したものであり、教育・研究という二つの活動領域を中心に設定される。コスト対象計算は、KRM全体の中で最終段階に位置づけられており、政府が参照コストを設定する際に直接利用される原価情報を生成する決定的なプロセスである²⁴。

教育分野における主要なコスト対象は、学位課程及び教育プログラムである。KRMでは、学士課程、修士課程、博士課程といった学位レベルごとに教育活動を区分し、それぞれについて原価を算定することが求められている。さらに、分野特性の違いを反映するため、自然科学、工学、医学、人文・社会科学などの学問分野別区分が併用される。教育コストの算定において中心的な役割を果たすのが、学

²³ 物品費をコスト対象に配分する際は、人件費の活動割合データを基礎として用いる。各コスト対象への配分に用いる割合は、4つの人員グループ(教授、その他教員、助手・研究職員、事務・技術職員)の平均活動割合に基づき算出する。

²⁴ コスト対象計算は、大学間の競争や効率性評価を直接目的とするものではなく、資金配分や制度設計のための共通情報基盤を整備する役割を担っている。

生数、履修単位(ECTS²⁵)、修了者数といった量的指標である。これらの指標は、教育活動の規模を客観的に把握するための基準として用いられ、費用センター計算で集計された教育関連費用を、合理的に教育成果へ配分する基礎となる。

研究分野におけるコスト対象は、研究活動そのものを直接的に成果単位として把握する点に特徴がある。KRMでは、研究分野別の活動単位や研究時間配分、第三者資金の獲得状況などを用いて、研究活動に帰属する原価を算定する。研究活動は、その性質上、教育活動以上に成果の定量化が困難である。そのためKRMでは、論文数や特許数といったアウトプット指標を直接コスト担体とするのではなく、研究活動に投入された資源量を基準として原価を把握する設計が採用されている。この点は、研究の質的評価と原価計算とを意図的に分離する制度的選択として理解される。

大学教員の活動は、教育と研究が密接に結びついている場合が多く、両者の費用を完全に分離することは現実的ではない²⁶。KRMでは、この点を前提としたうえで、人件費や共通費用について、教育と研究への配分比率を設定することを求めている。この配分は、職務内容、契約形態、標準的な活動配分などを基礎として行われ、大学はその前提条件を明示する責任を負う。

コスト対象計算によって得られた原価情報は、大学から政府への報告データとして用いられ、政府はこれを基に参照コストを設定する。これらの参照コストは、直接的に各大学の予算額を決定するものではなく、分野別・学位別の標準的なコスト水準を把握するための基準として機能する。

この仕組みにより、大学は個別の事情を踏まえた運営の裁量を維持しつつ、政府は制度全体としての費用構造を把握することが可能となる。

h. 費用回収計算(Kostendeckungsrechnung)

ここでは、KRMによって算定されたフルコストが、大学の収入構造とどのような関係に置かれているのかを大学内で整理する「費用回収計算(図 3-4 の 4 番目のステップ)」について述べる。ここでは、大学単位で、総コストと連邦拠出金、第三者資金、学費収入等の収入を対応させ、各活動がどの程度公的資金に依存しているかを把握することが目的とされる。

スイスの大学の収入は、大きく三つの要素から構成される。第一に、連邦及びカントンから交付される公的拠出金があり、これは大学運営の基盤的資金である。第二に、学生から徴収される授業料や登録

²⁵ 欧州単位互換制度(European Credit Transfer and Accumulation System)を差す。

²⁶ KRMは、この重なりを制度的欠陥ではなく大学活動の本質的特性として捉えており、重要なのはその重なりを透明化することであると位置づけている。

料などの私的負担、第三に、競争的研究資金や受託研究費、寄附金といった第三者資金が存在する。このうち、公的拠出金は大学の教育・研究活動全体を支える基盤資金として機能しており、KRMによって把握されるフルコストとの関係が最も密接である。一方、授業料収入や第三者資金は、特定の活動やプロジェクトに対応づけられる場合が多く、費用回収の構造も性質を異にしている。

KRM が示すフルコストは、大学活動に伴う総資源消費を把握するための指標であり、必ずしも個々の収入源によって完全に回収されることを前提としていない。特に教育活動については、授業料収入がフルコストの一部を構成するにとどまり、大部分は公的拠出金によって賄われる設計となっている。この点において、スイスの制度は、教育を公共財として位置づけ、その提供に要するコストを社会全体で負担するという政策的選択を明確に反映している。

i. BFS による統計分析と参照コストの算出

BFS は各大学から提出された原価データを基に、統計的調整を施し、分野別・教育段階別の平均的なコスト構造を抽出する。すなわち、BFS は、分野別・段階別にどの程度のコストが必要とされているかを把握することを目的として、「参照コスト」を算出する。参照コストは、特定の大学の実支出額を反映したものではなく、全国の大学データを集約・平準化することによって得られた、標準的・参照的な単位コスト指標である。

したがって、参照コストは「実際に使われたコスト」ではなく、「一定の質を確保した教育・研究を行うために、一般に必要と考えられるコスト水準」を示す指標として位置づけられる。

収集されたデータにより、表 3-2 のとおり、大学別(列の見出し(上側))に主費用センター及び前費用センター・補助費用センター(行の見出し(左側))の費用が公表されている。

表 3-2 2024 年の大学別及び費用センター別の費用

T1 Aufwand der universitären Hochschulen in 2024 nach Hochschulen und Fachbereichen (in Franken)

Zurück zum Inhaltsverzeichnis

	BS	BE	FR	GE	IHEID	LS	LU	NE	SG	UZH	USI	TH_CHUR	FS_CH	EPFL	ETHZ	Total
1.1 Theologie	5 833 121	12 314 836	12 045 638	6 174 669		8 480 568	8 660 915			15 191 511	4 023 106	1 735 802				74 460 166
1.2 Sprach- und Literaturwissenschaften	19 786 047	22 098 798	19 286 208	37 607 947		32 126 193		13 474 902	3 410 002	69 485 156	2 777 148					2 851 903
1.3 Historische und Kulturwissenschaften	30 467 298	35 886 877	18 847 051	22 144 936		17 865 288	7 204 307	8 490 616	3 043 094	55 494 719	2 036 203		1 889 294		5 948 437	209 318 121
1.4 Sozialwissenschaften	30 873 788	36 751 763	43 397 904	86 663 733	103 325 954	73 171 933	6 447 044	16 763 562	17 697 113	91 775 938	11 912 110		10 589 815			19 079 953
1.5 Geistes- und Sozialwissenschaften übergreifend/übrige	9 869 546	4 340 035	1 409 935	19 843 676		7 853 249				9 094 150				2 693 646		15 870 981
2 Wirtschaftswissenschaften	23 234 421	32 781 082	18 440 912	27 237 570		57 236 259	8 154 479	8 765 194	135 139 849	80 927 431	14 687 168		3 552 038			12 098 424
3 Recht	18 053 812	25 501 515	25 057 198	28 265 818		20 261 279	15 600 494	11 354 945	17 080 182	55 497 981			7 013 637			3 894 390
4.1 Exakte Wissenschaften	47 478 779	57 310 781	29 651 903	93 386 964				7 922 836	11 929 604	77 590 674	20 029 774		3 149 569	206 058 685	238 657 056	793 166 626
4.2 Naturwissenschaften	200 234 431	104 829 083	38 646 199	102 769 929		102 619 732		22 602 871		196 009 914				65 073 166	241 983 766	1074 769 092
4.3 Exakte und Naturwissenschaften übergreifend/übrige	4 760 469	14 447 853	6 534 675	25 090 604		14 190 463				10 389 354				124 578 312	180 328 229	380 319 959
5.1 Humanmedizin	292 978 720	350 990 026	45 915 922	157 831 100		320 907 598	5 542 809	227 708	6 087 157	524 481 352	18 984 474				5 556 304	1729 503 168
5.2 Zahnmedizin	11 868 036	33 354 093		18 058 901						48 759 968						112 040 996
5.3 Veterinärmedizin		79 348 849								130 165 111						209 513 960
5.4 Pharmazie	26 688 438	4 066 153		17 635 194				18								66 054 004
5.5 Medizin und Pharmazie übergreifend/übrige	11 149 734	23 825 562				10 387 014	9 688 940				44 917 478					99 968 728
6.1 Bauwesen und Geodäsie											16 843 366			88 512 356	142 589 894	247 945 617
6.2 Maschinen- und Elektroingenieurwissenschaften														189 923 732	252 676 675	442 600 408
6.3 Agrar- und Forstwissenschaften															62 597 739	62 597 739
6.4 Technische Wissenschaften übergreifend/übrige														22 493 509	133 164 027	155 657 536
7 Interdisziplinäre und Andere	16 009 297	38 046 681	3 958 172	10 106 605		22 981 800	2 571 254			846 527						99 968 728
8.1 Zentrale Verwaltung	88 457 532	35 891 718	24 471 497	111 469 587		93 466 920	16 771 552	32 774 679	50 041 103	145 717 844	25 924 764		5 646 398	202 758 282	359 341 889	1192 733 864
8.2 Zentrale Bibliotheken	40 902 268	31 648 973	2 340 442	32 703 556		15 610 739		4 355 622	8 545 068	57 108 537	2 280 066			11 890 866	49 110 588	256 496 724
8.3 Technische Dienste und Logistik	47 203 625	49 899 355	18 834 790	52 783 577		44 215 699	3 182 182	5 532 448	33 679 788	98 528 039	4 590 789		557 533	120 472 513	232 975 888	712 456 227
8.4 Dienstleistungen für Mitarbeitende und Studierende	10 556 787	20 524 102	18 587 289	35 552 369		13 865 848	1 649 836	2 986 074	14 574 835	15 386 625	9 815 792		486 616	14 822 388	17 494 685	176 903 225
Total	933 496 149	1 013 858 138	326 515 715	881 326 738	1 033 325 954	858 240 580	85 473 812	135 251 473	301 227 795	1 682 450 930	178 822 237	1 735 802	32 884 899	1 098 926 186	1 995 289 846	9 625 806 253

Rundungsdifferenzen
Die TH Chur, FS-CH und IHEID sind universitäre Institute
Quelle: Hochschulfinanzen (SHS-FIN)
© 2025 BFS/OFS/UST/FSO
Auskunft:
persfinHS@bfs.admin.ch

出所: 連邦統計局ウェブサイト 'Finanzen der universitären Hochschulen: Basistabellen'

(<https://www.bfs.admin.ch/bfs/de/home/statistiken/bildung-wissenschaft/bildungsfinanzen/hochschulen/universitaere.assetdetail.36253510.html>(2026年3月12日))

学問分野別の基本情報、及び、大学の分野別・業務別・費用種類別・大学別コスト(2006-2024)、大学の分野別・業務別・収入区分別・大学別コストカバー状況(2010-2024)の情報を踏まえて、表 3-3 のとおり、学部(学問分野)ごとに費用の対象(行の見出し(左側))に対応する収入カテゴリ、分野別の費用負担(コストカバレッジ)が計算され、公表されている。費用の対象は、基礎教育、高度教育、研究開発、継続教育、サービス提供に分類されている。

表 3-3 2024 年の学問分野ごとの費用の対象別収入カテゴリによる費用負担(一部抜粋)

T5 Kostendeckung nach Erlöskategorie, Kostenträger und Fachbereich (in Franken) 2024

[Zurück zum Inhaltsverzeichnis](#)

1.1 Theologie

	Anrechenbare Erlöse	Drittmittel	Beiträge der Studierenden	HFKG-Beiträge	Kalk. Bundesbaubeiträge	IUV-Beiträge	Deckung der Restkosten durch den Hochschultträger	Total
Lehre: Grundausbildung	1 533 863	3 458 823	1 943 382	3 534 726	622 815	2 031 183	12 701 135	25 849 107
Lehre: Vertiefte Ausbildung	529 845	3 325 206	206 023	292 092	249 324	142 272	9 174 988	11 864 431
Forschung und Entwicklung (F+E)	2 448 855	11 403 519		3 448 371		847 776	27 568 895	45 717 426
Weiterbildung	648 107	667 563	359 807			90 793	2 960 656	4 726 927
Dienstleistung	161 852	348 497				50 929	2 461 565	3 022 843
Total	5 317 532	17 233 309	2 809 412	7 245 188	1 861 637	2 173 435	54 870 219	91 210 734

1.2 Sprach- und Literaturwissenschaften

	Anrechenbare Erlöse	Drittmittel	Beiträge der Studierenden	HFKG-Beiträge	Kalk. Bundesbaubeiträge	IUV-Beiträge	Deckung der Restkosten durch den Hochschultträger	Total
Lehre: Grundausbildung	3 525 367	6 639 025	8 834 780	18 316 912	2 251 757	19 854 122	47 850 401	105 272 363
Lehre: Vertiefte Ausbildung	797 576	2 714 679	557 757	1 360 730	419 891	523 723	18 822 857	25 197 213
Forschung und Entwicklung (F+E)	3 887 749	41 434 507		9 676 468	2 653 373		100 529 717	158 181 812
Weiterbildung	307 537	435 152	856 533			75 116	3 273 092	4 947 430
Dienstleistung	2 458 565	773 245				206 610	9 644 318	13 062 736
Total	10 970 794	51 996 609	10 249 069	27 354 108	5 606 747	20 377 845	180 120 385	306 681 556

1.3 Historische und Kulturwissenschaften

	Anrechenbare Erlöse	Drittmittel	Beiträge der Studierenden	HFKG-Beiträge	Kalk. Bundesbaubeiträge	IUV-Beiträge	Deckung der Restkosten durch den Hochschultträger	Total
Lehre: Grundausbildung	2 813 543	7 851 479	8 854 061	15 555 605	2 384 190		34 056 670	92 833 337
Lehre: Vertiefte Ausbildung	932 198	4 929 417	641 897	1 516 823	643 149	613 738	22 034 264	31 311 485
Forschung und Entwicklung (F+E)	4 099 950	54 020 850		12 013 943	2 781 981		91 245 046	184 141 750
Weiterbildung	638 950	595 994	1 205 131		251 717		4 860 655	7 572 447
Dienstleistung	875 745	472 551				132 966	5 700 267	7 154 263
Total	9 360 388	67 870 290	10 711 088	29 086 372	6 174 915	21 821 526	157 918 622	303 043 301

1.4 Sozialwissenschaften

	Anrechenbare Erlöse	Drittmittel	Beiträge der Studierenden	HFKG-Beiträge	Kalk. Bundesbaubeiträge	IUV-Beiträge	Deckung der Restkosten durch den Hochschultträger	Total
Lehre: Grundausbildung	9 868 736	17 637 864	37 724 451	73 554 465	6 221 631	80 553 599	16 274 335	241 835 080
Lehre: Vertiefte Ausbildung	2 898 792	6 632 988	4 087 045	7 341 573	1 308 320	1 769 627	37 784 971	61 823 317
Forschung und Entwicklung (F+E)	16 376 331	136 928 134		26 597 673	7 853 068		231 668 074	418 443 280
Weiterbildung	2 947 626	6 978 166	16 890 469		567 646		4 667 912	32 052 017
Dienstleistung	4 175 441	11 651 485				817 035	23 345 116	39 953 076
Total	36 271 119	178 828 638	58 701 966	107 493 711	16 767 702	82 323 226	313 760 409	794 146 770

1.5 Geistes- und Sozialwissenschaften übergreifend/übrige

	Anrechenbare Erlöse	Drittmittel	Beiträge der Studierenden	HFKG-Beiträge	Kalk. Bundesbaubeiträge	IUV-Beiträge	Deckung der Restkosten durch den Hochschultträger	Total
Lehre: Grundausbildung	962 173	1 158 861	1 294 821	3 987 506	444 638	3 204 301	9 234 649	20 286 949
Lehre: Vertiefte Ausbildung	91 126	192 401	52 948	172 610	50 521	127 795	5 524 732	6 212 133
Forschung und Entwicklung (F+E)	851 614	10 080 864		920 485			18 884 486	31 110 997
Weiterbildung	237 680	814 863	344 536			54 819	1 686 450	3 138 349
Dienstleistung	687 718	217 202				72 686	4 894 949	5 872 555
Total	2 830 311	12 444 192	1 692 305	6 080 582	1 016 252	3 332 095	40 225 246	66 620 983

2 Wirtschaftswissenschaften

	Anrechenbare Erlöse	Drittmittel	Beiträge der Studierenden	HFKG-Beiträge	Kalk. Bundesbaubeiträge	IUV-Beiträge	Deckung der Restkosten durch den Hochschultträger	Total
Lehre: Grundausbildung	9 819 383	10 319 289	38 091 728	57 635 681	4 523 390	72 360 305	16 754 487	209 504 282
Lehre: Vertiefte Ausbildung	1 928 024	3 539 209	1 506 975	2 338 223	803 885	834 766	34 888 092	45 939 175
Forschung und Entwicklung (F+E)	6 394 749	74 382 719		18 046 288	4 654 534		163 960 242	287 426 512
Weiterbildung	2 398 850	11 254 802	67 859 324		1 015 658		-1 167 299	81 961 335
Dienstleistung	1 771 579	8 772 075			514 206		19 068 514	30 126 375
Total	22 312 585	108 268 093	107 458 025	78 020 172	11 611 678	73 195 071	233 494 037	634 359 658

Rundungsdifferenzen

Quelle: Hochschulfinanzen (SHS-FIN)
© 2025 BFS/OFIS/UST/FSO
Auskunft:
persfinHS@bfs.admin.ch

出所: 連邦統計局ウェブサイト 'Finanzen der universitären Hochschulen: Basistabellen'

(<https://www.bfs.admin.ch/bfs/de/home/statistiken/bildung-wissenschaft/bildungsfinanzen/hochschulen/universitaere.assetdetail.36253510.html> (2026 年 3 月 12 日閲覧))

6) 関係主体とのやり取り

当局と各大学の間でのやり取りに関し、連邦統計局から以下の回答があった。

- 当局は、各大学に対し、技術面及び内容面の各種マニュアルを事前に提供している。
- データ提出の初年度には、円滑な立ち上がりを支援するため、各大学をサポートする。
- データ収集は、公的資金を受ける大学に義務付けられており、規則に基づく。

- 欠損や不自然なデータを明確化するための「妥当性確認(plausibilisation)」のプロセスがある。
- フォーミュラ(算定ロジック)は、大学及び他の公的機関と協力して作成している。
- 問題が生じた場合は、既存の作業部会で議論して解決策を見いだす。
- 教育・研究・イノベーション担当国務次官局(SERI)は、公的資金の配分を取りまとめ、周知する。
- 教育と研究の間で費用をどのように分割するかは継続的な論点であり、勤務時間の配分に基づく。
- 当局のアプローチとしては、まず全ての大学にとって実行可能な最小要件(Minimum Viable Product: MVP)から開始し、時間をかけて改善していく。
- 現在まで、大学は職務別勤務時間の算定方法をそれぞれ独自に保有していた。今後は、活動(教育、研究開発、継続教育、サービス)間の時間配分を標準化する計画がある。
- スイス高等教育会議(SHK)は原価計算モデルを所掌しており、連邦統計局及び教育・研究・イノベーション担当国務次官局(State Secretariat for Education, Research and Innovation; SERI)と連携して、モデルを継続的に発展させている。

7) 活用

参照コストの活用に関し、連邦統計局から以下の回答があった。

- 連邦拠出金を算定するための参照コストは、大学(UNI)及び応用科学大学(UAS)の資金配分において不可欠な要素となっている。スイス高等教育分野の助成及び調整に関する連邦法に基づく連邦拠出金の受給、または高等教育に関する州際協定に基づく補償支払いの受領を希望する大学は、その規模にかかわらず、参照コストを算定するための支出データの提供が必須となっている。
- KRM(原価計算モデル)から導出した指標(例:FSOにより算定される、インフラ費を考慮した学生1人あたり費用)と参照コスト(インフラ費を除外)を用いて比較が可能となる。これらの比較は、同一学問分野の他大学との議論に用いられるほか、大学内部での検討や、大学所在地のカントン(資金の主たる拠出元)との議論にも用いられる。

8) 成果

a. 制度上の意義

第一の意義は、大学教育・研究に要するコストを、単年度の実支出ではなく、フルコストの観点から把握している点である。人件費、間接費、施設・設備の減価償却を含む KRM による原価算定は、大学活動が消費する実質的な資源量を可視化し、会計処理や投資時期の違いによる歪みを制度的に排除している。このことにより、「いくら使ったか」ではなく、「どの程度の活動を、どの程度の資源で行っているか」という、本来あるべき政策判断の基礎情報が提供されている。

第二に、原価算定の主体を大学自身に置きつつ、その結果を統計機関が集約・標準化するという分業構造が確立されている点が挙げられる。大学は KRM を内部管理会計として運用し、自らの原価構造を把握・説明する責任を負う一方、政府は個別大学の原価を直接規定せず、全国的に集約された参照コストを政策判断の共通基盤として用いる。この構造は、大学の自律性を維持しながら、制度全体としての説明責任を確保する巧みな設計である。

第三に、参照コストを「配分を自動的に決定する価格」ではなく、「判断のための物差し」として位置づけている点も、スイス制度の重要な特徴である。原価情報は、運営拠出金の算定や制度設計において参照されるが、機械的な配分ルールに直結することは意図的に避けられている。これにより、短期的なコスト削減競争や教育・研究の質の低下を防ぎつつ、原価構造に関する透明な政策対話が可能となっている。

9) 課題、展望

a. 制度上の課題

第一に、KRM によるフルコスト算定は、一定の仮定や配分ルールに依存しており、特に人件費の活動別按分や共通費用の配賦については、完全な客観性を確保することが難しい。制度として透明性と再現性は担保されているものの、算定結果はあくまで推計値であり、その限界を踏まえた解釈が常に求められる。

第二に、参照コストは経験的・平均的な指標であるがゆえに、将来の戦略的投資や新たな教育・研究ニーズを先取りして反映する機能は限定的である。学生数の増加、教育手法の高度化、研究インフラの更新といった中長期的課題に対しては、参照コストとは別の政策的判断や補完的資金措置が不可欠となる。

第三に、制度全体が高度に洗練されているがゆえに、KRM データの作成・維持には相応の事務負担と専門性が求められる点も無視できない。大学側には、管理会計能力の継続的な確保が前提とされており、制度の持続可能性は、こうした人的・組織的基盤に依存している。

10) その他

各大学が使用する財務会計システムについて、連邦統計局から以下の回答があった。

- 各大学で使用している財務会計システムは、国内外の標準に従って異なるシステムを実装している。
- 大学が財務会計システムやソフトウェアを変更した場合、データがわずかに変化する可能性があるが、多くの場合はデータ品質の向上を伴う。

(3) 文献調査一覧

- (1). Schweizerische Hochschulkonferenz (SHK)
Kostenrechnungsmodell Universitäten 2020 – Anhang C (neu),
[https://shk.ch/images/dokumentation/publikationen/Kostenrechnungsmodell Universit%C3%A4ten 2020 Anh C neu.pdf](https://shk.ch/images/dokumentation/publikationen/Kostenrechnungsmodell%20Universit%C3%A4ten%202020%20Anh%20C%20neu.pdf) (2026年2月3日閲覧)
- (2). Nina Schoech (Masterarbeit / Fachhochschule Vorarlberg)
Kostenrechnung und Leistungsnachweis an Universitäten: Eine empirische Untersuchung (Masterarbeit),
[https://opus.fhv.at/frontdoor/deliver/index/docId/5084/file/Masterarbeit Schoech Nina.pdf](https://opus.fhv.at/frontdoor/deliver/index/docId/5084/file/Masterarbeit_Schoech_Nina.pdf) (2026年1月29日閲覧)
- (3). Staatssekretariat für Bildung, Forschung und Innovation (SBFI)
Referenzkosten,
<https://www.sbf.admin.ch/de/referenzkosten> (2026年1月27日閲覧)
- (4). Staatssekretariat für Bildung, Forschung und Innovation (SBFI)
Finanzierung der kantonalen Hochschulen,
<https://www.sbf.admin.ch/de/finanzierung-der-kantonalen-hochschulen>
(2026年1月28日閲覧)
- (5). Staatssekretariat für Bildung, Forschung und Innovation (SBFI)
Grundbeiträge nach Hochschulförderungs- und -koordinationsgesetz (HFKG),
<https://www.sbf.admin.ch/de/grundbeitraege-nach-hfkg> (2026年1月27日閲覧)
- (6). Bundesamt für Statistik (BFS)
Kosten und Studierende im Hochschulbereich,

<https://www.bfs.admin.ch/bfs/de/home/statistiken/bildung-wissenschaft/kosten-finanzierung.html> (2026年1月27日閲覧)

(7). Staatssekretariat für Bildung, Forschung und Innovation (SBFI)

Fachhochschulen: Referenzkosten pro Fachbereichsgruppe und Studierende 2021-2024,

https://www.sbfi.admin.ch/dam/sbfi/de/dokumente/2024/03/fachhochschulen_referenzkosten_fachbereichsgruppe_studierende_2021_2024.pdf (2026年1月27日閲覧)

(8). Staatssekretariat für Bildung, Forschung und Innovation (SBFI)

Universitäten: Referenzkosten pro Fachbereichsgruppe und Studierende 2021-2024,

https://www.sbfi.admin.ch/dam/sbfi/de/dokumente/2024/03/universitaeten_referenzkosten_fachbereichsgruppe_studierende_2021_2024.pdf (2026年1月28日閲覧)

3.3.3 オーストラリア

(1) 調査方法の概要

1) 文献調査の概要

政府機関の文書やウェブサイトから情報を収集した。参照先は(3)文献調査一覧を参照。

2) ヒアリング調査の概要

対象種別	対象機関	選定理由
民間企業	ピルバラグループ(大学を支援するコンサルティング会社)	大学向けに会計モデルの導入等のコンサルティングをしている機関。本事業の検討会議の委員より推薦。

(2) 調査結果

1) 制度概要

a. 公的算定基準の有無

【深掘り調査の観点】

全国統一基準:あり

オーストラリアにおいては、高等教育機関ごと、あるいは高等教育領域全体のコストを算定する基準は明示的には設けられていない。ただし、教育省の委託を受けた Deloitte Access Economics によって、2011年、2016年、2019年、2022年に高等教育における教育と学術活動のコスト分析が行われており、政府が高等教育機関に対して提供する教育費を決定するに際し、このコスト分析調査が参照されているため、教育コストの算定に当たっての一定の統一基準は存在すると考えてよい。

b. 制度概要及び特徴

オーストラリアの大学資金制度は教育と研究で制度上の設計が分かれており、教育は学生数に基づく補助金、研究は研究実績等に基づく補助金によって公的資金が配分されている²⁷。教育に関しては、「Commonwealth Grant Scheme (CGS)」²⁸という枠組みの下、授業料補助の形で対象となる高等教育機関²⁹に資金提供が行われる。学生は補助によって補われない分を自己負担するが、補助分と自己負担分の割合は分野によって異なる設定となっており、この配分は学生一人当たりで算出されたコストに直接連動するのではなく政策的に決定されている。研究面では、競争的研究資金による直接経費の補助と、大学が広く受け取る研究ブロックグラント(Research Block Grant; RBG)による間接経費等の支援というデュアルサポートシステムが確立している。教育・研究とも各大学によるコスト算出は求められていないが、政府からの資金提供を受ける大学は定められた形式での財務諸表の作成及び提出が求められている。

c. 教育資金の提供枠組み: CGS 概要

オーストラリアにおいては、連邦政府の教育省が大学に対し連邦補助金制度(Commonwealth Grant Scheme, CGS)を通じて授業料の一部を補助し、学生自身も学生負担金(Student Contribution)を支払うという共同負担モデルが採られている。この政府補助と学生負担金を合わせたものが CGS 下で大学の受け取る授業料収入³⁰となり、これを各大学が教育活動の「基本資金」として用いる仕組みである。学生負担金はほとんどの場合、所得連動型の貸与制度(HECS-HELP)で賄われる。つまり教育費の直接的な補助と、学生負担分のローン制度を通じた補助(HECS-HELP)の形で政府から大学側に資金が拠出されている。

²⁷ どちらも管轄は教育省(Department of Education)となる。

²⁸ Higher Education Support Act 2003 (HESA)に基づく。この HESA が高等教育機関に対する資金提供制度の根拠となる法律であり、後述する CGS 資金提供契約や財務諸表の提出などもこの法律によって規定されている。

²⁹ CGS の対象となる大学は HESA によって規定された Table A に指定されている大学(公立大学)、及び一部の Table B の大学であり、それ以外の大学に対して CGS は適用されない。

³⁰ ただしこの金額は各大学の授業料とは一致しない。後述する CSP (CGS の対象となる学生枠)の金額は政府が決定するが、CSP ではなく授業料を自費で支払わねばならない学生(Full-pay Student)が大学に支払う授業料は、各大学の裁量で決めることができる。

CGS はオーストラリア国内全ての大学を対象とした制度ではなく一部の大学に限られ、また、CGS が対象となる大学の全学生に適用されるものではなく、CSP(Commonwealth supported place) という補助金対象となる学生の在学枠にのみ適用されるという点である。つまり、CGS の資金は CPS の学生に対してのみ支払われる。よって CGS の補助金を受けるためには大学側は CSP の枠を学生に提供する/学生側は CSP の枠で入学する必要がある。なお、表 A の大学においては学部課程に入学する国内学生に CSP を提供することが義務づけられており、表以外の大学であっても CSP 枠を設けることが可能となっている。基本的に公立大学の学部課程の学生は CSP の対象となり、政府による授業料補助を受けられるということになる³¹。

CGS の目的として、公立大学がオーストラリアの高等教育システムに期待される質の高い授業提供を維持するために十分な資源を確保することが挙げられている。「大学への基本予算は、教員の雇用と、運営支援やインフラなどの資源に充てられ、これによって大学は教育と学習を提供できるようになる」というように、CGS は大学の教育のための必須の資源と位置づけられている。この制度の前身は、1989 年の授業料徴収が開始された際に導入された HECS(Higher Education Contribution Scheme/高等教育拠出金制度)である。この制度下では学生 1 人当たりの教育コストが「政府拠出分」と「学生拠出分」に区分され、各学生は「学生拠出分」を卒業後の所得に応じて源泉徴収方式で徴収するというものであった。この枠組みを引き継ぐ形で、2003 年に Higher Education Support Act 2003 (HESA)とそれを根拠とする CGS が成立し現在まで続いている。

d. 補足/参考(研究費の提供枠組み:RBG)

研究費も教育費同様、教育省から大学に提供される。大学はまず競争的資金によって直接研究費(研究者人件費、設備費、試薬費など)を獲得するが、不足しがちな間接経費(研究支援経費)については、教育省が支給する研究ブロックグラント(RBG)によって補填される。現在の主なブロックグラントは研究支援プログラム(Research Support Program, RSP)と研究訓練プログラム(Research Training Program, RTP)である。RSP は主に全学的な研究インフラやライブラリ、人件費補助など「システミックな研究コスト」をカバーする柔軟資金で、各大学の研究実績に応じて配分される。RTP は大学院研究者育成(博士課程院生の奨学金・指導経費)を支援する資金で、以前の研究訓練スキーム

³¹ CSP は表 A の大学の学部生(留学生は除く)、及び一部の表 B、C の学部生が含まれるが、それ以外の教育機関の学生は Full-fee paying students として授業料を全額負担する。これらの学生は CGS の補助は受けられないが、政府のローン制度は受けられる。

を 2017 年に統合したものである。RSP と RTP の配分額は、それぞれ定められた算定式に基づき算出される。

e. CGS における資金クラスター

CGS の枠組みでは、CSP の全ての学生に対し一定の補助が提供されるのではなく、履修する分野に応じて異なる補助額・負担額が設定されている。この金額別グループは資金クラスター (Funding Cluster) と呼ばれ、想定されるコストの多寡や政策目的に応じて設定されており、クラスターごとに 1 人当たり補助額及び学生負担の上限額が定められる。以下の表は、2026 年度の資金クラスター額 (一部) を示している。記載されている金額は通常 2 学期で 8 科目を履修するフルタイム学生の年間負担額 (EFTSL) である。各クラスターの額は、毎年教育省のウェブサイト上で公開され、消費者物価指数 (CPI) に基づいて指数化されている。

表 3-4 資金クラスター別学生負担額・政府補助額の一覧(抜粋)

Table 1: Funding Cluster 1 – Part of funding cluster for Law, Accounting, Administration, Economics, Commerce, Communications

Unit description	Field of education code ¹	Maximum student contribution amounts	Commonwealth contribution amounts (see footnotes for exceptions)
Law	0909	\$17,399	\$1,316
Accounting	0801	\$17,399	\$1,316
Business and Management	0803	\$17,399	\$1,316
Sales and Marketing	0805	\$17,399	\$1,316
Tourism	0807	\$17,399	\$1,316
Office Studies	0809	\$17,399	\$1,316
Banking, Finance and Related Fields	0811	\$17,399	\$1,316
Other Management and Commerce	0899	\$17,399	\$1,316
Economics and Econometrics	0919	\$17,399	\$1,316
Food and Hospitality	1101	\$17,399	\$1,316
Personal Services	1103	\$17,399	\$1,316

Table 4: Funding Cluster 2 – Part of funding cluster for Education, Postgraduate Clinical Psychology, English, Mathematics, Statistics

Unit description	Field of education code ¹	Maximum student contribution amounts	Commonwealth contribution amounts (see footnotes for exceptions)
Teacher Education	0701	\$4,738	\$15,898
Curriculum and Education Studies	0703	\$4,738	\$15,898
Other Education	0799	\$4,738	\$15,898
Postgraduate Clinical Psychology ⁴	090701	\$4,738	\$15,898
Mathematical Sciences	0101	\$4,738	\$15,898
Language and Literature	091500	\$4,738	\$15,898
English Language	091501	\$4,738	\$15,898
Linguistics	091521	\$4,738	\$15,898
Literature	091523	\$4,738	\$15,898
Language and Literature, not elsewhere classified	091599	\$4,738	\$15,898

出所:教育省(Department of Education)”Allocation of units of study to funding clusters and student contribution bands according to field of education codes 2026”(2026年3月12日閲覧)

資金クラスターに応じた補助額・学生負担額を設定するという仕組みについては、国家優先分野へ学生を誘導すること、そして CGS 資金を教育提供コストに近づけることといった政策目的から様々な試みがなされてきた。2012 年以降は政府による大学の教育コスト調査が数度にわたって実施されており、2020 年に実施された Job-Ready Graduates 改革では、学生の専攻選択を労働市場ニーズに誘導する狙いから資金クラスターの見直しが進められ、一部分野では政府補助削減と学生負担の増加、重点分野では学生負担の削減が実施された。なお、この改革を受け 2021 年 1 月 1 日から施行された基本資金水準(補助額と学生負担額上限を合わせた額)は、教育省から委託を受けた Deloitte Access Economics による「高等教育支出の透明性調査(Transparency in Higher Education Expenditure)」(以下、「教育コスト分析調査」とする)による教育分野と教育レベルごと

の教育費の評価を参照したものとなっている。また学生の負担額は、学習分野に関連する雇用見通しに関する政府の評価に基づいて調整されている。

2021年の改革以降、分野によって学生負担割合は大きく変化し、人文学や経営学ではコース費用の約90%近くを学生が負担する一方、看護やSTEM分野では学生負担が大幅に抑制されている。高等教育政策ビジョンであるUniversities Accord報告³²では、こうした「価格インセンティブ政策」、価格差による学生誘導策は狙い通りには機能せず、「学生のコース選択に影響を与えるという目的を果たせなかった」と評価している。

CGSの枠組みでは、資金クラスターとして学問分野別によるコストの違いは重視されているものの、教育コストを直接算出し、算出されたコストに連動する形で提供される教育費が決定する、という仕組みにはなっていない。また、学生負担分・政府補助額の決定方法についても、上述した価格インセンティブ策や雇用見通しに関する調査による調整など、政策的に決定されている側面が強い。一方で政府は提供する資金を実際の教育提供コストに近づけることも試みており、前述したように外部の民間組織への委託調査の結果を資金クラスターの額に反映させている。Deloitte Access Economicsによるコスト算出についての詳細は後述する。

2) 導入背景

政府としては、教育コスト分析調査により収集された大学の支出データを踏まえて、学問分野別資金クラスターと大学ごとの補助額上限及び補助学生数上限を設定することで、大学が実施している質の高い教育を支援するとともに、学生1人に提供される教育の質を担保しようとしていると思われる。

3) 政策目的

a. 説明責任

【深掘り調査の観点】

制度がコスト算定根拠の明示や情報公開を促す度合い：○

³² オーストラリア政府が2022-2024年にかけて実施した高等教育制度の包括的レビューの最終報告書で、高等教育の長期的な改革ビジョンを示す政策文書

オーストラリア政府は資金提供を行う表 A と表 B³³ の43機関によって提出された監査済み財務諸表を取りまとめて公開している。全体の概観レポートに加え、個別機関の財務情報についても公開される。財務諸表の公開はコスト算定根拠を示すものではないが、収入及び支出の透明性を担保する役割を担っていると言える。しかしコスト算定根拠に関しては、資金クラスターの金額算出の根拠となった Deloitte のレポートは公開されているものの、政府拠出分と学生負担分の割合や、政府拠出額や各大学に配布される MBGA がどのように決められているのかについてはやや不透明な要素もある。

b. 公平性・合理性

【深掘り調査の観点】

資金配分が需要・規模に見合い格差是正に資するか：○

需要主導型コース(地方の先住民を対象とした資金枠組み)など、公平性に配慮した資金枠が設けられている。2025年までの制度自体は前年度の額を下回らないという条件付きであるものの固定額ではあるが、制度自体が政策的に決定される要素が強く、政策的に公平性を指向しているという点で一定の公平性は担保されると思われる。

c. 持続可能性

【深掘り調査の観点】

財政モデルが長期的運営に耐えるか(学生1人あたりの教育コストをどのように算定し、私的負担としてどの程度学生や家計から学費を出させているか)：○

CGS 制度は、分野別教育コスト(Deloitte の調査に基づく)に基づく政府負担分と学生負担分からなる基本資金を大学に提供する、というのが根底にある。その負担割合や負担額なども見直しが頻度高くなされ、それに連動する形で制度が変更されているため、比較的持続可能性のある制度といえると考えられる。

³³ 高等教育支援法(Higher Education Support Act 2003, HESA)において定められた高等教育機関の分類。TableA は主に公立大学であり政府からの広範な資金援助の対象となっている。TableB は主に私立大学や特定の高等教育機関であり、政府からの資金援助の一部を受けられる。

d. 政策誘導

【深掘り調査の観点】

制度が大学の質向上行動を促す仕掛けの度合い：△

学問分野別資金クラスターの見直しが進められ、一部分野では政府補助削減と学生負担の増加、重点分野では学生負担の削減が実施されている。こうした見直しを通して、学生の専攻選択を労働市場ニーズに誘導する意図があり、現実の労働市場ニーズに見合った学生の輩出を促すという意味で大学が提供する教育の質向上にも間接的に貢献していると思われる。

4) 算出方法

a. 概要

高等教育支出の透明性調査(Transparency in Higher Education Expenditure)における教育コスト算定式(フォーミュラ)を以下のとおり整理した。

教育コスト算定式(※高等教育支出の透明性調査に基づく概略)

$$\text{教育総コスト} = \text{総スタッフコスト(従業員福利厚生及び付随費用、すなわち総人件費)} : \text{教育及び学術活動に関連するもの} + \text{非スタッフコスト(教育・学習に関連するもの)}$$

b. 教育コストの費目内訳

上記フォーミュラに含まれる費目の内訳は以下のとおり。

- 総スタッフコスト(従業員福利厚生及び付随費用、すなわち総人件費)—教育及び学術活動に関連するもの：
 - 教育・学術活動に帰属する専任教員の人件費
 - 教育・学術活動に帰属する非常勤教員の人件費
 - 教育・学術活動に帰属する非教員スタッフの人件費
- 非スタッフコスト(教育・学習に関連するもの)：
 - 材料費、光熱費、設備費
 - 実習に関連する費用(任意項目)
 - 減価償却、償却費、修繕・維持費、借入コスト、不良債権

- その他の非スタッフ費用

c. 教育に含まれる活動

教育に含まれる活動は以下のとおり。

- 教育に関連するコスト(これらの活動に関連するコストのみを含める)

講義、チュートリアル、実演、読書及び授業準備(講義やチュートリアルの内容、配布資料、ワークブック、ウェブ上への教材掲載、実験室)、あらゆる形式の採点と評価、学生への議論やフィードバック(対面及び電子的手段)、科目の管理、履修指導と登録、実習の企画と監督(職業体験や課外活動を含む)、優等学位(Honours)学生の指導、教育に関連する委員会活動

- 教育の提供に関連する範囲で以下の大学活動も含まれる

- 学生支援及び福祉システム
- 教育関連のマーケティング(例:コースワーク学生の募集、ブランドマーケティングの合理的な割合)
- 大学運営に関連する中央管理費

- 教育コストに含めることができるその他の大学活動(商業活動を含む)の例

- 獣医学部の学生教育に用いられる獣医教育病院
- 理学療法学部の学生教育に用いられる理学療法クリニック
- 農学部の学生教育に用いられる農場
- 演劇・パフォーマンス学部の学生教育に用いられる舞台芸術劇場
- 医療病院や医療クリニックにおける相互的な取り決め(例:大学外のスタッフによるサービス提供と引き換えに、病院スタッフによる「無償教育」が提供されるケース)

d. 教育以外のコストの費目

透明性調査で収集される項目として、教育以外のコストの費目は以下のとおり³⁴(教育コストのフォーミュラには含まれない)。

³⁴ 記載した非スタッフコスト及び大学全体の総コストの他、以下の追加的な3つのコスト項目がコストの全体像を把握するために収集されるが、過去の調査との一貫性を保つため分析には用いられない。

- 現物費用(in-kind costs):教育及び学術活動に対するサービスの見返りとしての非金銭的な物品・サービスの交換(例:教育及び学術活動のために他の機関のスタッフや資源を共有し、その見返りとして大学の建物や施設を利用すること)

- 非スタッフコスト(教育・学習に関連するもの):
 - 材料費、光熱費、設備費
 - 実習に関連する費用(任意項目)
 - 減価償却、償却費、修繕・維持費、借入コスト、不良債権
 - その他の非スタッフ費用
- 大学全体の総コスト(研究や教育以外の商業活動を含む)や非教育活動の総コストに関連する追加的なコスト³⁵ :
 - 教育・学術活動を除くスタッフの福利厚生及び付随費用(例:研究、地域活動など)
 - 全スタッフの福利厚生及び付随費用(すなわち総人件費)
 - 教育・学術活動を除く非スタッフコスト(例:研究、地域活動など)
 - 大学全体の非スタッフコスト

e. 配賦方法

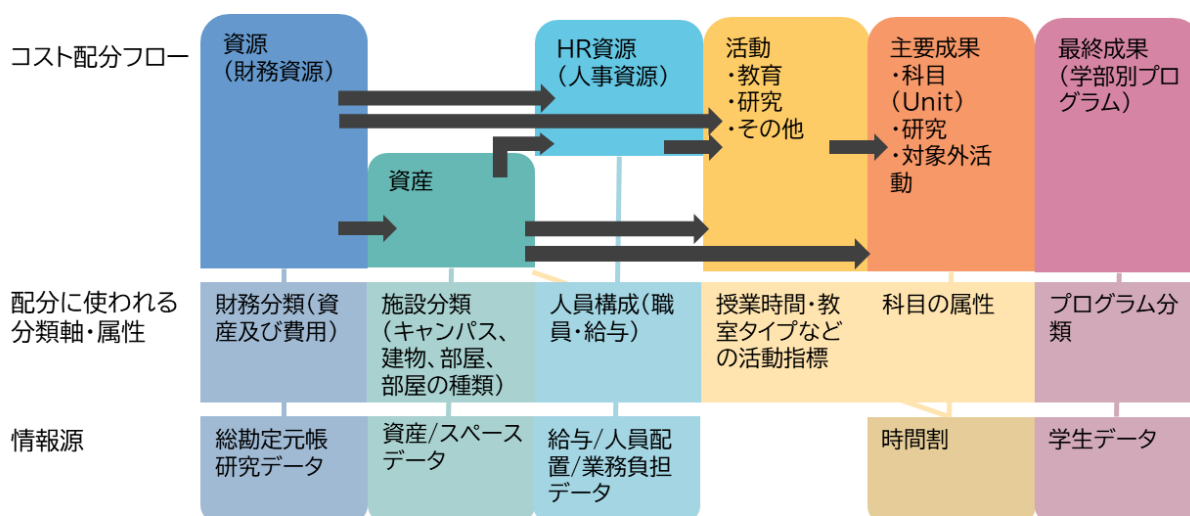
教育コストの配賦方法に関して、ピルバラグループ担当者から同社サービスにおける大学のコスト計算モデルの考え方について、以下の回答があった。

- 人的資源コスト(給与)は HR 資源に配賦され、人員構成に基づき、人員分類ごとに各活動に配賦。
- 施設・スペース関連コスト(光熱費、修繕・保守など)は資産に配賦され、そこでオフィススペース等の部屋は HR 資源モジュールに配布され、各活動に配賦。商業スペースや図書館スペース等はその他活動、または講義室や実験室等、時間割に紐づく教育スペースは各科目(Unit)に配賦。

-
- 第三者パートナーシップコスト(third-party and partnership costs):外部機関やパートナーシップに関連するコスト
 - 減価償却調整(任意):減価償却が実際の資産使用コストを反映していない場合の調整(会計上の耐用年数を超えた資産を用いて教育活動を継続する場合など)

³⁵ 大学全体の財務報告との整合性を図るために使用される。これらのコストは教育分野ごとに提供する必要はなく、大学全体レベルで報告されればよい。

- 給与以外のコストと収益は活動に配賦され、「誰が」「何に」「なぜ」支出したかという観点によって設定されたルールに基づき配賦。例えば、「図書館」コストセンターの全費用を「図書館サービスの提供」活動に配賦、その後、「在籍学生数(ヘッドカウント)」により各科目に配賦等。
- ただし、上記のルールには優先順位があり、例えば、図書館内の「研究」ファンドのコストは図書館サービスの提供活動ではなく研究活動に配賦。
- 活動は最適なコストドライバーに基づき、科目、研究、その他活動の各主要成果へ配賦。
- 科目は学生システムの履修データに基づき、学位(プログラム)へ配賦。



出所:ピルバラグループ提供資料より三菱総合研究所作成

図 3-5 コスト配分フロー

5) 費目、コストドライバー

a. 高等教育支出の透明性調査(Transparency in Higher Education Expenditure)

オーストラリア政府は CGS 制度を運用するに当たり、配分する資金を教育分野ごとの実際のコストに近づけることを目指し、政策的な基盤とするためのコスト調査を実施している³⁶。2011年、2016年に教育と学術活動のコストに関する調査を実施、直近では教育省³⁷の委託により、2018年、2019年、2020年の3年度にわたる大学における教育及び学術活動のコスト分析が、Deloitte Access Eco

³⁶ 2011年、2016年に Deloitte Access Economics によって実施。

³⁷ 当時の名称は教育・技能・雇用省。

nomicsによって行われた。この調査では、教育及び学術活動の費用を分野別・学位レベル別に正確に測定すること、包括的・体系的・効率的なデータ収集を継続的に支援することを目的に、コストデータの分析・収集のみならず、データ収集プロセス、データテンプレート(透明性コスト計算ワークシート(TCW))、包括的なガイドラインが大学、省庁等との協力によって開発され³⁸、この手法を基に37校からコストデータが収集された。

この調査で用いられたコスト計算ワークシート(TCW)では、コスト項目が詳細に提示され、各大学は「学士課程における経営・商学」のように、22の教育分野と学位レベル別にコストデータを収集する。ガイドラインでは対象となる活動/ならない活動も規定されており、原則として定義された範囲内の活動に起因する費用のみ計上することが求められる。一方で、コスト配分のための手法や具体的なコストドライバーは定められておらず、各大学に委ねられている。

高等教育機関の教育コスト(研究費を除く)を見積もるためのフォーミュラは『Transparency in Higher Education Expenditure(高等教育支出の透明化)』を把握しているのみである。この調査については、ガイドライン及びサポート・ステートメントのためのガイドラインに詳しい。

透明性調査について、ピルバラグループでは方法論及びコストドライバーを提案・推奨するが、最終的な決定は透明性調査提出のガイドラインの範囲内で各大学が行う。したがって、各大学でコストドライバーを決定する。ピルバラグループが提供する方法論は独自のものであり、Pilbara Insights アプリケーションの使用によってのみ実現可能である。ピルバラグループが大学クライアント向けに構築するモデルはすべてこの方法論を用いているが、規模の小さい一部の大学では Assets モジュールを含めていない。

6) 関係主体とのやり取り

a. 大学とのやり取り

大学とコンサルティングファーム(ここではピルバラグループ)とのやり取りに関し、ピルバラグループ担当者から以下の説明があった。

³⁸ TCW 及びガイドラインは、大学代表、大学団体である Universities Australia、省庁、Deloitte Access Economics の代表で構成される Universities Australia(UA) 参照グループによって承認を受けた。またUAは本調査を紹介・議論する場としてフォーラムを実施している。

- 大学からの依頼を受領してから1週間以内に、透明性提出書類の初稿を作成した。各大学は当社提出書類を受領してから1か月以上の期間を確保して、レビュー、質問、必要に応じたモデルの更新を行うことができた。また、大学間の比較が可能となる匿名化ベンチマークも提供した。ピルバラグループはクライアント(大学)にガイダンスを提供したが、クライアントのモデルに必要なデータが取得可能であったので、大学から受けた質問はごく少数であった。
- 各大学は教育活動については Academic workload を当社に提供する。当社はそのから教育活動時間を推計する。ある大学はスプレッドシートを持っている。
- 3分の1の大学が当社のモデルを使ってコストリングしており、それ以外は何もメソッドがない、あるいはエクセルによって計算していると推察される。
- ピルバラモデルは、80~90%は標準の形で採用され、残りのケースで特別な状況に応じて修正する。シンプルに始めることを推薦しており、シンプルでリーズナブルなコストドライバーを提案するので、大学は納得する。シンプルな形でモデルを理解してから、2~5年程度経って慣れたころに複雑にしていく。
- 2008年にウロンゴン大学で導入した際は4か月かかったが、現在では技術進展もあるので6週間で構築できる。5~10週間かけてモデルを構築し、毎年アップデートする。アップデートするタイミングで複雑化や機能追加することができる。

b. 政府等とのやり取り

政府等とのやり取りに関し、ピルバラグループ担当者から以下の説明があった。

- 透明性調査では、政府と Deloitte と大学ごとの個別会合が設定されており、ピルバラグループはクライアントの初回会議に同席した。
- ガイドラインが十分に明確でない点について、ピルバラグループから Deloitte Access Economics 及び政府に問い合わせた。

7) 活用

a. 各大学における活用

各大学における活用に関し、ピルバラグループ担当者から以下の説明があった。

- 高等教育機関の教育コスト算定結果の活用について。CGS(Commonwealth Grant Scheme)補助は資金の枠組み(エンベロープ)を提供する。大学はファンディング・クラスター1

とファンディング・クラスター4³⁹のどちらの学生数を増やしたいかを判断できるものの、実際には、どちらを増やすかという判断は起きていないと考える(医学など、特定のコースに学生数の上限が設けられている場合を除く)。現在、大学は CGS 学生を任意の人数を受け入れることができるが、資金上限に達した後は HECS-HELP⁴⁰による学生負担分のみを受け取ることになる。したがって、大学は分野ごとの学生 1 人追加あたりの限界費用を把握し、HECS-HELP の支払いがその追加的な教育コストをカバーしているかどうかを理解しておく必要がある。

8) 成果

成果に関し、ピルバラグループ担当者から以下の説明があった。

- 高等教育機関の教育コストを算定することによるメリットについて、ピルバラグループの視点では、各大学で CSP の枠を設定することでの政策的誘導の影響はごく小さかったと考える。大学は、(医学などの上限設定のある分野を除き)学生が希望する分野にかかわらず受け入れを続けた。多くの大学が、学生負担分(Student Contribution)を受け取れるため、MGBA の「上限(cap)」を超えて入学させているように見受けられる。

9) 課題、展望

a. 制度上の課題

前述したように、コストの配分手法は指定されておらず、各大学の裁量に任されている。2022 年のデータ収集に参加した 37 大学のうち、23 大学はアクティビティベースの原価計算(ABC)モデルやソフトウェアプラットフォームを利用しているか、または独自のコスト配分モデルを開発しており、それ以外の大学は財務情報をより詳細な活動や機能に割り当てる手法が取られていた。

2022 年の教育コスト分析調査のレポートでは、実施されたデータ収集手法に関して、以下のような問題点が挙げられている。

³⁹ ファンディング・クラスターとはオーストラリアの大学教育資金制度(Commonwealth Grant Scheme: CGS)で用いられる 学問分野ごとの教育コスト区分を差す。ファンディング・クラスター1 は主に社会科学・ビジネス系の分野、ファンディング・クラスター4 は農業・医学など、教育コストが高い分野が含まれる。

⁴⁰ ピルバラグループ担当者からは、「HECS(Higher Education Contribution Scheme)」との説明であったが、現在の制度に合わせて「HECS-HELP(Higher Education Contribution Scheme - Higher Education Loan Program)」と修正している。

- 教育・学術活動のコストと研究活動のコストの分離(特に教職員の勤務時間)
- 学位レベル間のコストの分離(特に同じ教育分野の場合)
- 大学の機能を教育、学問、研究、その他に正確に分けること
- 研究や学術活動に関連するスタッフの時間を体系的かつ一貫して特定すること(労使協定(Enterprise Bargaining Agreement; EBA)や時間割、スタッフの勤務時間表を用いたスタッフ時間の記録、労働負荷配分モデル⁴¹、詳細なタイムシートなど様々な手法がとられている)
- 大学ごとに教育コストを算出する方法論が異なる
- この調査では教育の「質の違い」を捉えていない(高い質はより高いコストと相関する可能性がある)
- コストは現在の資金配分制度を反映したもの(ある分野のコストは、その分野に対する現在の資金配分によって部分的に決まる可能性があり、現在とは異なる資金配分制度の下では異なるコスト構造になる場合もある)
- 報告される減価償却額が資本ストックを置き換えるための経済的コストを反映していない(現在報告されている減価償却額が適切であったとしても、機能的陳腐化や技術の変化により将来の資産置換コストを賄えない)

なお、当該レポートでは収集されたコストデータの分析を様々な角度から行っているが、CGS 基本資金(政府補助金と学生負担金の総額)に対してコストが占める割合も示されている。レポートによると学部教育及び学術活動を提供するコストは、2019年の37大学すべてにおける平均基本資金の89%、2020年には88%であり、いくつかの分野では平均コストが平均資金を上回っていたものの、全体として、近年の教育コストは基本資金に占める割合として比較的安定して推移している。

⁴¹ フリンダース大学(Flinders University)等で採用されているモデルで、年間労働負荷を時間ではなく、Workload Allocation Units(WAU)という単位で管理し、職位、学生数や担当科目数等のデータに基づき、教育、研究、サービス等の活動ごとにWAUを割り当てる方法。

- 研究及び教育活動に関連する職員時間の配分やカリキュラムの異なるレベル間でのコストの分離等はいずれもコスト配賦に取り組む大学にとって大きな課題であり、Microsoft Excel など広く利用可能なツールではほぼ不可能な場合もある。専用のコストリング・ソフトウェアであれば多くの課題に対処できる。
- 教育コスト分析調査向けの支出データ提出のために政府が示している算定ガイドラインは大枠でしかない。大学によっては推測で記入していると推察される。

c. 展望

今後の展望に関しピルバラグループ担当者から以下の説明があった。

- 2027 会計年度から、各大学に設定される国内学生の最大受け入れ枠「Managed Growth Target(MGT)」に代わるが、MGT は、現在 MBGA 上限を超えて教えている大学に影響を及ぼす。上限超過分の学生については、HECS(学生負担金)を受け取れなくなる。理論的には、各大学で分野別の「教育コスト」と収入との関係理解がより重視されるべきであり、より詳細なマージン分析が行われるようになるはずである。その他の留意点は以下のとおり。
- 留学生は留学生の上限が設定されており、大都市の大規模な大学は国外の留学生を入学させようとしたが、いまは政府が地方の小さい大学に留学生を入学させようとしている。
- 国内の自費学生の授業料が国外の自費学生の授業料を超えてはならない。CGS は授業料は政府によって決められているが、国内自費学生と自費留学生は授業料を大学が決められる。
- 現在、高等教育庁は、ベンチマーキングというツールを新しく開発しており、ピルバラグループも協力している。財務部門と非財務部門のデータを収集する予定である。

10) その他

その他、コストモデルの活用目的に関して、ピルバラグループ担当者から以下の説明があった。

- 大学がコストモデルを活用する目的として、以下が考えられる。
 - コース評価(留学生料金が授業コストをカバーしているか)
 - コース統合(コースが学期／場所ごとに過剰に提供されており、ボリュームの効率が希薄化してマージンが低下していないか)
 - 新規コースの予算編成(過去の間接費の知見等に基づき、この新コースは正のマージンを生むか)
 - 新規市場での提供(例:海外／オンラインでの教育提供)

(3) 文献調査一覧

- (1). Australian Government Department of Education, Commonwealth Grant Scheme (CGS),
<https://www.education.gov.au/higher-education-funding/commonwealth-grant-scheme-cgs> (2025年12月10日閲覧)
- (2). Australian Government Department of Education, Research Block Grants,
<https://www.education.gov.au/research-block-grants> (2025年12月10日閲覧)
- (3). Australian Government Department of Education, Financial Statement Guidelines.
<https://www.education.gov.au/higher-education-publications/financial-statement-guidelines> (2025年12月11日閲覧)
- (4). Ferguson, Hazel “A guide to Australian Government funding for higher education learning and teaching”,
[https://www.aph.gov.au/About Parliament/Parliamentary departments/Parliamentary Library/Research/Research Papers/2020-21/GovernmentFundingHigherEducation#ftn1](https://www.aph.gov.au/About%20Parliament/Parliamentary%20departments/Parliamentary%20Library/Research/Research%20Papers/2020-21/GovernmentFundingHigherEducation#ftn1) (2025年12月11日閲覧)
- (5). Australian Government Study Assist, Commonwealth supported places (CSPs),
<https://www.studyassist.gov.au/financial-and-study-support/commonwealth-supported-places-csps> (2025年12月11日)
- (6). Victoria University, Full-fee paying students,
<https://www.vu.edu.au/study-at-vu/fees-scholarships/course-tuition-fees/full-fee-paying-students> (2025年12月11日閲覧)
- (7). Australian Government Department of Education, 2026 Allocation of units of study to funding clusters,
<https://www.education.gov.au/higher-education-loan-program/resources/2026-allocation-units-study-funding-clusters> (2025年12月12日閲覧)
- (8). Commonwealth of Australia Explanatory Memoranda, HIGHER EDUCATION SUPPORT AMENDMENT (JOB-READY GRADUATES AND SUPPORTING REGIONAL AND REMOTE STUDENTS) BILL 2020,
https://classic.austlii.edu.au/au/legis/cth/bill_em/hesagasrarsb2020954/memo_0.html (2025年12月12日)
- (9). Higher Education Support Amendment (Job-ready Graduates and Supporting Regional and Remote Students) Bill 2020,
<https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/search/display/display.w3p;query=Id%3>

3.3.4 シンガポール

(1) 調査方法の概要

1) 文献調査の概要

政府機関の文書やウェブサイトから情報を収集した。参照先は(3)文献調査一覧を参照。

2) ヒアリング調査の概要

本調査に関連して教育省に対しヒアリングを依頼したが、当該内容が非公開情報に該当することを理由として、対応は見送られた。

(2) 調査結果

1) 制度概要

a. 公的算定基準の有無

【深掘り調査の観点】

全国統一基準:あり(非公開)

シンガポールにおける高等教育財政制度では、全国一律に適用される明示的な教育コスト算定式について公開はしていない。MOE(Ministry of Education)は、Tuition Grant Scheme を通じて政府が高等教育の教育提供コストの大部分を負担することを明確に示しているものの、学生1人当たりの教育コストをどのような数式で算定しているか、あるいは分野別単価をどのように設定しているかといった具体的な算定方法は公表していない。この点において、シンガポールの制度は、外部から再計算可能な制度には該当しない。

もっとも、算定基準が公開されていないことは、教育コストが把握されていないことや、資金配分が恣意的に行われていることを意味しない。MOEの公的説明や、関係者による大学向けの制度解説資料からは、政府が分野ごとの教育提供コストの差異や学生数、大学の役割の違いを十分に認識した上で、内部的な基準(cost norms)を設定し、それを参照しながら資金配分を行っていることが読み取れる。すなわち、算定基準は制度運営上は存在するものの、それは外部に公開された単一の数式としてではなく、政策判断を含む内部的な参照基準として位置づけられている。

b. 制度概要及び特徴

こうした算定基準の取り扱いを前提として、シンガポールの高等教育資金制度全体を俯瞰すると、その構造は「学生向け授業料補助」と「高等教育機関向けのブロック型公的助成」を組み合わせた制度として整理することができる。この二層構造は、学生の経済的負担軽減と、高等教育機関の自律的運営を同時に実現することを目的として設計されている点に特徴がある。

学生に対しては、Tuition Grant(授業料補助)を通じて、授業料の大部分を政府が直接負担する仕組みが整備されている。一方で、高等教育機関、とりわけ自治大学(Autonomous Universities)に対しては、用途に一定の裁量を伴う公的資金が配分されており、大学はこの資金を教育・研究活動や運営経費に柔軟に充当することができる。教育費の算定及び資金配分は、明示的な数式による機械的な運用ではなく、学生数、分野別コスト、大学のミッションや役割といった複数の要素を総合的に勘案した政策判断に基づいて行われている。

この点について、MOE 関係者による大学向け説明資料では、資金配分の判断に際して、学生数のみならず、分野ごとの教育コスト差や大学ごとの機能的役割が考慮されていることが明示されている。シンガポールの高等教育財政は、単純な学生数比例配分ではなく、教育内容や機関の役割に応じた配分を志向している。

2) 導入背景

シンガポールでは、2002 年以降、国立大学を行政機関から切り離し、法人格を有する自律的組織へと再編する大学法人化(autonomous universities 化)が段階的に進められてきた。この改革により、大学は人事・財務・教育研究戦略に関して大きな裁量を得る一方で、公的資金を受ける組織として、従来以上に高い説明責任と成果責任を負うこととなった。

こうした制度環境の変化の下で、政府による直接的な運営統制を縮小しつつ、大学の活動を公共政策目標と整合させる新たな仕組みが必要となった。その結果として導入されたのが、MOE による全国統一基準に基づく大学資金算定・配分制度である。

本制度では、学生数や分野特性を反映した学生 1 人当たり教育コストを基礎に、大学へ包括的な補助金を配分する方式が採用されている。これにより、大学の自律性を尊重しつつ、透明性・公平性・財政的持続可能性を確保する枠組みが構築された。

2002年法人化から現行制度への因果関係



出所:三菱総合研究所

図 3-8 2002 年法人化から現行制度までの変遷

3) 政策目的

a. 説明責任

【深掘り調査の観点】

制度がコスト算定根拠の明示や情報公開を促す度合い:○

シンガポールでは、政府が大学に対して用途に一定の裁量を伴うブロック型資金を配分する一方で、大学側には厳格な財務管理と報告義務が課されている。自治大学は政府資金を含む財務状況について年次報告や監査を通じて説明責任を果たすことが制度的に求められており、算定式自体を公開しない制度であっても、予算執行段階での透明性と責任性は担保されていると評価できる。

b. 公平性・合理性

【深掘り調査の観点】

資金配分が需要・規模に見合い格差是正に資するか:○

MOE は、高等教育の教育コストが学問分野や教育形態によって大きく異なることを制度設計の前提としている。そのため、学生1人当たりの教育コストを分野別に把握した上で、これを資金配分の内部基準として活用している。こうした設計は、単純な学生数比例配分や過去配分踏襲型の資金配分を避け、教育内容に即した合理的かつ公平な配分を実現することを目的としたものと解釈できる。

c. 持続可能性

【深掘り調査の観点】

財政モデルが長期的運営に耐えるか(学生 1 人あたりの教育コストをどのように算定し、私的負担としてどの程度学生や家計から学費を出させているか):○

シンガポールでは、高等教育の種類ごとに政府と学生の費用分担割合が政策的に設定されている。大学教育では教育コストのおおむね 75%、ポリテクニック教育では約 85%を政府が負担するという目安が示されており、政府が教育コストの大部分を担いながらも、学生に一定の負担を残す構造となっている。この仕組みにより、高等教育へのアクセスを確保しつつ、公財政への過度な負担集中を防ぐことが意図されている。

d. 政策誘導

【深掘り調査の観点】

制度が大学の質向上行動を促す仕掛けの度合い:○

MOE から高等教育機関への資金配分は、在籍学生数のみを基準とするものではなく、教育・研究の成果や各大学に期待される役割を考慮して行われている。特に研究資金や一部のブロック助成については、研究実績、国家戦略との整合性、産業連携や人材育成への貢献といった要素が配分判断に影響することが示されており、成果主義的な要素を通じて大学の教育・研究の質向上を促す制度設計となっている。

4) 算出方法

分野・課程別に学生 1 人当たりの標準的教育コスト(per-student cost norm)を算定し、これを基礎として大学への資金配分を実施している点は確認できるが、具体的な費目や教育コスト算出方法については公開されていない。以下では、教育資金の提供の枠組みや資金配分の考え方について述べる。

a. 教育資金の提供枠組み: Tuition Grant Scheme の概要

シンガポールの高等教育財政制度の中核をなすのが、Tuition Grant Scheme(以下、TGS)である。TGS は、政府が高等教育の実際の教育提供コストの大部分を直接負担する仕組みとして設計されており、学生が支払う授業料を大幅に抑制する役割を果たしている。

Tuition Grant は、政府から学生個人に対して付与される授業料補助であり、学生は補助後の残額、すなわち Net Tuition Fee のみを自己負担する⁶³。この補助水準は、学生の国籍や在学機関の種類(自治大学、ポリテクニク等)によって異なり、制度上は複数の区分が設けられている⁶⁴。また、留学生など一部の学生については、Tuition Grant Agreement と呼ばれる就業義務を伴う契約が課される場合があり、これにより公的補助と人的資本政策が結び付けられている点も制度の特徴である。

MOE は、国民向けの解説記事において、政府負担割合の目安として、「大学教育については約 75%、ポリテクニク教育については約 85%を政府が補助している」と説明している。この記述は、政府が教育コストの大部分を負担しているという政策姿勢を明確に示すものであるが、同時に、これはあくまで全体的な目安を示したものであり、教育コストの算定式や分野別単価を具体的に示すものではない点には留意が必要である。

b. 機関向け資金配分の考え方(ブロック的性格)

学生向けの授業料補助と並んで、シンガポールの高等教育財政制度を構成するもう一つの柱が、高等教育機関向けの公的資金配分である。この資金配分は、個々の学生に紐づく形で支給されるものではなく、機関単位で提供される点に特徴があり、その性格はブロック助成に近いものと位置づけられる。

シンガポールでは、機関向けの資金配分に際して、分野別の教育コスト差、学生数、大学ごとのミッションや役割といった複数の要素が考慮されている。例えば、医学や工学といった実験設備や専門人材を多く必要とする分野は、人文社会系分野に比べて教育コストが高いことが前提とされており、こうした差異は資金配分の判断に反映されている。具体的には、教育省(MOE)が大学の実際の支出額に基づいて補助額を決定するのではなく、分野・課程別に学生 1 人当たりの標準的教育コスト(per-student cost norm)を算定し、これを基礎として大学への資金配分を実施している。すなわち、学生 1 人当

⁶³ 政府による教育費の支援は、直接的な授業料支援に加え、低所得家庭・中所得家庭向けの奨学金(Government Bursaries)、授業料ローン Tuition Fee Loan (TFL)や 学習ローン Study Loan(SL)などがある。

⁶⁴ 助成額は国籍とコースによって異なる。助成額には Tier A・Tier B・Tier C の 3 段階があり、Tier A が最も高い助成額となる。国籍の種類として、シンガポール市民、永住者、留学生(基本的にはシンガポール国民であれば Tier A、永住者は Tier B、留学生は Tier C が適応される)がある。コースの種類としては、自治大学とポリテクニクスのフルタイムの学部・ディプロマ課程・技術教育機関(リストあり)のフルタイム技術ディプロマ課程・芸術機関(リストあり)のフルタイムディプロマ課程と選定された学部課程がある。

りの教育コストは、各大学の実際の支出額や収入状況を直接反映するのではなく、教育省が分野・課程別に設定した標準的コスト基準に基づいて算定されている。

しかしながら、この配分プロセスについても、公開された数式や、外部から再計算可能なモデルは提示されていない。資金配分の詳細な算定ロジックは、MOE 内部の基準や政策判断に委ねられており、外部からその内訳を完全に把握することはできない。この点から、シンガポールの高等教育財政制度は、単純な前年度実支出の踏襲や、算定式適用型ではなく、政策判断を含むブロック助成型の制度として位置づけることが妥当と考えられる。

5) 成果

a. 制度上の意義

第一に、本制度は説明責任の確保に大きく寄与している。統一基準に基づき算定された学生 1 人当たりコストを根拠として政府補助が配分され、大学には財務報告が義務づけられているため、公的資金の使途と配分根拠が明確である。

第二に、公平性・合理性の高い資金配分を可能としている点が挙げられる。分野別に数段階の教育コストを設定することで、教育内容や必要資源の違いを反映した配分が行われ、単純な学生数比例配分による歪みを回避している。

第三に、財政的持続可能性の確保である。政府と学生の費用分担を高等教育の種類ごとに整理することで、公財政への過度な負担を抑制しつつ、高等教育への安定的な投資を可能としている。

さらに、成果主義を部分的に導入することで、大学の教育・研究の質向上を促す政策誘導手段としても機能しており、単なる費用補填にとどまらない戦略的な資金配分制度となっている。

(3) 文献調査一覧

- (1). Ministry of Education, Singapore (MOE), Tuition Grant Scheme – Overview, <https://www.moe.gov.sg/financial-matters/tuition-grant-scheme/overview> (2026 年 1 月 29 日閲覧)
- (2). Ministry of Education, Singapore (MOE), Heading for Higher Education and Worried about the Cost?, <https://www.moe.gov.sg/news/edtalks/heading-for-higher-education-and-worried-about-the-cost> (2026 年 1 月 29 日閲覧)
- (3). Royal Society of Edinburgh (RSE), Funding Tertiary Education: Singapore

Case(Kong),

<https://rse.org.uk/wpcontent/uploads/2025/08/Funding tertiary presentation Kong.pdf> (2026 年 1 月 29 日閱覽)

(4).Ministry of Education, Singapore (MOE), Per-Undergraduate Annual Expenditure,

<https://www.moe.gov.sg/news/parliamentary-replies/20190805-per-undergraduate-annual-expenditure> (2026 年 1 月 29 日閱覽)

3.3.5 アメリカ(バージニア州)

(1) 調査方法の概要

1) 文献調査の概要

政府機関の文書やウェブサイトから情報を収集した。参照先は(3)文献調査一覧を参照。

2) ヒアリング調査の概要

本調査に関連して、同国内で ABC(Activity-Based Costing)を導入した実績のあるアメリカ・カリフォルニア大学(UC)システムの一員である、UC リバーサイド校を取り上げ、ヒアリングを依頼したが、当該内容についての情報を共有できないとの回答があり、対応は見送られた。

(2) 調査結果

1) 制度概要

a. 公的算定基準の有無

【深掘り調査の観点】

州統一基準:あり

バージニア州には、公立大学への州補助配分之际、学生数(FTE)及び教育分野別コスト差を基礎とする公的な算定枠組みが存在する。これにより、大学間の構造的コスト差は一定程度制度的に考慮されている。

加えて、州が実施した 2022 年報告書「Cost and Funding Need Study」においては、標準的教育提供体制を前提とする理論的算定モデルが提示され、教育を生産活動としてモデル化する包括的なコスト算定式が検討されている。ただし、同算定式は現時点では全面的な制度化には至っていない。

b. 制度概要及び特徴

本調査では、まずバージニア州の現行制度の枠組みに触れたうえで、2022 年に公表された「Cost and Funding Need Study」に示された算定モデルを中心に分析を行う。

現行制度においても、学生数(FTE)及び教育分野別コスト差を考慮する配分枠組みは存在するが、その構造は歴史的配分を基礎とする調整型の性質を有しており、標準的教育提供体制を明示的に定式化した包括的算定モデルが制度化されているわけではない。

これに対し、2022年報告書は州議会の要請に基づき作成された政策提案であり、教育を理論的にモデル化した算定式を提示している。現時点では全面的制度化には至っていないものの、州の財政議論において継続的に参照されていることから、制度比較の観点からは同報告書の算定モデルを分析対象とすることが有用であると考えられる。

2) 導入背景

a. バージニア州における高等教育財政の現行枠組み

バージニア州では、公立高等教育機関に対し州一般財源から運営費補助が交付され、授業料収入とあわせて教育活動が支えられている。州補助は、州民の高等教育アクセスの確保及び一定水準の教育提供を目的とする。

補助額の算定は、主として過去の配分額を基礎とする「base-plus 型⁶⁵」の構造により行われてきた。この方式は財政運営上の安定性を有する一方で、州が求める教育水準と必要コストとの関係を明示的に示すものではなく、配分根拠の透明性や説明可能性の向上が課題とされてきた。

また、州負担割合の相対的低下により授業料収入への依存が高まる中で、州補助の役割及び算定基準を明確化する必要性が一層認識されるようになった。その結果、州が想定する「適正な教育提供水準(adequacy)」をどのように定義し、その実現に必要なコストをいかに算定するかが、政策上の重要な論点となった。

b. 2022年報告書の位置付け

こうした問題意識を背景として、州議会の要請により実施されたのが、2022年公表の「Cost and Funding Need Study」である。同報告書は、SCHEV(State Council of Higher Education for Virginia, バージニア州高等教育審議会)とNCHEMS(National Center for Higher

⁶⁵ ベースプラス方式とは、資金配分手法の一つで、各年度の予算編成において過去の配分額を基礎とし、そこに当該年度の財政状況や政策優先度に応じた増減調整を加える方式。バージニア州では近年、ベース・アデクアシー算定に基づく配分が形骸化し、事実上前年度実績に特別措置(重点プログラム予算など)を上乗せするベースプラス型に戻っている。

Education Management Systems, 全米高等教育マネジメントシステム研究センター)の協働により、公立高等教育機関の教育提供に要するコスト構造を理論的に分析したものである。

報告書は、現行の歴史的配分方式が adequacy を基準とした算定構造を十分に備えていないとの認識の下、教育活動を生産活動としてモデル化し、標準的教育提供体制を前提とする算定式を提示している。すなわち、補助額を「過去の支出水準から調整する方式」から「目標とする教育水準から逆算する方式」へと再構成する可能性を示した点に特徴がある。

当該算定式は、2025 年度時点において全面的に制度化されたものではない。しかし、州議会の正式な要請に基づく検討成果であり、州の財政議論において継続的に参照されていることを踏まえれば、今後の制度設計の方向性を検討する上で重要な枠組みを提供するものと位置づけることができる。

したがって、本調査では、同報告書を完成制度として扱うのではなく、算定理論を明示化した改革設計案として位置づけ、その内容及び政策的含意を整理する。

c. 算定式の基本思想

前章で整理したとおり、バージニア州の高等教育財政は、歴史的支出を基礎とする配分構造の下で運営されてきた。その結果、配分の安定性は一定程度確保されてきたものの、「州が求める教育水準を実現するために、いかなるコストが必要であるか」という問いに対する理論的説明は十分に確立されてこなかった。2022 年報告書は、この点を出発点として、補助額算定の基礎を再定義することを試みている。本章では、その算定式を支える基本思想を整理する。

① 教育を「生産活動」として捉える視点

2022 年報告書の中核にあるのは、高等教育を財政支出の結果としてではなく、一定の投入資源を用いて教育サービスを提供する「生産活動」として把握する視点である。

大学教育は、教員、教育支援職員、施設設備、教材、情報基盤等の資源を投入し、授業、指導、学修支援等のサービスを学生に提供する活動である。このように捉えるならば、教育活動は投入と産出の関係として構造化することが可能であり、その投入構造を明示することによって、必要コストを理論的に導出し得ると考えられる⁶⁶。

⁶⁶ ここで留意すべきは、本算定式が教育成果の優劣を評価するものではないという点である。報告書が焦点を当てるのは、教育成果そのものではなく、州が想定する一定水準の教育を提供するために必要な投入資源の水準である。よって、算定式は成果主義的配分モデルではなく、教育提供体制の設計モデルとして構想されている。

ここでは、過去にいくら支出されたかという事実ではなく、何をどのような体制で提供するのかという政策的前提が算定の出発点となっており、従来の実支出補填型配分との本質的な差異が表れている。

② ノルム(標準)コストの概念

上記視点に基づき、報告書は「ノルム(標準)コスト」という概念を採用している。これは、州が想定する適正な教育提供体制を前提とし、その体制を維持・運営するために必要と見込まれる理論的コストを意味する。

この標準コストは、教育分野ごとの教員配置密度、教員の職階構成、州標準の給与水準、教育支援体制等を仮定することにより算出される。このようなノルム型算定制度は「支出の補償」ではなく、「基準の提示」を目的とする⁶⁷。したがって、特定の大学が現に高コスト構造を有している場合であっても、それを自動的に補填するものではない。

③ 構造差の制度的処理

2022年報告書は、大学間の差異を主として教育構造の違いとして整理している。研究大学と教育重視型大学、理工系分野と人文社会系分野とでは、教育活動に必要な投入構造が本質的に異なる。この差異を無視して一律の単価を適用すれば、配分の公平性を確保することは困難である。

そこで算定式は、学生の履修分野、教員配置密度、必要設備等の構造的要因を取り込む設計となっている。これにより、機関間の予算差は、歴史的経緯や交渉結果ではなく、教育提供構造の違いとして説明可能となる。この考え方は、大学間格差を「効率の差」としてではなく、「機能の差」として制度的に処理するものである。

さらに重要なのは、算定式が提示する必要額と、実際の配分額とを制度的に分離している点である。算定式はあくまで理論上の必要コストを示す技術的枠組みであり、最終的な予算決定は州議会及び州政府の政策判断に委ねられる。この二層構造により、算定式は政治的裁量を排除するものではなく、むしろ政策判断の基準を明確化する役割を果たす。

以上のとおり、2022年報告書が提示する算定式は、教育を生産活動として捉え、標準的教育体制に基づく理論コストを算出し、その結果を政策判断と切り分けるという基本思想に立脚している。

⁶⁷ この点において、本算定式は効率性評価とも異なる性格を有する。

3) 政策目的

a. 説明責任

【深掘り調査の観点】

制度がコスト算定根拠の明示や情報公開を促す度合い：○

バージニア州では、公立高等教育機関に対する州関与の前提として、教育コストを把握するための共通的な算定枠組みの制度化に向けて改革が進んでいる。

SCHEV は、学問分野別の標準的な教育提供体制を目指しており、理論的な教育コストを算定するために、学生数をフルタイム換算した FTE を教育提供量の基礎指標としている。

算定の考え方や前提条件は州の公式資料として公開されており、州議会における予算審議や市民への説明に耐え得る透明性を確保している。

b. 公平性・合理性

【深掘り調査の観点】

資金配分が需要・規模に見合い格差是正に資するか：○

現行の資金配分は base-plus 配分によるところが大きい。もっとも、算定枠組みは、歴史的な配分実績や大学規模のみを基準とするものではなく、教育需要量(FTE)と分野別コスト差を組み合わせた指標で教育コストを把握する点で、大学間の公平性を担保する設計となっている。

さらに、教育分野間の構造的コスト差を考慮する必要性についても、政策議論の中で継続的に言及されている。2022年報告書によると、例えば、実験設備や教員配置を多く必要とする理工系分野と、人文社会系分野では教育コスト構造が異なることを前提に、標準的な単価水準が区別されている。これにより、大学ごとの支出慣行の差ではなく、教育提供に内在する構造的コスト差を制度的に整理することが可能となっている。

c. 持続可能性

【深掘り調査の観点】

財政モデルが長期的運営に耐えるか(学生 1 人あたりの教育コストをどのように算定し、私的負担としてどの程度学生や家計から学費を出させているか)：△

州による教育コスト把握は、理論モデルに基づく標準水準を採用することで、州財政に対する無制限な支出拡大を抑制する効果を有している。実際、州内公立大学の教育運営財源は、州一般基金と授業

料収入の組み合わせで構成されており、2023-24 年度時点では教育関連費用のうち学生負担が約 42%、州負担が約 58%と報告されている。

一方で、当該算定枠組みが主として教育活動(Educational and General Expenditures)を対象としているため、研究活動、施設更新、長期的な人材投資については別財源への依存が残る。その結果、授業料依存の上昇や研究資金への外部依存といった中長期的な財政課題は、算定制度の射程外となっている。

d. 政策誘導

【深掘り調査の観点】

制度が大学の質向上行動を促す仕掛けの度合い：△

バージニア州の2022 年報告書は、州が想定する標準的教育提供体制を構造的に明示し、間接的な政策誘導機能を果たしている。具体的には、教員配置水準、学生 1 人当たり教育資源の考え方、分野別教育体制の在り方が算定モデルに反映されており、大学は州支援の前提となる教育構造を意識した経営判断を行うことが求められる。

他方、現行制度においては、適正水準(adequacy)という政策目標概念は存在するものの、教員配置や教育構造を明示的に定式化した標準体制モデルは制度化されていない。

4) 算出方法

バージニア州の高等教育コスト算定は、大きく二つの要素から構成される。第一に、教育活動そのものに直接関係する「教育活動コスト(Instructional Core)」、第二に、それを支える「教育関連支援及び管理コスト」である。

したがって、全体の構造は次のように整理できる。

$$\text{教育コスト} = \text{教育活動コスト} + \text{教育関連支援・管理コスト}$$

このうち、算定式の中核を成すのが教育活動コストであり、学生数、教育分野、教員配置といった要素が精緻に反映される。支援・管理コストは、教育活動コストを基礎とした簡略的な方法で算定される

68。Cost and Funding Need Study における調査では、各大学は Education and General (E&G) 支出データ、学生数、教員数等の活動量データ、既存の財務・運営データを提供しており、これらから実績ベースの支出データを基に以降の標準的な教育体制が検討されたと推察される。

a. 算定ステップ①:教育需要量としての FTE

算定式の出発点は、教育サービスの需要量をどのように測定するかである。バージニア州では、学生数を単なる在籍者数としてではなく、履修状況に基づく教育需要量として捉え、FTE (Full-Time Equivalent) という指標を用いる。

FTE とは、学生や教職員の活動量をフルタイム基準で換算した指標である。学生 FTE は履修単位数に基づき算出され、教員 FTE は任用割合、職員 FTE は労働時間により換算される。フルタイム学生を 1.0 とし、パートタイム学生については履修単位数に応じて比例換算して算出することで、フルタイムとパートタイムが混在する大学においても、教育サービス提供量を共通の尺度で把握することが可能となる。すなわち、FTE は学生の存在そのものではなく、教育サービス提供量を反映する需要指標として位置づけられている⁶⁹。

FTE は算定式における唯一の「量的変数」であり、以降の分野別・コスト別計算は全て FTE を基礎として行われる。

b. 算定ステップ②:分野別重み付け

FTE により教育需要量が測定された後、次に問題となるのは、教育分野ごとのコスト差をいかに反映するかである。2022 年報告書は、教育分野ごとに教育の生産技術が異なるという前提に立つ。

人文・社会科学系、理工系、工学系、保健・医療系などでは、必要とされる教員-学生比、必要な設備、授業形態が大きく異なり、全ての FTE に一律の単価を適用することは適切ではない。

⁶⁸ Instructional Core が算定式の中心を占める理由は、教育活動こそが最も明確に投入構造を定義し得る領域であるからである。学生数、履修分野、教員配置、授業形態といった要素は、比較的客観的に把握可能であり、これらを基礎として理論モデルを構築することができる。他方、図書館機能、情報基盤、学生支援、管理部門等の機能は、教育活動に不可欠であるものの、分野別に精緻な差異を設けることが必ずしも合理的とは限らない。したがって、算定式はまず Instructional Core を算出し、それを基礎として支援・管理コストを付加する構造を採用している。

⁶⁹ この点は、算定式の設計思想と密接に関係している。教育を生産活動と捉える以上、投入量と対応する需要指標が必要である。単なる頭数ではなく、実際に提供される授業・指導量に対応する指標として FTE を採用することにより、算定式は投入構造と整合的な基盤を得ることとなる。

各分野について、州は分野別単価(コスト/FTE)を設定する。教育活動コストは次の形で算定される。

$$\text{分野別教育活動コスト} = \text{分野別 FTE} \times \text{分野別単価}$$

この分野別単価は、実際の大学ごとの支出ではなく、標準的な教育体制を前提として算出される⁷⁰点が重要である。

c. 算定ステップ③:標準教育体制モデル

分野別単価の基礎となるのが、標準教育体制モデルである。このモデルは、州が想定する「適正な教育提供」を実現するために必要な教員配置や支援体制を定義したものである。

標準教育体制には、主として次のような要素が含まれる。第一に、教員の職階構成である。教授、准教授、助教等の構成比を仮定し、それぞれに州標準の給与水準を適用する。第二に、教員一人当たりが担当する学生数、すなわち教員配置密度である。第三に、教育活動を補助する支援人員の配置水準である。さらに、実験・ラボを必要とする分野については、追加的な資源投入が想定される。これらを組み合わせることで、分野ごとの教育提供に必要な人件費及び関連コストが導かれる。

d. Instruction 以外のコスト算定

教育活動コストに加えて、大学教育には図書館、IT インフラ、学生支援、管理部門といった機能が不可欠である。これらは Academic Support、Student Services、Institutional Support として整理され、教育活動を支える補完的コストとして位置づけられる。

これらの機能は教育活動に不可欠であるが、分野別に詳細な差異を設けることは必ずしも合理的とはされていない。そのため、算定方法は Instructional Cost に対する一定割合を乗じる方式、又は FTE 当たり定額を適用する方式が採用されている⁷¹。

⁷⁰単価は、後述する標準教育体制モデルに基づき理論的に導出されるものであり、各大学の現実の支出水準を直接反映するものではない。したがって、分野間のコスト差は価値判断ではなく、教育生産技術の差異として制度的に位置づけられる。

⁷¹ 支援・管理機能は重要ではあるものの、そのコスト構造は教育活動そのものに比べて分野差が小さいと考えられるため、詳細な分野別モデルは採用されていない。

e. 算定式の統合構造

以上を統合すると、教育総コストは、分野別 FTE に基づく教育活動コストの総和に、教育関連支援・管理コストを加えたものとして導出される。

算定過程は、「教育需要の測定」「分野別評価」「標準教育体制の適用」「支援機能の付加」という段階を経て進行する。この段階的構造は、算定根拠の透明性を確保するとともに、各構成要素がどのように最終額へ影響するかを明示する役割を果たしている。

本章で整理したとおり、2022 年報告書が提示する算定モデルは、教育提供体制を理論的に設計し、その投入構造から必要コストを導出する体系的枠組みである。

5) 費目、コストドライバー

分野別単価の基礎となるのが標準教育体制モデルであり、この中に主として、教員の職階構成(教授、准教授、助教等。それぞれに州標準の給与水準を適用)、教員 1 人当たりが担当する学生数(教員配置密度)、教育活動を補助する支援人員の配置水準といった要素が含まれる。

ただし、具体的な費目やコストドライバーについては 2022 年報告書には示されていない。

6) 成果

a. 制度上の意義

本算定モデルの第一の意義は、州補助の算定根拠を理論的に明示した点にある。従来の歴史的配分方式は、安定性を確保する一方で、「なぜその金額が必要であるのか」という問いに対して十分な説明を与えることが困難であった。これに対し、2022 年報告書は、教育を生産活動として捉え、標準的教育体制を仮定し、その投入構造から必要コストを導出する枠組みを提示した。この構造により、学生需要(FTE)、教育分野、教員配置、給与水準といった構成要素が、どのように最終的な算定額に結び付くのかを明確に示すことが可能となる。

第二の意義は、大学間及び分野間の差異を、歴史的経緯ではなく教育構造の違いとして整理した点にある。研究大学と教育重視型大学、あるいは理工系と人文社会系では、教育活動に必要な投入構造が異なる。本算定式は、こうした差異を分野別単価及び標準教育体制モデルに組み込むことにより、配分差を理論的に説明可能なものとした。これにより、機関間の財政差は「効率の優劣」ではなく「教育機能の差」として制度的に位置付けられる。これは、公的資源配分の公平性を担保する上で重要な視点である。

第三の意義は、算定式による理論的必要額と、実際の予算配分を制度的に分離した点にある。算定式は、あくまで標準教育体制に基づく必要コストを示す技術的枠組みであり、最終的な配分額は州政府及び州議会の政策判断に委ねられる。この二層構造により、政治的裁量を排除することなく、政策判断の基準を明確化することが可能となる。すなわち、算定式は政治的決定を拘束するものではなく、決定の前提を透明化する装置として機能する。

7) 課題、展望

a. 制度上の課題

本算定モデルには構造的限界も存在する。

第一に、研究機能の扱いに関する問題である。本モデルは教育コストを中心に設計されており、研究活動や外部資金事業に伴う費用を包括的に算定する枠組みとはなっていない。特に研究大学においては、教育と研究が密接に関連しているため、両者をどのように峻別し、州補助の対象範囲を定義するかは制度設計上の課題として残る。

第二に、教育の質的差異を直接評価する仕組みを含まない点が挙げられる。本算定式は、一定の教育提供水準を前提に必要投入を算出するものであり、教育成果や卓越性を評価するモデルではない。そのため、質的向上や戦略的投資をどのように扱うかは、別途の政策手段に委ねられることとなる。

(3) 文献調査一覧

- (1). State Council of Higher Education for Virginia (SCHEV)
「Virginia Cost and Funding Need Study Report – July 1, 2022」,
<https://rga.lis.virginia.gov/Published/2022/RD392> (2026年2月12日閲覧)
- (2). State Council of Higher Education for Virginia (SCHEV)
Cost Study for Higher Education(Cost and Funding Need Study の概要),
<https://www.schev.edu/about/additional-activities/cost-study-for-higher-education> (2026年2月12日閲覧)
- (3). Joint Legislative Audit and Review Commission (JLARC)
Addressing the Cost of Public Higher Education in Virginia,
<https://jlarc.virginia.gov/higher-ed-cost.asp> (2026年2月12日閲覧)
- (4). Joint Legislative Audit and Review Commission (JLARC)
Support Costs & Staffing at Virginia’s Higher Education Institutions,
<https://jlarc.virginia.gov/univsupport.asp> (2026年2月12日閲覧)

- (5). State Council of Higher Education for Virginia (SCHEV)
State Council of Higher Education for Virginia(機関概要),
URL: https://en.wikipedia.org/wiki/State_Council_of_Higher_Education_for_Virginia
(2026年2月12日閲覧)

3.3.6 アメリカ(アリゾナ州)

(1) 調査方法の概要

1) 文献調査の概要

政府機関の文書やウェブサイトから情報を収集した。参照先は(3)文献調査一覧を参照。

(2) 調査結果

1) 制度概要

a. 公的算定基準の有無

【深掘り調査の観点】

州統一基準:あり

米国においては、連邦レベルでの全国統一資金配分法は存在せず、高等教育財政は州ごとに制度設計が異なり、原価計算モデルも全国統一ではない。

しかし、アリゾナ州の州内制度としては、Arizona Board of Regents(ABOR)が憲法上の権限に基づき州立大学3校(アリゾナ州立大学(Arizona State University; ASU)、アリゾナ大学(The University of Arizona; UA)、ノーザンアリゾナ大学(Northern Arizona University; NAU))を統括しており、財務報告、予算編成、コスト算定について統一的な基準を定めている。州立大学は連邦教育統計制度(Integrated Postsecondary Education Data System; IPEDS)への報告が義務づけられており、同一基準でデータを提出している。

b. 制度概要及び特徴

アリゾナ州における高等教育コスト算出及び州予算配分は、以下の段階的過程を経て実施される。

〈第1段階 大学による年次財務報告書及び年間運営予算の提出〉

各大学は、以下の情報を整理し、ABORに報告する。

- 年次財務報告書
 - 監査済み年次財務報告書
 - 財務比率分析(10年推移)

- 年間運営予算(Annual Operating Budget)

〈第 2 段階 ABOR によるコストスタディ及び評価〉

ABOR は、提出情報を基礎として以下を実施する。

- 教育コストの基礎算定
 - マクロ算定(Educational and General Expense (E&G))
 - ミクロ算定(分野別)
- 費用構造分析
 - 平均コスト
 - 限界コスト
 - 管理費配分
- 年次コスト抑制報告書の作成・提出

〈第 3 段階 州予算要求書(Legislative Budget Request)の策定〉

ABOR は、分析結果を踏まえ、州全体の高等教育戦略と整合する形で州予算要求書を策定し、知事及び州議会へ提出する。

〈第 4 段階 州政府による審議・承認〉

州議会は予算審議を行い、州歳出予算として大学向け州支援額を決定する。

〈第 5 段階 州支援金の配分及び執行・評価〉

承認された州予算に基づき、各大学へ州支援金が交付され、大学は承認予算範囲内で教育研究活動を実施し、次年度以降の評価のため実績データを報告する。

2) 導入背景

アリゾナ州における高等教育コスト算出制度は、州財政構造の変化を背景として制度化された。2000 年代後半の金融危機以降、州一般財源(General Fund)から大学への拠出は大きく変動し、高等教育は財政調整の対象となりやすい分野となった。

大学総予算は次式で表される。

$\text{大学総予算(Total Budget; TB)} = \text{州一般財源(General Fund; GF)} + \text{授業料収入(Tuition Revenue; TR)} + \text{制約付き資金(Restricted Funds; RF)}$

州一般財源が縮小した結果、授業料収入の比率が上昇し、授業料改定に対する社会的関心が高まった。こうした州支援の縮小に伴う授業料上昇に対し、州議会では「授業料は実際の教育コストに基づいているのか」という政策的課題が提起された。

これを受け、州法(A.R.S. § 15-1650.03)は、授業料設定の妥当性を検証するために教育の実コストを体系的に算出することを規定した。また、同条はコスト抑制措置の報告も義務づけている。本制度は、授業料の透明性確保と財政効率化を同時に目的とするものである。

3) 政策目的

a. 説明責任

【深掘り調査の観点】

制度がコスト算定根拠の明示や情報公開を促す度合い：○

アリゾナ州では、ABOR が州内公立大学 3 校に対して州法に基づき定期的なコスト調査を実施している。調査は分野・プログラム別コストなどを明示し、外部会計事務所による検証も行われる。

これにより、算定の前提や方法論は ABOR の公式文書として公開され、州議会や州知事に対する予算要求の根拠として用いられるとともに、市民に対しても透明性が確保されている。

b. 公平性・合理性

【深掘り調査の観点】

資金配分が需要・規模に見合い格差是正に資するか：○

アリゾナ州の資金配分制度は、ベース予算に加え、学生数(FTE)や分野別コスト差を考慮した標準的教育費算定に基づく。これにより、単に歴史的配分や大学規模に依存するのではなく、教育提供量と構造的コスト差を反映した公平性の高い配分が実現される。

例えば、理工系や医療系学部は設備・教員配置にコストがかかるため、人文社会系と区別した標準単価が設定されている。これにより、大学間の教育活動の構造的差異を制度的に整理し、過去の支出慣行に左右されない公正な予算配分が可能となっている。

c. 持続可能性

【深掘り調査の観点】

財政モデルが長期的運営に耐えるか：△

アリゾナ州の教育コスト把握は、主として E&G を対象に理論モデルで標準水準を算定しており、州予算の過剰拡大を抑制する機能を持つ。実際、州内公立大学の教育費は州一般基金と授業料収入で賄われ、2023-24 年度では州負担約 58%、学生負担約 42%となっている。

しかし、研究活動、施設更新、長期的な人材投資など E&G 外の費用は別財源依存となるため、授業料依存上昇や研究資金確保の課題は制度の射程外であり、中長期的な持続可能性には限定的な影響しか与えない。

d. 政策誘導

【深掘り調査の観点】

制度が大学の質向上行動を促す仕掛けの度合い：△

ABOR のコスト算定制度は、大学に標準的教育提供体制の指標を示すことで、間接的に教育リソースの適正配置やコスト効率的運営を促す。教員配置水準やプログラム別教育費の算定は、大学経営において一定のガイドラインとして機能している。

一方で、制度として明確な標準体制モデルや適正水準(adequacy)に基づく大学運営目標は規定されておらず、直接的な教育構造転換の促進や質向上誘導の仕組みは限定的である。

4) 算出方法

a. 教育コストの基礎算定

ABOR は、州法に基づき 5 年ごとに包括的なコスト調査(Cost Study)を実施している(直近では 2017 年及び 2022 年)。州法に基づくコストスタディの直接的目的は、各大学における州内在住フルタイム学部学生を教育するために必要な平均費用を把握することである。

教育コストはマクロ・ミクロの二段階の算定を経て、以下のように示される。

教育総コスト = \sum (分野別 FTE × 分野別単価) + 共通経費配賦分

5) 費目、コストドライバー

a. マクロ算定:大学全体水準における平均教育コストの算定

ここで算定されるのは、分野別コストではなく、大学全体としての標準的教育コストである。

コスト算定の基礎には、全米大学事業担当者協会(NACUBO)が定める Educational and General Expense(E&G)が用いられる。これは、IPEDS でも採用されている全国標準の会計概念であり、学生1人当たりコスト算定において広く用いられている。

E&Gは学術関連活動に焦点を当て、以下を含まない。

- 研究費
- 寮・食堂・駐車場などの補助事業(auxiliaries)
- 新規建築等の資本コスト

これにより、「教育に直接関連する費用」を抽出する。

E&G経費は以下の機能別カテゴリに分類される。

- Instruction(教育活動)
- Academic Support(学術支援)
- Student Services(学生サービス)
- Institutional Support(大学運営支援)
- Public Service(公共サービス)
- Scholarships and Fellowships(奨学金・フェローシップ)
- Operation and Maintenance of Plant & Depreciation(施設維持・減価償却)

なお、O&M及び減価償却費は独立費目として扱わず、各機能カテゴリへ按分される。

表 3-5 コスト計算表

COST PER STUDENT				
	ASU	NAU	UARIZONA	TOTAL
Adjusted Education & General Expenses	\$2,338,685,000	\$410,357,750	\$808,508,700	\$3,557,551,450
Student FTE	117,005	28,078	43,597	188,680
Cost per Student	\$19,988	\$14,616	\$18,545	\$18,855

COST PER FTE BY FUNCTION				
	ASU	NAU	UARIZONA (w/o COM, CVM, AG EXT)	TOTAL
Instruction	\$9,006	\$5,279	\$9,142	\$8,483
Academic Support	\$3,357	\$1,385	\$1,979	\$2,599
Student Services	\$1,362	\$2,001	\$1,262	\$1,342
Public Service	\$425	\$404	\$549	\$686
Institutional Support	\$1,291	\$1,913	\$1,639	\$1,464
Scholarship/Fellowship	\$2,566	\$1,911	\$1,961	\$2,328
Operation and Maintenance of Plant	\$678	\$603	\$794	\$694
Depreciation	\$1,303	\$1,120	\$1,228	\$1,258
Total	\$19,888	\$14,616	\$18,545	\$18,855

出所: ARIZONA BOARD OF REGENTS, "COST STUDY REPORT"(2022)

(https://www.azregents.edu/sites/default/files/reports/2022_Cost_Study_Report.pdf (2026年3月12日閲覧))

大学院教育は学部教育と支出構造を共有するため、医学部及び獣医学部のような特に高コストの専門職大学院を除き、平均コスト算定に含まれる。

また、教育活動との関連性が限定的な支出(公共ラジオ、州立博物館、Cooperative Extension⁷²、COVID アウトリーチ関連費用等)は除外される。

b. ミクロ算定: 分野別(学部別)コストの帰属分析

上記のマクロ算定は、大学全体の平均コストを示すものであり、分野間のコスト差を直接的に示すものではない。そこで第二段階として、教育コストを分野別に帰属させるミクロ算定が行われる。

分野別コストは、学生 FTE(フルタイム換算学生数)当たりで算出するが、「自然分類(natural classification)」による直接費が基礎となる。すなわち、

- 教員給与
- 教材費

⁷² 大学の研究成果を地域社会に直接還元するための制度化された社会(地域)・貢献活動を差す。

- 実験材料費
- 分野固有の設備維持費

など、分野に直接帰属可能な費用をまず把握する。

その上で、

- 間接費
- 中央管理費

を学生履修単位数(student credit hours)に基づいて各学部へ配分する。

この方法により、例えば、工学・理学系の高コスト構造、人文・社会科学系の比較的低コスト構造といった分野別コスト差が可視化される。

このマイクロ分析は、差別化授業料やプログラム費の合理性検証に用いられる。

c. 教員コストの算定

教員給与は教育コストの中核を占めるが、教員活動には教育・研究・公共サービスが混在するため、教育部分のみを抽出する必要がある。算定においては、研究関連費及び公共サービス関連費を除外し、教育活動に限定した時間配分に基づいてコストを算出する。教育活動には以下が含まれる。

- 授業実施
- 論文指導
- 研究指導
- カリキュラム開発
- 授業準備
- 試験・課題採点
- 学業指導(アドバイジング)

授業については、単位数(credit hours)が教育時間の合理的代理指標とされる。教員は職階(教授、准教授、助教授、レクチャー等)ごとに区分され、時間配分及び給与水準に基づき教育コストが算出される。この教員コストの教育部分抽出は、マクロ算定及びマイクロ算定の双方に共通する基盤である。

また、各大学においては大学ごとのミッション(研究重視か教育重視か)を反映した制度的配分基準が、「教員職務配分(workload policy)」として、理事会または大学執行部によって以下のように設定されている。

表 3-6 各大学職区分表

	ASU	NAU	UARIZONA
Teaching	40%	50%	40%
Research & Scholarship	40%	30%	40%
Other Activities - Administrative Duties, Personal Growth/Professional Development, Service	20%	20%	20%

出所: ARIZONA BOARD OF REGENTS, "COST STUDY REPORT"(2022)

([https://www.azregents.edu/sites/default/files/reports/2022 Cost Study Report.pdf](https://www.azregents.edu/sites/default/files/reports/2022%20Cost%20Study%20Report.pdf) (2026年3月12日閲覧))

6) 成果

a. 制度上の意義

第一に、州補助算定の理論的根拠を明示したことである。アリゾナ州では、ABOR が州内公立大学 3 校を対象に 5 年ごとに実施する Cost Study(コスト調査)が、州補助算定の理論的根拠を提示している。従来は歴史的配分や規模に基づく方式が中心で、「なぜその額が必要か」を明示することは困難であった。本制度では、学生数(FTE)、分野・プログラム別コスト、教員配置や給与水準などの教育投入構造を基に、標準教育体制下での必要コストを算定する枠組みを提供している。これにより、教育提供量と構造的コストの関係が明確化され、州議会・大学関係者に対する説明責任を果たすことができる。

第二に、大学間・分野間の差異を教育構造として整理したことである。アリゾナ州制度では、理工系や医療系学部と人文社会系学部、研究重視大学と教育重視大学の教育投入構造の差異を、分野別単価や標準教育モデルに反映させている。これにより、大学間の財政差異は、単なる効率の優劣ではなく、教育提供に内在する構造的差異として制度的に位置付けられる。

第三に、算定式と最終配分を分離したことである。算定式による必要コストは技術的指標として示されるのみで、最終的な州補助配分は州政府及び州議会の政策判断に委ねられる。すなわち、理論的必要額と政策的決定を分離することで、政治的裁量を尊重しつつ、予算決定の前提を透明化することが可能となる。ABOR のコスト調査は、配分決定の根拠資料として機能し、政策判断の透明性を支える。

7) 課題、展望

a. 制度上の課題

第一に、研究・公共サービス費用が算定対象外である点があげられる。Cost Study は教育関連費用(E&G)を中心に設計されており、研究活動や外部資金事業に伴う費用は制度的に含まれない。特に研究大学では、教育と研究が密接に関連するため、どの費用を州補助の対象とするかの明確な基準が不足しており、制度設計上の課題となっている。

第二に、教育の質的差異を評価しないことである。算定モデルは標準教育体制を前提に必要投入を算出するものであり、教育成果や卓越性、戦略的投資の評価は制度的に組み込まれていない。そのため、質の向上や教育イノベーションをどのように評価・誘導するかは、別の政策手段に依存する。

(3) 文献調査一覧

- (1). Arizona Board of Regents (ABOR)「2022 Cost Study Report」,
https://www.azregents.edu/sites/default/files/reports/2022_Cost_Study_Report.pdf (2026年2月19日閲覧)
- (2). Arizona Board of Regents (ABOR)「2025 Annual Cost Containment Report」
<https://www.azregents.edu/sites/default/files/reports/2025-Cost-Containment-Report.pdf> (2026年2月19日閲覧)
- (3). Arizona Board of Regents (ABOR)「FY2027 State Budget Request」
<https://www.azregents.edu/sites/default/files/reports/FY2027-state-budget-request-r1.pdf> (2026年2月19日閲覧)
- (4). Arizona Joint Legislative Budget Committee (JLBC)「2026 Appropriations Report – University of Arizona System」
<https://www.azjlbc.gov/26AR/unibor.pdf> (2026年2月19日閲覧)
- (5). National Center for Education Statistics (NCES) Integrated Postsecondary Education Data System (IPEDS)」
<https://nces.ed.gov/ipeds/> (2026年2月19日閲覧)
- (6). National Association of College and University Business Officers (NACUBO)「Educational and General Expense (E&G) Accounting Guidelines」
<https://www.nacubo.org/> (2026年2月19日閲覧)

3.3.7 韓国

(1) 調査方法の概要

1) 文献調査の概要

政府機関の文書やウェブサイトから情報を収集した。参照先は(3)文献調査一覧を参照。

2) ヒアリング調査の概要

対象種別	対象機関	選定理由
政府機関	教育部 人工知能人材支援局 教育データ政策課	教育データ関連システムの運用や公的データ活用とプラットフォーム整備等を所掌としている。

(2) 調査結果

1) 制度概要

a. 公的算定基準の有無

【深掘り調査の観点】

全国統一基準:あり(ただし、設置者で異なる)

韓国における高等教育機関の教育コストについては、国公立を一律に算定する共通の公的基準は存在しない。国立大学は「国立大学の会計設置及び財政運営に関する法律(国立大学会計法)」、私立大学は「私立学校法」「私学機関財務会計規則」によって会計基準、その処理が定められている。また、国立大学については教育部が毎年度提示する会計・予算編成指針に基づき、費目構成や算定方法が詳細に規定されている。特に人件費、運営費、教育・研究活動費、施設費等については、法令及び指針により算定範囲や上限、算定根拠が定められており、大学の裁量は一定程度制約されている。

国立大学と私立大学間の会計基準の調整有無については、以下の回答があった。

- 国公立大学は「国立大学会計予算編成基本指針」に、私立大学は「私学機関財務・会計規則に関する特例規則」に基づいて会計処理を行っており、設置主体ごとに異なる会計様式を用いているため、別途の調整は行っていない。
- 国公立大学・私立大学のいずれについても、予算および決算に関する事項は公開している。

教育コストについては、情報公開制において「学生 1 人当たりの教育費」が公示項目に含まれており、国公立大学、私立大学ともに算出し、高等教育機関の情報開示サイトで公表されている。ただし、教育活動のみを算定対象としたものではなく、研究活動等も含む総教育費を学生数で除したものと推察される。

登録金(授業料)については、直前の3か年度の平均消費者物価上昇率の 1.2 倍の範囲で、登録金審議委員会の審議・議決を経て決定することとされている(高等教育法第 11 条)。各大学が独自に算定するが、算定過程・結果を登録金審議委員会で審議し、会議録を学校ウェブサイト公開するとともに教育省指定の統計調査システムに内訳を提出することが義務付けられている。登録金審議委員会では、登録金及び「学生 1 人当たりの教育費」の算定根拠、都市勤労者平均家計所得、年度別支援計画、登録金依存率などを考慮し、当該年度の登録金を策定する必要がある(高等教育法第 11 条)。したがって、「学生 1 人当たりの教育費」が登録金の策定の判断材料となっている。ソウル大学、高麗大学、延世大学の登録金算定根拠資料によると、いずれも物価上昇率、人件費・運営費の増減、学生数の変動、財政収支状況などを勘案した積み上げ方式で説明がなされている。結果として事実上の「準公的算定枠組み」が形成されていると評価できる。

b. 制度概要及び特徴

教育機関の情報公開に関する特例法第6条で、必修公示 14 領域が示され、それに即して 103 項目が定められている。この項目の中に、予算内訳など学校及び法人会計に関する事項が含まれ、「学生 1 人当たり教育費」も含まれている。「学生 1 人当たり教育費」の算出は、国公立と私立とで異なり、国立大学は大学・法人・一般会計、発展基金会計、産学協力団会計、図書購入費、機械器具購入費を足したものを総教育費とし、在学生数で除したもの、私立大学は校費会計、産学協力団会計、図書購入費、機械器具購入費を足したものを総教育費として、在学生数で除したものと規定されている。

2) 導入背景

韓国では、2000 年代以降の大学急増と私立大学比率の高さを背景に、大学経営の不透明性や教育の質低下が社会問題化した。これを受け、2008 年に「教育関連機関の情報公開に関する特例法」が制定され、幼稚園から大学まで、教育機関の主要情報を公開する制度が整備された。

この制度の目的について、教育省からは、以下の回答があった。

- 高等教育機関が保有・管理する情報の公開義務および公開に必要な基本事項を定め、国民の知る権利を保障するとともに、学術および政策開発研究を振興し、学校教育への参加、教育行政の効率性および透明性を高めることを目的としている。

3) 政策目的

a. 説明責任

【深掘り調査の観点】

制度がコスト算定根拠の明示や情報公開を促す度合い：○(ただし、算定式は設置者で異なる)

大学は、「教育関連機関の情報公開に関する特例法」に基づき、登録金算定根拠、予算・決算、教育条件、教育成果等を「大学情報ポータル(대학알리미)⁷³」を通じて公開する義務を負う。これにより、学生・保護者・社会に対する説明責任が制度的に確保されている。

b. 公平性・合理性

【深掘り調査の観点】

資金配分が需要・規模に見合い格差是正に資するか：○(ただし、設置者で異なる)

公開項目は全国共通で定められており、大学間比較が容易である。ただし、国公立大学と私立大学で算定式が異なることに留意が必要である。登録金や教育費の妥当性について「大学情報ポータルサイト」上で掲載されていることで、相对比较を通じた社会的検証が可能となり、恣意的な運営を抑制する効果がある。

c. 持続可能性

【深掘り調査の観点】

財政モデルが長期的運営に耐えるか(学生1人あたりの教育コストをどのように算定し、私的負担としてどの程度学生や家計から学費を出させているか)：○(ただし、設置者で異なる)

⁷³ 大学情報ポータル(대학알리미)(<https://www.academyinfo.go.kr/index.do>)

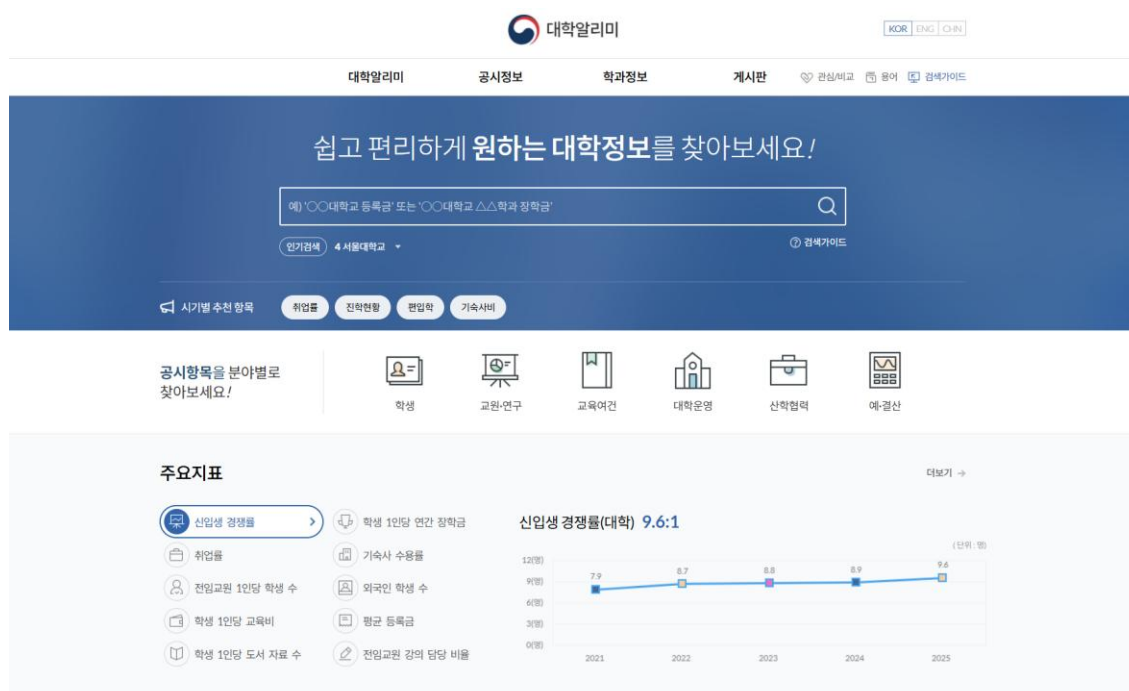
少子化に伴う学生数減少の中で、大学の財政健全性は重要な政策課題であり、登録金審議委員会における登録金策定の審議と会議録の公開、及び財務情報の公開は、早期の経営改善や構造改革を促し、制度全体として高等教育システムの持続可能性を高める役割を果たしている。

d. 政策誘導

【深掘り調査の観点】

制度が大学の質向上行動を促す仕掛けの度合い：○

政策目標(情報公開による大学経営や教育の質の向上等)を推進する際、情報公開と評価・財政支援を連動させることがある。また、教育省が運営する大学情報公示に関するポータルサイト⁷⁴による情報公表において、比較可能な形で掲載することで、進学希望者等に活用されている。



出所: 韓国大学情報公示ポータルサイト(<https://www.academyinfo.go.kr/>) (2026年 3月 12日閲覧)

図 3-9 韓国大学情報公示ポータルサイト トップページ

⁷⁴ 情報公示制に基づいて公開された情報が集約されており、大学、学科単位で各項目について比較することができる。

4) 算出方法

国が高等教育の「学生 1 人当たり教育費」の公開を義務付けているが公開して、教育活動に係るコストの算出ではない。

総教育費については以下の回答があった。

- 総教育費には研究費が含まれる。
- 総教育費とは、大学が在学生の教育および教育環境の整備のために投資した全体的な費用を意味する。

学生 1 人当たり総教育コスト算出方法については以下のとおり。

国・公立大学、国立大学法人、特別法国立、特別法法人：

学生 1 人当たり総教育コスト(教育活動以外の活動も含む) = (大学・法人・一般会計 + 発展基金会計 + 産学協力団会計 + 図書購入費 + 機械器具購入費) / 在学生数

私立大学：

学生 1 人当たり総教育コスト(教育活動以外の活動も含む) = (校費会計 + 産学協力団会計 + 図書購入費 + 機械器具購入費) / 在学生数

以下では、教育資金の提供の枠組みや資金配分の考え方について述べる。

a. 教育資金の提供枠組み

高等教育財政は、①政府一般財政支援、②目的別財政支援事業、③登録金収入、④寄付金・積立金等から構成される。国立大学では政府負担の比率が高い一方、私立大学では登録金収入への依存度が依然として高い。このため、登録金水準の妥当性は学生・保護者の関心が高く、算定根拠の公開が重視されている。

b. 機関向け資金配分の考え方

政府財政支援の審査や配分において、公示情報に基づく教育条件(専任教員確保率、教育費還元率等)や教育成果(学生充足率、就職率等)等が活用されている。

5) 関係主体とのやり取り

a. 大学とのやり取り

必修公示項目の決定プロセスや制度改善における大学・大学団体とのやり取りについて以下の回答があった。

- 施行令または情報公示指針の改定については、毎年、大学および関係機関への意見聴取を実施している。
- 大学情報公示業務に関する優良高等教育機関 40 校で構成される「運営協力大学」を通じて、公示制度改善に関する意見を収集している。
- 大学側から特段の不満や問題は出ていない。

6) 活用

「学生 1 人当たり教育費」は、授業料算定の考慮要素、ポータルサイト上での情報公開で活用されている。

학생 1인당 교육비(국·공립대, 국립대법인, 특별법국립, 특별법법인) (대학) (단위: 원)

학교종류 * 설립구분 * 지역 * 상태 *
 저장 인쇄 / 3

2025년_ [학생 1인당 교육비(국·공립대, 국립대법인, 특별법국립, 특별법법인) (대학)] (단위: 원)

기초연도	학교종류	설립구분	지역	상태	학교	대학/법인/일반회계 (A)	발전기금회계 (B)	산학협력단회계 (C)	도서구입비 (D)	기계기구매입비 (E)	총교육비 (F=A+B+C+D+E)	재학생수 (G)	학생1인당 교육비 (H=F/G)
2024	대학교	국립	광원	기초	광원대학교	333,866,650,137	2,266,906,907	142,545,509,447	2,856,552,184	31,084,476,364	512,620,085,039	21,383	23,973,254.2
	대학교	국립	광원	기초	광원대학교_재계캠퍼스	0	0	0	0	0	0	0	0
	대학교	국립	경남	폐교	경남과학기술대학교	0	0	0	0	0	0	0	0
	대학교	국립	대구	기초	경북대학교	422,482,205,590	2,105,121,673	263,742,142,685	4,652,106,550	52,732,655,378	745,724,231,666	27,535	27,082,775.8
	대학교	국립	경남	기초	경상국립대학교	281,518,371,579	2,347,745,550	157,041,249,231	1,813,283,809	22,208,817,649	465,029,461,818	18,783	23,506,518.8
	교육대학	국립	인천	기초	경인교육대학교	43,416,944,771	300,505,630	7,154,382,476	189,923,220	1,073,847,590	52,195,589,687	3,670	14,205,881.1
	교육대학	국립	경기	기초	경인교육대학교_계원캠퍼스	0	0	0	0	0	0	0	0
	교육대학	국립	충남	기초	공주교육대학교	23,373,052,411	53,976,640	3,868,472,548	185,649,250	1,297,688,120	28,878,839,969	1,321	15,083,232.2
	대학교	특별법법인	광주	기초	광주과학기술원	189,377,042,942	1,800,158,411	0	2,096,730,052	5,183,509,364	197,457,434,769	2,229	88,585,659.4
	교육대학	국립	광주	기초	광주교육대학교	24,578,504,317	159,075,752	5,359,859,921	163,407,350	1,455,836,938	31,717,483,278	1,715	18,494,159.3
	대학교	국립	광원	기초	국립강릉원주대학교_재계캠퍼스	120,617,625,000	740,280,985	30,126,422,118	245,000,000	16,855,142,127	168,594,480,210	7,485	22,494,260.2
	대학교	국립	광원	기초	국립강릉원주대학교_재계캠퍼스	0	0	0	0	0	0	0	0
	대학교	국립	경북	기초	국립경북대학교	85,761,776,514	244,069,049	27,249,425,439	850,000,000	7,220,122,296	131,125,393,290	5,322	24,638,367.8
	대학교	국립	충남	기초	국립공주대학교	171,727,393,786	698,412,490	68,443,397,188	1,164,381,770	14,319,498,786	256,353,084,020	14,840	17,274,466.6
	대학교	국립	전북	기초	국립군산대학교	84,817,758,585	232,032,402	53,347,567,880	65,281,910	9,362,295,201	157,624,935,988	7,205	21,904,918.2
	대학교	국립	광북	기초	국립금오공과대학교	66,229,028,794	525,295,426	46,778,929,316	312,087,980	10,986,530,910	124,831,871,436	5,654	22,078,505.7
	대학교	국립	전남	기초	국립목포대학교	109,932,063,105	989,147,742	43,026,897,884	652,302,341	18,934,299,138	172,534,710,210	6,486	26,807,754.8
	대학교	국립	전남	기초	국립목포해양대학교	46,914,486,530	575,761,411	13,696,782,483	193,034,950	4,001,325,200	65,381,370,584	2,628	24,876,755.9
	대학교	국립	부산	기초	국립부산대학교	215,082,674,482	1,399,418,080	115,472,244,382	1,952,578,620	12,592,605,560	346,509,521,114	17,886	19,373,226

등록금 산정근거[PDF](대학)

저장 인쇄 / 11

2025년_ [등록금 산정근거[PDF] (대학)]

연도	학교종류	설립구분	지역	상태	학교명	첨부파일
2025	대학교	사립	경남	기초	가야대학교(김해)	2025년_가야대학교(김해)[본교(김해)].pdf
					가천대학교	2025년_가천대학교[본교(성남)].pdf
					가톨릭관동대학교	2025년_가톨릭관동대학교[본교(강릉)].pdf
					가톨릭꽃동네대학교	2025년_가톨릭꽃동네대학교[본교(충북청원)].pdf
					가톨릭대학교	2025년_가톨릭대학교[본교(성심)].pdf
					갈리고신대학교	2025년_갈리고신대학교[본교(서울)].pdf
					강남대학교	2025년_강남대학교[본교(경기)].pdf
					광서대학교	2025년_광서대학교[본교(서울)].pdf
		국립	광원	기초	강원대학교	2025년_강원대학교[본교(춘천)].pdf
					건국대학교	2025년_건국대학교[본교(서울)].pdf
					건국대학교(글로벌)_본교	2025년_건국대학교(글로벌)[글로벌캠퍼스].pdf
					건양대학교	2025년_건양대학교[본교(논산 창의융합캠퍼스)].pdf
					건양사이버대학교	2025년_건양사이버대학교[본교(논산)].pdf
					경기대학교	2025년_경기대학교[본교(수원)].pdf
					경남대학교	2025년_경남대학교[본교(월영캠퍼스)].pdf
					경동대학교	2025년_경동대학교[본교(Global Campus(고성))].pdf
국립	대구	기초	경북대학교	2025년_경북대학교[본교(대구북구)].pdf		
			경상국립대학교	2025년_경상국립대학교[본교(가좌)].pdf		
			경성대학교	2025년_경성대학교[본교].pdf		

注 1: 学生 1 人当たりの教育費を検索すると、大学ごとの情報を得ることができる。ここで示されているのは、大学ごとの「大学、法人、一般会計」「発展基金会計」「産学協力団会計」「図書購入費」「機械器具購入費」「総教育費」「在学生数」「学生 1 人当たりの教育費」である。

注 2: 各大学の授業料算定基準は PDF 形式でダウンロードができる。

出所: 韓国大学情報公示ポータルサイト(<https://www.academyinfo.go.kr/>) (2026年3月12日閲覧)

図 3-10 韓国大学情報公示ポータルサイト(上段: 学生 1 人当たり教育費、下段: 授業料算定根拠)

a. 各大学における活用

各大学での活用状況について、以下の回答があった。

- 大学情報公示資料は、各大学の中長期発展計画の策定や政策決定に活用されている。
- また、単科大学・学科評価などの学内定量評価や、大学の広報等にも活用されている。

7) 成果

制度導入の効果については以下の回答があった。

- 大学情報の公開は、国民の知る権利の保障および学術研究・政策研究の振興に寄与している。

上記より、以下の3点が成果と考えられる。第一に、大学財政の透明性が大きく向上した。第二に、学生・保護者の信頼確保に寄与している。第三に、かつては大学基本能力診断評価で、「学生1人当たり教育費」も評価項目となっており、評価制度と連動することで教育の質保証と財政支援を一体的に進める仕組みが模索されている(大学基本能力診断評価は2024年で廃止)。

8) 課題、展望

制度運用上の課題については以下の回答があった。

- 2008年の制度開始以降、大学情報公示制度は現場に定着しており、運用上の特段の問題はない。
- 課題への対応は、毎年、大学、教育部および関係機関を対象に、情報公示指針の改善事項について意見聴取を行い、提出された意見は、教育部、総括管理機関および項目別管理機関で検討している。

9) その他

その他の大学情報公示システムについて以下の回答があった。

- 利用者が必要な情報を容易かつ便利に検索・活用できるよう、大学情報公示システムの改修を進めている。新システムは2027年3月に開設予定である。

(3) 文献調査一覧

- (1). 大学情報ポータル(대학알리미) 制度概要,
<https://academyinfo.go.kr/index.do> (2026年2月19日閲覧)
- (2). 国立大学会計・予算編成基本指針,

<https://www.moe.go.kr/boardCnts/viewRenew.do?boardID=337&boardSeq=97412&lev=0&searchType=null&statusYN=W&page=1&s=moe&m=0303&opType=N> (2026年2月19日閲覧)

(3). ソウル大学登録金算定根拠資料,

<https://www.academyinfo.go.kr/index.do> (2026年2月19日閲覧)

(4). 高麗大学登録金算定根拠資料,

<https://www.academyinfo.go.kr/index.do> (2026年2月19日閲覧)

(5). 延世大学登録金算定根拠資料,

<https://www.academyinfo.go.kr/index.do> (2026年2月19日閲覧)

(6). 文部科学省「韓国的高等教育政策に関するデータ等」,

<https://www.mext.go.jp/content/2020327-koutou02-000034778-7.pdf>

(2026年2月19日閲覧)

4. 高等教育に必要な教育コスト算定に向けた課題及び対応方策

4.1 調査概要

「質の高い教育の実施に必要なコスト算定」又は「高等教育機関に対する公的投資増への活用」を想定している海外における教育コスト算定に関する基準等を国内大学に適用する場合に想定される課題等を整理する。

4.2 調査方法

文献調査及び高等教育機関に対する投資・収入増を想定している国に対するヒアリング調査に加え、国内有識者へのヒアリング及び文献調査を実施した。

4.2.1 有識者ヒアリング対象者

氏名	所属・役職
青木 志帆	東京大学経営企画部 GX 推進課長/IRデータ室副室長 ※第3回検討会議内で実施
菅原 貴史	学校法人文化学園 学園本部経理部長 ※第3回検討会議内で実施
水田 健輔	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 研究開発部 教授
鑑水 徹	大阪大学 OUDX 推進室 副室長 教授

4.3 高等教育に必要な教育コスト算定に向けた課題及び対応方策

4.3.1 課題に関する論点整理(深堀対象国における対応)

(1) 教育コストに関する政策方針

- 高等教育の教育コストを可視化する意義をどのように見出しているか
- 高等教育の教育コストの可視化を行うときにどのような制度を根拠とすべきか
- 当該国における高等教育投資における公私費負担はどのようにすべきか
- 教育コストに対する公的投資の制度に、どのような観点で計算式や基準等を設定すべきか

a. イギリス

高等教育機関の長期的な持続可能性と説明責任の確保を目的として、TRAC(Transparency Approach to Costing)制度が実施されている。コストデータは、政府において、公的資金配分の検討におけるエビデンスとして活用されている。

大学にとって、TRACに基づくコスト算定は公的財政支援を受けるための事実上の要件となっており、政府は、コスト算定に対する強いインセンティブを付与している。

TRACに基づくコスト算定では、教育・研究・その他活動別に明示され、減価償却費の見直しや将来投資を考慮した持続可能性・投資マージン(MSI)の考え方も組み込まれている。学術スタッフの時間配分など主要コストドライバーについて複数の算出手法が選択可能なように提示されている。

b. スイス

高等教育の質を担保することを政策目的とし、高等教育促進・調整連邦法(HFKG)に基づき「参照コスト」を算定する制度を運用している。参照コストは実支出に左右されない「標準的に必要なコスト」で、公的補助の基礎として活用されている。

大学にとって、原価計算モデル(KRM)に基づいたフルコストデータの提出は公的財政支援を受ける前提となっており、政府は、教育コストを把握・報告する強いインセンティブを付与している。

KRMに基づいたフルコストは、基礎教育・高度教育・研究開発・継続教育・サービス提供の活動に区分され、人件費は職務区別に活動比率を乗じて算出、施設関連費は実支出ではなく部屋タイプごとの単価を採用し、「標準的に必要なコスト」を明示している。

学生数・学位取得数・学生対教員比等の業績や質に係る指標が法律(HFKG)で規定されている。

c. オーストラリア

高等教育の質確保と財政的持続性を目的に、政府は大学の財務・教育データや透明性調査(委託調査、2022年まで)の結果を基に教育コストを把握し、分野別資金クラスターやMBGA(基礎補助金最大額)・CSP(コモンウェルス支援学生枠)の設定に活用している。実コストの精緻算定ではなく、政策的に沿った標準化・簡素化がなされている。

大学は算定義務を負わないが、MBGA・CSPの枠内で学生数や分野構成を調整する必要があるため、自校の教育コスト構造の把握が不可欠となり、間接的インセンティブが働く。資金クラスター制度により、大学は効率的運営と支出管理を求められる。

国として明確な算定式は示されていないが、人件費及び非人件費(設備費、減価償却費等)等、大学から収集した支出データを基に分野別標準単価を設定している。学術スタッフの時間配分など主要コストドライバーやそのガイドラインは公開されておらず、各大学に委ねられている。

d. シンガポール

政府は大学別・分野別の実原価を公表する制度は採らず、収集した財務・教育データを基に学生 1 人当たり標準的教育コスト(per-student cost norm)を設定し、公的資金配分の基礎として活用している。算定過程の詳細は非公開で、政策目的に基づく標準化がなされている。

教育省が設定する学生 1 人当たりの標準的教育コストは、単純な学生数比例配分や過去配分踏襲型の資金配分を避け、教育内容に即した合理的かつ公平な配分を実現することを目的としていると捉えることができる。

算定フォーミュラは全面公開されていないが、分野別に数段階の標準単価を設定し、政府と学生の負担割合を組み合わせ補助額を決定する仕組みが示されている。

e. アメリカ(バージニア州)

バージニア州では、教育コストの可視化を、公立大学への補助額を合理的に説明・決定するための手段として位置づけている。大学が提出する活動ベースのコストデータを基に、州が標準的教育体制に基づく理論コストとして算定し、公的投資額や公私費負担の議論に活用している。

州が実施する調査において、大学は支出データ等を整理・提出する必要があり、それをもとに、州が想定する標準的教育提供体制(教員配置水準、学生 1 人当たり教育資源の考え方、分野別教育体制の在り方)を構造的に明示しており、間接的に、大学は州支援の前提となる教育構造を意識した経営判断を行うことが求められる。

算定式は厳密な原価計算ではなく、大学間の比較可能性や公平性を重視した理論的導出に基づく。分野別に定義した教員配置や支援体制により分野別コストを算定する方式である。

f. アメリカ(アリゾナ州)

アリゾナ州では、教育コストの可視化を、州予算配分の妥当性を検証するための補助的手段として位置づけ、大学の財務・教育データを基に学生 1 人当たりのコスト水準を把握している。

公立大学は財務・活動データを提出し、州は第一段階として大学全体の平均コストを算定、第2段階で学生数や分野構成を踏まえて分野別コストの理論値を算定し、補助額を決定している。なお、教育コスト算定を大学に義務づける制度的インセンティブは限定的である。

教育コストをフルコストとして厳密に算定する仕組みではなく、既存の会計データや統計情報を用いた配分モデルが中心である。

g. 韓国

韓国では、教育コストの可視化を情報公開による説明責任確保の観点から重視し、教育関連機関情報公開特例法に基づき国公私立すべての大学に情報公開を義務づけている。算定値は当該年度実支出に基づき、比較・公開の手段として活用されている。

大学は教育コスト算定を義務づけられてはいないが、大学情報公示制度により学生1人当たり教育費等の公開が必須となり、一定の共通項目でデータ整理・報告が必要になる。これにより、情報公開を通じた間接的インセンティブが働いている。

国が1人当たり総教育費の算定式を示しているが、公表される数値は大学の会計情報に基づく実績値である。費目は整理されている一方、教育活動に限ったコストではないと推察される。

(2) (社会的投資増となっている国における)教育コスト算定基準や算定制度の制定

- 国は、各教育機関に対して教育コスト算定のインセンティブを付与しているか
- 国は教育コストを算定するフォーミュラ(方程式)を明示しているか
- 国が教育コストに含める各費目とそのコストドライバーについて定めているか
- 国はコストドライバーデータの収集方法(例:学術スタッフの教育活動時間データの収集方法)についてガイドラインやテンプレート、質問票を用意しているか

a. イギリス

イギリスでは、TRAC(Transparent Approach to Costing)に基づく教育コスト算定及びその提出が、公的財政支援を受けるための事実上の要件となっている。国は、大学に対してフルコスト算定を行うことを明確に求めることで、教育コスト算定に対する強いインセンティブを付与している。

TRACに関する詳細なガイダンス文書が公表されており、その中で教育・研究・その他活動別のコスト算定フォーミュラが明示されている。さらに、減価償却費の見直しや将来投資を考慮した持続可能性・

投資マージン(MSI)の考え方も組み込まれており、MSI 算定用の計算シートが添付されている。これにより、大学は数値を入力することで算定結果を得られる仕組みとなっている。

また、教育コストの大宗を占める学術スタッフ人件費については、教育活動に充てる時間がコストドライバーと位置づけられるが、TRAC ガイダンスでは、時間配分調査方式、日記方式、業務負荷計画方式など複数の把握手法が示されており、とりわけ時間配分調査方式については標準的な調査テンプレートが用意されている。

b. スイス

スイスでは、連邦法(高等教育促進・調整連邦法:HFKG)に基づき、教育コスト算定に関する原価計算モデル(KRM)が整備されている。大学はフルコスト計算に基づくデータを政府に提出し、政府はこれを基に「参照コスト(質の高い教育に必要な単位コスト)」を算定している。データの提出は大学が公的財政支援を受けるための要件となっている。

参照コストは、実際の支出額に拘束されない形で設定されている。具体的には、施設関連費は部屋タイプに基づき定められた単位当たりコストにより算出し、人件費は各人員につき実支出額に基づき職務区分(活動類型)ごとの活動比率を乗じて算出している。このように、教育の質を確保するために必要なコストを明示する役割を果たしている。この点からも、大学には教育コストを把握・報告するインセンティブが付与されているといえる。

算定に含める費目やコストドライバーについては、学生数、学位取得数、学生対教員比、教育の質に関する指標などが法律・政令レベルで整理されており、提出様式が示されている。一方、学術スタッフの時間配分調査などは具体的なデータ収集方法についてのテンプレートが明示されているわけではないが、別途調査が実施されている。

c. オーストラリア

オーストラリアでは、政府が大学に対して教育コストの直接的な算定義務を課してはいない。一方で、教育省が委託した民間機関による教育コスト分析調査(2022年まで実施)の結果を踏まえ、学問分野別の資金クラスター(Funding Clusters)を設定している。

各大学に対しては、大学ごとの補助額上限(MBGA)及び補助学生数上限(CSP)が設定されており、これらの枠内で学生受入数や分野別構成を決定する必要がある。この仕組みにより、大学は自校の教育コスト構造を把握するインセンティブを間接的に与えられている。

国として明示的な教育コスト算定フォーミュラは示していないものの、資金クラスターの設定に当たっては、大学から収集した支出データ(人件費、施設維持費、教育支援費等)が参照されている。ただし、学術スタッフの時間配分など、コストドライバーデータの収集方法についてのガイドラインやテンプレートは確認されていない。

d. シンガポール

シンガポールでは、政府が分野別の学生 1 人当たり教育コストを算定し、その情報を基に補助額を配分している。教育省が算定したコストは、既存の財政制約に必ずしも縛られない形で設定されており、大学に対して教育コストの把握を促す仕組みとなっている。

算定フォーミュラの詳細は必ずしも全面的に公開されていないが、分野別に数段階の標準単価を設定し、政府と学生の負担割合を組み合わせる補助額を決定する枠組みが明示されている。

教育コストに含める費目は、人件費、教材費、施設維持費など比較的明確であるが、学術スタッフの活動時間配分など、コストドライバーのデータ収集方法についての詳細なガイドラインや質問票が公開されているわけではない。

e. アメリカ(バージニア州)

アメリカでは全国統一の教育コスト算定制度は存在しないが、バージニア州では州独自に教育コスト算定の枠組みを導入している。週が実施する調査において各大学から提出された支出データ等を基に、学生数や分野構成等を踏まえた整理・分析を行い、分野別・学生 1 人当たりの教育コスト水準を把握し、州補助額の決定に用いている。

この制度により、大学は自校の教育コスト構造を整理・提出する必要があり、一定のインセンティブが付与されている。州は算定モデルの考え方を示しているものの、詳細な共通フォーミュラやテンプレートは存在しない。

f. アメリカ(アリゾナ州)

アリゾナ州では、州内公立大学から財務・活動データを収集し、学生数や分野構成を踏まえて補助額を決定している。ただし、教育コストをフルコストとして厳密に算定する制度ではなく、既存の会計データや統計情報を活用した配分モデルが中心である。

教育コスト算定そのものを大学に義務づける強い制度的インセンティブは限定的であり、コストドライバーや時間配分調査に関する州共通のガイドラインも確認されていない。

g. 韓国

韓国では、大学に対して教育コスト算定そのものを義務づける制度は存在しない。一方で、大学情報公示制度に基づき、国公立・私立を問わず、教育費、人件費、学生 1 人当たり教育費等の情報公開が義務付けられている。

これにより、大学は教育コストに関するデータを一定の共通項目で整理・報告する必要があり、情報公開を通じた間接的なインセンティブが付与されている。ただし、国が教育コスト算定のフォーミュラを明示しているわけではなく、公開される数値は各大学の会計情報に基づく実績値である。

また、学術スタッフの教育活動時間など、コストドライバーデータの収集方法についての国レベルのガイドラインやテンプレートは整備されていない。

(3) 教育コスト算定結果の活用方法

- 国は高等教育行政のなかで、どのように算出された教育コストを活用しているか(財政当局とのコミュニケーション、情報公開等)
- 大学が内部マネジメントの観点から教育コストをどのように活用しているか
- 学生・保護者が教育コストの観点から高等教育機関をどのように見ているか
- 社会(OBOG、市民等)や産業界が教育コストの観点から高等教育機関をどのように見ているか
- 教育コストを踏まえた各大学の対応・実務

a. イギリス

イギリスでは、TRAC に基づいて算定された教育コストが、高等教育行政における基礎的な共通言語として活用されているといえる。政府は、TRAC データを通じて大学セクター全体の教育コスト構造を把握し、財政当局や議会に対して、高等教育に必要な財政規模や資金配分の妥当性を説明している。また、TRAC データは一定範囲で公表されており、大学財務の透明性確保にも寄与している。

大学内部においては、教育・研究・その他活動別に算定されたコスト情報が、学部・学科別の収支把握や経営判断に活用されている。とりわけ、高コスト分野の教育提供体制の見直しや、授業料水準の検討、研究活動との資源配分のバランス調整において、教育コスト情報が参照されている。

学生・保護者の観点では、TRAC に基づく教育コストが直接的に提示される場面は限定的であるものの、授業料水準や教育資源の充実度に対する説明の裏付けとして機能している。

社会や産業界に対しても、大学がフルコストを意識した運営を行っていることが、財政規律や説明責任の確保という観点から一定の信頼を与えていると考えられる。

b. スイス

スイスでは、連邦が算定する参照コストが、高等教育行政における中心的な指標として活用されている。参照コストは、大学への基礎補助金配分の根拠として用いられるとともに、財政当局との間で、高等教育に必要な公的負担水準を説明するための材料となっている。

大学内部では、フルコスト計算を通じて把握された教育コストが、学部・分野別の資源配分や教育の質保証の検討に活用されている。参照コストとの比較を通じて、自校の教育提供体制が標準的水準と比べてどの程度の位置にあるかを確認することも可能となっている。

学生・保護者に対しては、教育コストが直接提示されるというよりも、公的補助によって教育の質が維持されていることの説明に用いられている。

c. オーストラリア

オーストラリアでは、教育コストは主として資金クラスターや補助枠設定の根拠として、政府内部で活用されている。大学から収集された支出データを基に、学問分野別の標準的な教育コスト水準が把握され、これが財政当局との予算折衝や制度設計に用いられている。

大学内部では、政府補助額や補助学生数の上限が明確に示されていることから、教育コストを踏まえた学生受入数の調整や分野構成の見直しが行われている。大学によってはコンサルティングファームが提供するモデルを活用し、教育コストを精緻に算定し、内部管理指標として活用している。

学生・保護者は、教育コストそのものよりも、授業料水準や公費負担割合を通じて教育コストを認識している。

社会や産業界においては、資金クラスターの再設計を通じて、労働市場ニーズに応じた分野への資源配分が行われていることから、間接的に活用されているといえる。

d. シンガポール

シンガポールでは、政府が算定した分野別の学生 1 人当たり教育コストが、高等教育行政の中核的な判断材料として活用されている。これらのコスト情報は、政府補助額や学生負担割合を設定する際の基礎となっている。

大学内部では、政府が示す標準的な教育コストを前提に、限られた資源をどのように配分するかという観点から、教育運営の効率化や重点分野への投資判断が行われている。

学生・保護者は、政府補助後の授業料水準を通じて、分野間の教育コスト差を間接的に認識していると考えられる。

e. アメリカ(バージニア州)

バージニア州では、州が算出した教育コストが、州補助金配分の合理性を説明するための指標として活用されている。分野別・学生一人当たりの教育コスト水準は、財政当局との調整や州議会への説明資料として用いられている。

f. アメリカ(アリゾナ州)

アリゾナ州では、教育コストは主として財政配分の参考情報として活用されている。州が収集する財務・活動データは、補助額決定の材料となるが、教育コストを前面に出した政策運営は限定的である。

g. 韓国

韓国では、教育コストは主として情報公開制度を通じて活用されている。大学情報公示制度により、学生1人当たり教育費や人件費などが公開され、政府はこれらのデータを用いて大学間比較や制度評価を行っている。

大学内部では、情報公示に対応するため、教育費や人件費の整理・管理が行われているが、教育コストを戦略的な内部マネジメント指標として活用する動きは限定的である。

学生・保護者は、公開された学生1人当たり教育費その他公開が義務付けられている項目等を通じて、大学間の教育投資水準を比較することが可能となっている。

4.3.2 海外における教育コスト算定に関する基準等を国内大学に適用する場合に想定される課題及び解決方策

前章までの結果を踏まえ、教育コスト算定に係る論点を以下のカテゴリに分類して整理した。海外における教育コスト算定に関する基準等を日本に適用する場合(例:海外の教育コスト算定基準の考え方を日本へ導入すると仮定した場合)に、検討すべき課題及び解消方策等は以下のように想定される。

(1) 教育コストの算定の目的

教育コストの算定にあたっては、海外の諸外国ではそれぞれの政策目的があり、それに応じた施策や算定基準(フォーミュラ)、算定方法(調査方法等)が採用されている。各国の教育コスト算定の目的は、以下のとおりである。

- イギリス:高等教育の持続可能性確保、公的資金配分の根拠整備のため
- スイス:教育の質確保に必要な標準的コストを明確化し、公的補助の基準とするため
- オーストラリア:高等教育財政制度設計や補助制度基準設定の参考とするため
- シンガポール:政府補助額及び公私費負担割合を決定する政策判断の基礎とするため
- アメリカ(バージニア州):州政府による大学補助額の合理的説明・検討のため
- アメリカ(アリゾナ州):州予算配分の妥当性を検証する参考指標とするため
- 韓国:教育機関の説明責任を確保するための情報公開のため

このように、同じ教育コスト算定というテーマであっても、その目的には違いがあり、目的の違いが、教育コスト算定の手法の違いにつながっている。したがって、日本における教育コスト算定を行う上でも、何のために教育コストを算定するのかという論点を検討することが重要となる。

それでは、日本における教育コスト算定の目的としては、どのようなことが想定されるか。本事業の前提である中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」(令和7年2月21日)では、高等教育改革を支える支援方策の在り方として、「現在必ずしも視覚化されていない教育コストについて、現代的な高等教育機関を取り巻く環境や、より質の高い教育研究の実施も念頭に、必要となるコストを明確にした上で、それに基づき、高等教育機関全体での必要コストを算出し、社会に広くその必要性を訴えかけていくべき」との考え方が示されている。したがって、国の高等教育行政のレベルにおいては、①スイスのように教育の質確保に必要な標準的コストを明確化すること、②韓国のように教育機関の社会的説明責任を確保することが求められる可能性がある。さらに、本事業の検討会議では、③イギリス・スイス・アメリカ等の国のように、大学間の比較可能性を担保するためにコストを可視化することも提言された。ただし、その際には、後述するように、画一的で単純な比較可能性ではなく、大学間比較にとって基礎的な共通枠組みに留める必要性も併せて提言された。

これに加えて、本事業の検討会議では、さらに追加的に2つのレベルでの算定目的を置くべきではないかという意見が提出された。すなわち、大学の内部の組織や教職員に向けたレベルと、大学から学外へ向けたレベルの2つである。前者については、大学全体の経営や部局・研究科の運営にあたっての意志決定を支えるため(大学の経営判断の改善、高度化)、後者については、大学に対する外部からの投

資(政策的投資だけでなく、民間投資等含む)を戦略的に獲得し、大学を持続的に運営するため(持続可能性)という目的が置かれるべきではないかという意見が提案された。日本において教育コスト算定を行う際には、政策的レベルだけではなく、こうした複数のレベルでの目的を措定すべきである可能性が示唆されたところである。

さらに、こうした大学の意志決定や投資等に加え、大学の財務に対する監査の目的も、教育コスト算定に際しては考慮されるべき可能性がある。日本においても、私立学校法の改正(2025年施行)が行われ、ガバナンス・監査体制が強化されたところである。例えば、私立学校法改正では、理事会・監事・評議員会の機能強化や内部統制の整備が求められており、また、(持続可能性の中に含まれることとなるが)財務の健全性の確保も必要とされている。こうしたガバナンス、監査の目的も、教育コスト算定に当たっては目的として含まれ得るといえる。

(2) 教育コスト算定基準や算定制度の制定

1) フォーミュラの定め方(前提となる考え方の整理の必要性)

教育コストの算定の基準(計算式、フォーミュラ)を定める際には、諸外国ではそれぞれ前提となる考え方が置かれている。各国の考え方は、以下のとおりである。

- イギリス: 公的財政支援の要件として、国がフルコスト算定を明確に求め、詳細なガイダンスと計算式に基づいて標準化している。
- スイス: 公的財政支援の要件としてフルコスト計算データの提出を求め、法令と原価計算モデルに基づき、教育の質確保に必要な参照コストを算定する考え方を採っている。
- オーストラリア: 国が直接の算定義務や統一フォーミュラは示さない一方、分野別資金クラスターの設定を通じて、大学に自校のコスト構造把握を促す間接的な考え方を採っている。
- シンガポール: 政府が分野別の標準的な学生1人当たり教育コストを設定し、それを基に補助額を配分する考え方を採っている。
- アメリカ(バージニア州): 大学提出データを基に州が分野別・学生1人当たりの教育コスト水準を算出し、補助額決定に活用する考え方を採っている。
- アメリカ(アリゾナ州): 厳密なフルコスト算定ではなく、既存の会計・統計データを活用した配分モデルの中で教育コストを把握する考え方を採っている。
- 韓国: 教育コスト算定自体は義務づけず、会計実績に基づく教育費情報の公開を通じて、共通項目での整理・報告を求める考え方を採っている。

教育コストの算定基準の設定にあたって、このように多岐に渡る考え方が前提となっている。したがって、日本における教育コスト算定を行う際には、どのような考えを前提とするのかという論点を検討することが重要となる。

それでは、日本ではどのような考え方を前提とし得るだろうか。本事業の検討会議では、教育コストを三層に類型化し、それぞれで前提的な考え方を置くべきではないかという考え方が示された。具体的には、教育コストを「現状の支出」(一層目のコスト)、「老朽化更新等の将来コスト」(二層目のコスト)、「教育の質向上のための付加価値投資」(三層目のコスト)に分け、各層において次のような考え方を前提とすることが提案された。

一層目:現状の支出は、過去実績の精緻化としてはどうか(活動基準の導入)

- 従来の「勘定科目 × 割合按分」依存を縮小し、実際の教育・研究・管理活動からコストを積み上げる「活動基準」を導入。
- 最低限の全国共通ルール(定義・分類・ドライバー)を設定し、比較可能性と学内意思決定への活用性を両立させる。(定義例:履修者時間=履修者数×授業時間、スペース利用率の算式等)

二層目:将来コストは、定義を示し、各大学が算定する際の標準的なテンプレートを提供してはどうか(中長期的に不可避な負担だが、見えていない将来支出を定義づけし、共通フォーマットでの可視化を支援する)。

- 施設更新・老朽化対策(例:部局別修繕計画)
- DX 維持・更新費(例:システム更新サイクル)
- 物件費インフレ影響(例:消費者物価指数連動)
- 教員世代交代・人件費上昇(例:人事院勧告等)。
- 上記について誰が見ても同じ結果になる「標準テンプレート」(価格前提・更新周期・単価)を示す。
- 結果の数値は大学ごとに異なるが、算定プロセス(前提・算式・単位)が共通化されるため、政策側は「比較可能な将来コスト」として扱うことが可能となる。

三層目:付加価値コストは、大学の戦略的機能拡張に必要な投資として、各大学の戦略的な可視化を許容してはどうか。

- 大学の特性に基づき投資内容が大きく異なるため、結果の比較より、分類の共通化が重要
- 全国的に必要とされる戦略領域(例:GX、DX、教育の質保証、D&I 等)は共通カテゴリとして提示し、各大学はこの共通カテゴリの中で、自大学の優先投資(付加価値領域)を自由に設定し、説明する。
- 比較可能性を求める領域(一層目・二層目)と、大学の自由度を尊重する領域(三層目)を切り分けることで、制度としての現実性と多様性を両立。

- 三層目は大学ごとに内容が異なるため、比較可能性は「金額の横並び」ではなく、カテゴリと記述様式(目的・投資内容・アウトカム)を共通化する。
- 損益計算書に表れにくい価値を明示的に定義し、政策対話の材料にもすることができる。

「過去実績+将来コスト+付加価値コスト」の3層構造

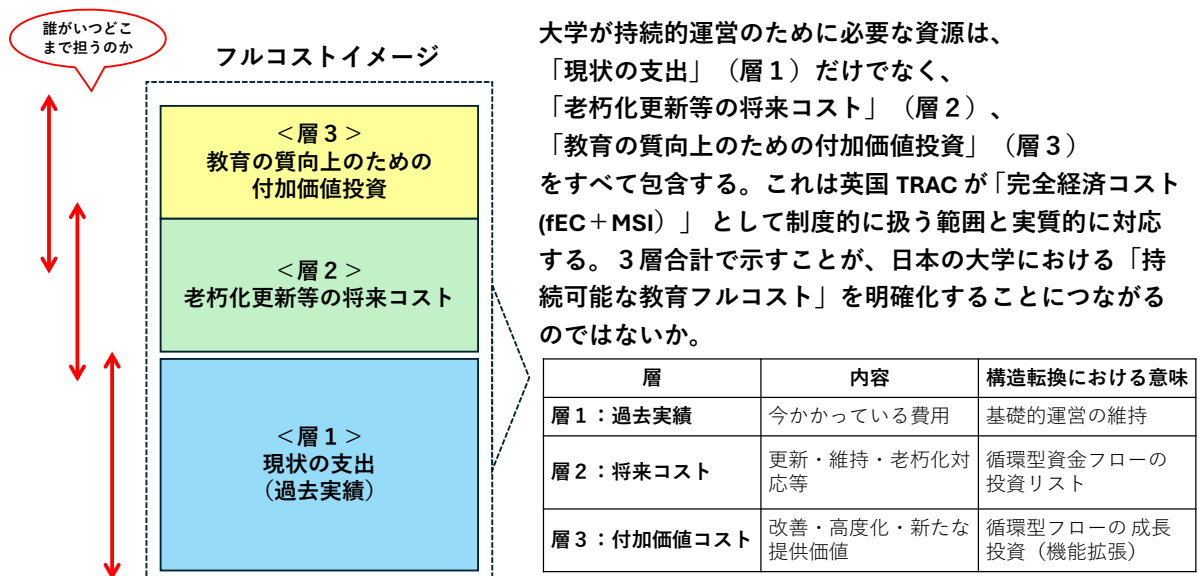


図 4-1 第 3 回検討会議 青木委員発表資料より抜粋

これは、海外の取組との対応関係でいえば、以下のとおりとして整理することが可能となる。

- 一層目：イギリスの TRAC でいう、フルエコノミックコストの考え方を適用するもの。また、アメリカにおける活動ベースの算定を導入するもの。
- 二層目：イギリスの MSI の考え方を導入するもの。
- 三層目：教育コストの算定にあたって、日本独自の考え方を新たに適用するもの(研究コストの算定にあたっては、海外で類似の取組がある可能性あり)。

したがって、日本に海外の考え方を適用する際には、海外の教育コスト算定におけるフォーミュラの定め方の背景的な考え方や具体的な内容を精査した上で、日本への導入可能性を検討する必要があることが示された。なお、将来コストや付加価値コストを検討する際には、日本社会において、どのような教育が求められ、そのためにはどのような教育コストをかけるべきなのか、などについて社会的な議論が必要となる。

2) 教育コストの算定基準に基づいた情報収集方法(コストドライバー調査等)

教育コストの算定基準に基づいた情報収集方法は、コストドライバー調査と呼ばれることもあるが、諸外国では様々なやり方がとられている。各国の手法は、以下のとおりである。

- イギリス: 詳細な TRAC ガイダンスに、標準テンプレートを用いた時間配分調査、日記方式、業務負荷計画方式など複数手法が提示され、大学の裁量で選択された手法で学術スタッフの活動時間を把握し、フルコストを算定している。
- スイス: 法令と提出様式に基づき、学生数・学位取得数・学生教員比などの指標を用いてフルコストデータを収集しているが、学術スタッフの時間配分調査については標準テンプレートはなく、別途調査で把握している。
- オーストラリア: 政府委託調査や大学から収集した支出データを用いてコスト分析を行っているが、時間配分などコストドライバーの収集方法に関する統一的ガイドラインやテンプレートは示されていない。
- シンガポール: 政府が人件費、教材費、施設維持費などのデータを基に分野別標準コストを算定しているが、活動時間配分などコストドライバーの詳細な調査手法は公開されていない。
- アメリカ(バージニア州): 大学から提出された支出データ等を基に州が分野別・学生一人当たりの教育コスト水準を算出しているが、共通の詳細フォーミュラや調査テンプレートはない。
- アメリカ(アリゾナ州): 大学の既存の財務・活動データや統計情報を収集して配分モデルに活用しており、時間配分調査などの共通ガイドラインはない。
- 韓国: 大学が会計情報に基づく教育費や人件費等を共通項目で報告・公表しているが、教育活動時間などコストドライバーの収集方法に関する国レベルのガイドラインやテンプレートはない。

情報収集方法については、非公開情報に当たるケースでは各国からの開示がない部分もあり、全てが明らかになっているわけではないが、ガイダンスやテンプレートの提示が行われて詳細に調査されるケース、活動ベースの支出データを基に政府が算定するケース、単純な成果指標(学生数、学位取得数等)の情報収集のみで(政府が)算定しているケース、政府において推定的に分析・算定しているケースなど、多岐に渡る手法がとられていることがわかる。

それでは、日本における情報収集はどのように行われるべきか。本検討会議では、情報収集の経済性についても議論が行われたところである。したがって、海外事例の日本への適用を考える上では、教員の時間調査等の厳格な調査ではなく、業務負荷計画方式等の簡便で合理的な方法を導入しているイギリス等を参照とすることが望ましいと考えられる。

(3) 教育コスト算定結果の活用方法

教育コスト算定結果の活用については、検討会議の委員より、政策レベルでの活用だけでなく、大学レベルでの活用についても、追加的な情報収集の指示がなされたところである。今回の調査対象は教育省や高等教育予算の管理部局等が中心であったため、大学での活用については海外の大学実務者からの回答を直接得ているわけではないが、以下、各レベルでの活用について、日本のケースを論じることとする。

1) 政策レベルでの活用

教育コストの算定結果を、政策レベルではどのように活用しているか。各国では、以下のとおりである。

- イギリス：政府が大学セクター全体の教育コスト構造を把握し、高等教育財政の必要規模や資金配分の妥当性を財政当局・議会に説明するために活用されている。
- スイス：連邦が算定する参照コストを基に、大学への基礎補助金配分や高等教育に必要な公的負担水準の説明に活用されている。
- オーストラリア：政府内部で学問分野別の資金クラスターや補助枠設定の根拠として用いられ、予算折衝や制度設計の基礎情報として活用されている。
- シンガポール：政府が分野別教育コストを基に、政府補助額や学生負担割合を設定する政策判断の基礎として活用している。
- アメリカ(バージニア州)：州が推計した教育コストを、州補助金配分の合理性を財政当局や州議会に説明する指標として活用している。
- アメリカ(アリゾナ州)：州が収集した教育コスト関連データを、大学への財政配分を判断する際の参考情報として活用している。
- 韓国：情報公開された教育費データを基に、政府が大学間比較や高等教育制度の評価を行うために活用している。

政策レベルでは、高等教育行政全体の予算の算定根拠や説明理由として活用されているケース、大学の分野別の予算配分を検討する資料として活用されているケース、個々の大学への補助金配分決定の際の判断材料として活用されているケース、個々の大学への評価に活用されているケース等が見受けられる。このように、政策レベルでも、各国多岐にわたる活用が行われていることがわかる。

それでは、日本の政策レベルでは、どのような活用が想定されるか。先に述べた中央教育審議会答申では、教育コストの算定の必要性に言及していたのは「4. 高等教育改革を支える支援方策の在り方」においてである。具体的には、以下のような形で教育コストの算定の必要性が述べられている。

③必要コストの算出

各機関では、厳しい財政状況の中、十分な人件費や研究費の確保の困難、施設・設備の老朽化が要因となり、教育研究活動に大きな影響を与えかねない問題が生じているとの指摘がある。質の高い教育研究を行っていくためには、優れた教職員や学生を引き付ける環境を構築することが必要であり、そのためのコストを賄うことができる安定的な財務基盤を確立することは不可欠である。

その際、高等教育の価値が社会的に信頼されることによって、公私からの資源投入を呼び込むことができる应考虑すべきである。また、信頼を高めるのみならず、高等教育に係る費用の全体像が社会的に共有されなければ、最低限投入すべき資源量について議論することは困難である。そのため、各高等教育機関においては、教育研究の成果や効果を含め、徹底した情報公表を進めるべきである。加えて、国においては、教育・研究のそれぞれの特性を踏まえ、現在必ずしも視覚化されていない教育コストについて、現代的な高等教育機関を取り巻く環境や、より質の高い教育研究の実施も念頭に、必要となるコストを明確にした上で、それに基づき、高等教育機関全体での必要コストを算出し、社会に広くその必要性を訴えかけていくべきである⁷⁵。

したがって、高等教育に対する公私からの投資を増やしていくという文脈で、教育コストの算定結果は活用されるべきである。

さらに、中期的取組では、「教育コストの明確化と負担の仕組みの見直し」として、「授業料等の最低ライン設定や公的支援の仕組みの見直しに向けた検討」についても言及されている⁷⁶。各大学の授業料算定についても、教育コストの算定が活用されることとなる可能性がある。

この点について、検討会議では、過去の実際の支出に基づいて教育コストを算定すると、本当に必要な教育コストに基づいた算定ではなく、ぎりぎりの収益を前提とした教育コストになってしまっていること

⁷⁵ 中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」(令和7年2月21日) p.58(https://www.mext.go.jp/content/20250221-mxt_koutou02-000040400_1.pdf) (2026年3月6日閲覧)

⁷⁶ 同上 p.62

への課題が指摘された。この点、活動ベースで、真に必要な教育コストを算定した上で、必要な収益を確保していくという、経費算定と収益の逆転が必要であるという指摘が行われたところである⁷⁷。

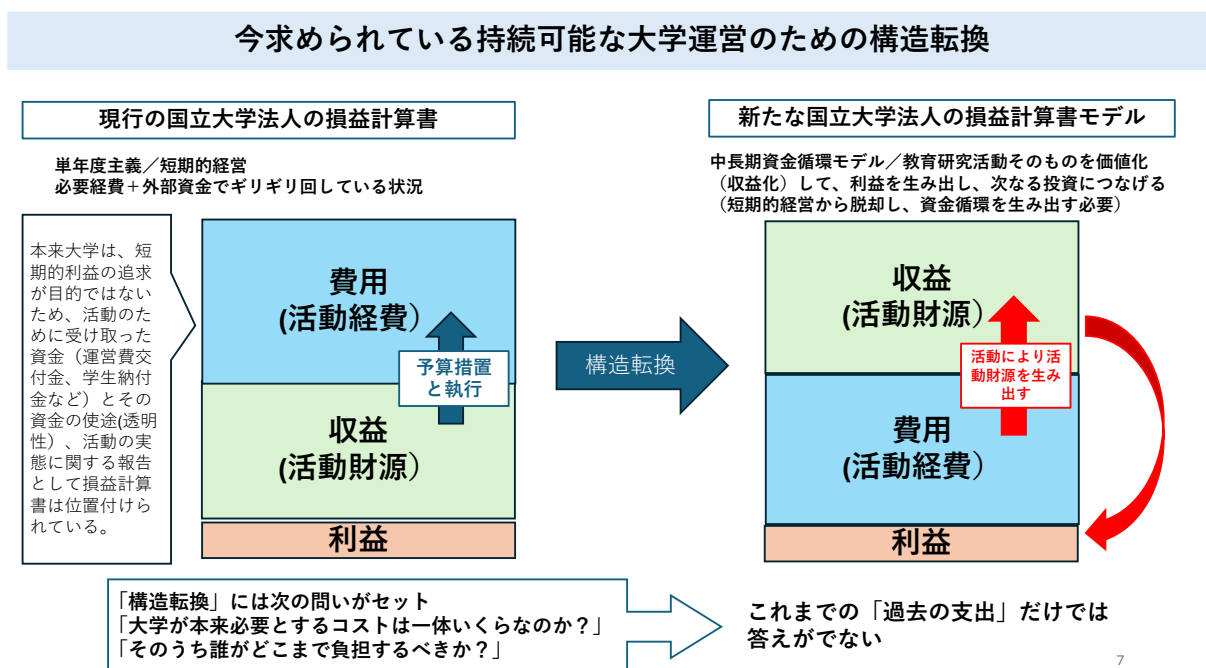


図 4-2 第 3 回検討会議 青木委員発表資料より抜粋

2) 大学レベルでの活用

次に、教育コストの算定結果を、大学レベルではどのように活用しているか。各国では、以下のとおりである。

- イギリス：学部・学科別の収支把握や経営判断、高コスト分野の教育提供体制の見直し、授業料水準や研究との資源配分の検討に活用されている。
- スイス：フルコスト計算により把握した教育コストを、学部・分野別の資源配分や教育の質保証の検討、参照コストとの比較による教育提供体制の評価に活用している。
- オーストラリア：政府補助額や補助学生数上限を踏まえ、学生受入数や分野構成の調整、教育コストを基にした内部管理指標として活用されている。
- シンガポール：政府が示す標準的教育コストを前提に、教育運営の効率化や重点分野への投資など、大学内部の資源配分判断に活用している。

⁷⁷ 検討会議では、『ファンディングからコストイング』ではなく『コストイングからファンディング』という言葉で議論や共通認識が図られた。

- アメリカ(バージニア州): 州に提出するために教育コスト構造を整理することで、大学内部でも教育活動のコスト構造の把握に活用されている。
- アメリカ(アリゾナ州): 州への財務・活動データ提出を通じて、教育コストに関する基礎的な財務状況の把握に活用されている。
- 韓国: 大学情報公示制度への対応のため、教育費や人件費等の整理・管理に活用されている。

大学レベルでは、大学内の経費利用の可視化、部局間の資源配分の可視化、部局間の予算配分の見直し、高コスト分野の教育コスト・パフォーマンスの見直し、学生受入れ数の調整、学部・研究科の分野の見直し、財務の内部管理等、政策レベル以上に多様な活用事例が見出された。

それでは、日本の大学レベルでは、どのような活用が想定されるか。検討会議では、大学の実務に踏み込んだ提言は、今回の事業の調査スコープを鑑みるに時期尚早であるとの指摘が行われたところである。特に注目されたのが、①大学の部局への説明責任とインセンティブの必要性、②教育コスト算定に係る事務負担への配慮、③既存実務(特に国公私を経常費算定における国とのやり取り、調査等)との整合性の調整の三点である。今回の事業では、これらの実態や将来のあるべき姿について、全国の大学の実態把握を行っておらず、大学等との意見交換も行っていないため、海外での活用を日本へそのまま適用することの是非を判断する段階には至っていないといえる。

しかしながら、本検討会議では、比較的長い期間、教育コスト算定の取組を行ってきた国に着目し、それらの国で行われてきた制度改正や試行錯誤の成果を日本では参照すべきであるという指摘が行われた。例えば、イギリスの TRAC では、1999 年に開発・導入されて以来、大きく制度概要や TRAC の在り方自体が変遷してきたことが今回の調査で確認された。この制度変遷の理由について、インタビュー調査では、TRAC は大学とともに開発しているため、大学側の負担もよくわかっており、コストについて完璧なデータを求めておらず、公的資金配分の説明責任を果たすという目的において合理性のあるデータを出してもらえばよいこととしている、という回答が得られた。こうした海外での検証の結果は、日本においても参考となると考えられる。

すでに今回の会議では、教育コスト算定の目的の多元化、コストの三層構造化等が解決方策として提案されているところであり、こうした提案も踏まえながら、大学レベルでの活用について検討することが期待される。

(4) 教育コストの算定を日本で行う上での留意点

海外での事例や取組を日本の教育コスト算定に適用する際の課題や論点について、上記で検討を行ってきた。最後に、さらに教育コスト算定にあたって、ハードルとなり得る課題について、以下に列挙する。

1) 教育と研究の費用上の分離の可否

今回の海外調査では、教育と研究のコスト算定は別ものとして取りまとめを行った。しかしながら、多くの国では、教育と研究のコスト算定は包括的に行われているケースも多数存在している。

日本の大学においても、教育と研究の費用を分離することは相当難しいのではないかと、という指摘が検討会議委員からは行われたところである。したがって、例えば教員人件費のコストを考える上では、時間配分調査については簡素のルールとし、按分の責任を個々の大学や教員に求めないルール設計が必要となる。しかしながら、大学によって、教員によって、担当している教育・研究実務によって、誰もが一定程度納得可能な配分ルールについて合意形成していくことは、現在の日本においては相当難しいと考えられる。

この問題に対しては、時間配分調査ではなく、活動ベースでの経費計上を行うことも解決策の一つとなる。しかしながら、このときには、既に述べたような将来コストや戦略的なコストを組み込む形としなければ、ぎりぎりの財政状況の中の教育費の「過去の支出」ベースで算定することによる弊害が発生してしまう。

2) 設置者別の実務上の壁

本検討会議では、国立大学と私立大学の財務の現場に精通した委員にご参画いただいた。その中で、設置者別の大学では、財務の実務において共通の部分と、全く異なる部分の両方があり、その両者への目配りが必要であるという指摘が行われた。

例えば、国立大学協会等で蓄積されたコスト可視化の枠組みは、国立大学が中心になって行われた試行であり、私立大学側では類似の取組はまだ存在していない。したがって、海外の事例を日本へ適用する際には、設置者別の実務の実態を考慮した上で、導入の段階を設置者別に分けて検証するなどの試行が必要となる。これは公立大学についても、同様に必要な検証となると考えられる。

3) 既存の法令や現行の予算制度との整合性

検討会議では、既存法令や現行の予算制度との整合性も重視すべき論点として指摘された。例えば、令和7年度には、改正私学法への対応として、学校別セグメント情報の整備がようやく進み始めた段階であるという。

この段階で、活動ベースの教育コスト算定を大学に求めると、コスト算定の精度低下や既存統計との二重計上を招く恐れが指摘された。したがって、新手法を一律に導入するのではなく、既存の補助金算定実務と整合性を取る形で、段階的に検討を進める必要がある。このことは、諸外国での制度変遷からも、示唆される論点である。

教育コスト算定プロセスの実務的ボトルネック ～TRAC手法を踏まえた私立大学の現実～

① 国立大学法人との実務的差異 国立大学協会等で蓄積されたコスト可視化の枠組みは、私立大学には十分な実務蓄積がありません。特にTRACに基づく人件費の時間配賦は、算定根拠の客観性確保が難しく、私学実務では最大のボトルネックとなることが見込まれます。					
② 改正私学法対応との整合性・二重負担リスク 令和7年度改正私学法への対応として、学校別セグメント情報の整備がようやく進み始めた段階です。この時期に活動別(教育・研究)細分化を追加すると、精度低下や既存統計との二重計上を招く恐れがあります。					
③ 実務的提言(制度設計への含意) 新手法の一律導入ではなく、既存の補助金算定実務を基盤とした段階的検討が望まれます。信頼性と継続性を重視した制度設計が、現場での定着を左右すると考えます。					
<table border="1"><tr><th>TRACの想定プロセス</th></tr><tr><td>財務データ → 活動別整理 → 人件費・共通経費配賦 → 教育コスト集計</td></tr></table>	TRACの想定プロセス	財務データ → 活動別整理 → 人件費・共通経費配賦 → 教育コスト集計	<table border="1"><tr><th>文化学園(日本の私学)の課題</th></tr><tr><td>△ 人件費配賦の客観性 △ セグメント制度との重複 △ 既存の統計調査との二重作業化</td></tr></table>	文化学園(日本の私学)の課題	△ 人件費配賦の客観性 △ セグメント制度との重複 △ 既存の統計調査との二重作業化
TRACの想定プロセス					
財務データ → 活動別整理 → 人件費・共通経費配賦 → 教育コスト集計					
文化学園(日本の私学)の課題					
△ 人件費配賦の客観性 △ セグメント制度との重複 △ 既存の統計調査との二重作業化					

TRACの考え方は有益な視点ですが、私たち私立大学では制度環境の違いを踏まえ、既存実務を基盤とした段階的導入が不可欠です。

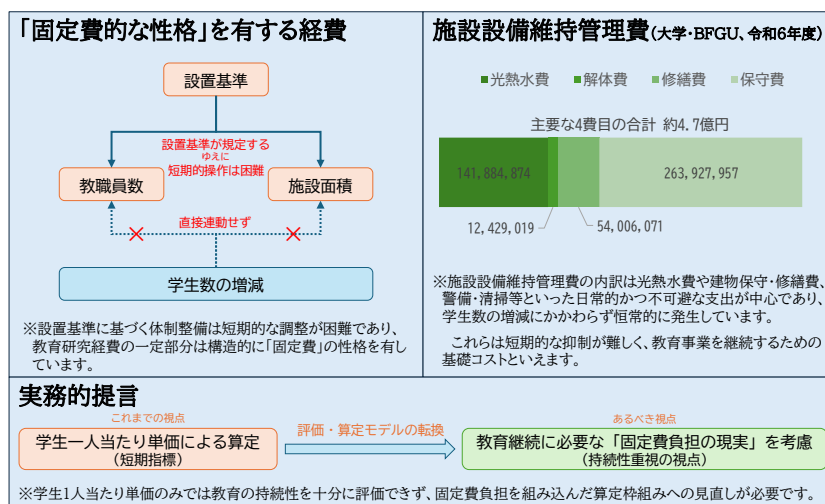
8

図 4-3 第3回検討会議 菅原委員発表資料より抜粋

4) 学生数に連動しにくい教育関連経費の構造への理解

教育コストは、学生数の増減に必ずしも連動しにくい要素も含まれていることにも指摘があった。教育コストを考えるためには、学生数に連動しにくい経費の存在を洗い出し、それらについての算定は学生数連動ではないフォーミュラを用意するなどの算定モデルが必要となる。

学生数に連動しにくい教育関連経費の構造 ～設置基準と施設維持費から見た実務的現実～



教育コストの評価には、学生数に連動しにくい経費の存在を前提とした算定モデルが不可欠です。

10

図 4-4 第 3 回検討会議 菅原委員発表資料より抜粋

5) 積み上げではなく、法人の中長期の経営計画を基盤とした教育コスト算定

すでに述べた教育コストの三層構造の提言とも深く関連するが、教育コストを適切に算定するためには、個々の学部・研究科単位で積み上げる形での算定だけではなく、大学法人の中長期の経営計画を基盤とした算定も必要となる。

現在は、大学法人の中長期の経営計画は単年度の収益と厳密に連動させて各大学で管理されていないのが現状である。大学の経営と連動した財務マネジメントは、国公私を問わず、大学実務の中では十分な実践が積み込まれていない。この点については、大学の経営とは何か、という相当に大きな問いでもあり、コスト算定との連動も視野に入れながら、大学において戦略的な経営計画を策定することが必須となる。

将来の教育コスト算定における合理的アプローチ ～中長期財務計画を基盤とした制度設計～

文化学園の取り組み

- ◆ 法人の経営責任の下、将来の学生数予測(主要な資金収入要素)を踏まえた人件費・設備投資を含む中長期財務計画を策定しています。

文化学園における中長期財務計画の作成プロセス (略図)

① 学生数の見通し
入学定員 / 志願動向 等

→

② 教育体制の計画
教職員数 / 組織再編 等

→

③ 施設・設備計画
保守計画 / 更新計画 等

→

④ 事業収支見通し

→

⑤ 資金収支見通し

※本学では、将来の学生数見通し(主要な資金収入要素)を起点に、人件費・施設投資・資金収支までを一体的に整理した中長期財務計画を策定しています。
教育コストの将来推計は、こうした法人責任に基づく計画を活用する方が、学部別の積上げより実務的・安定的と考えます。

- ◆ 令和6年度決算においても、資金・事業活動収支の中長期見通しを整理しています。

制度設計への提言(将来コスト推計)

- ◆ 教育コストの将来推計は、学部単位の不確実な積上げ算定を一律に求めるのではなく、法人の経営責任に基づき策定された中長期財務計画を基盤とすることが望ましいと考えます。
- ◆ 学生数見通し、人件費計画、施設更新計画、資金収支見通しが連動した法人計画を、制度上の主要な算定根拠として位置づけることが合理的と考えます。
- ◆ 各法人の計画策定プロセスの透明性を確保した上で、比較可能性を担保するための共通様式を整備されることが望ましいと考えます。

将来教育コストの算定に当たっては、学部別の検討と併せて、法人の中長期財務計画を基盤とする方法も有効と考えられます。

11

図 4-5 第 3 回検討会議 菅原委員発表資料より抜粋

なお、海外を参考にしながら日本において教育コスト算定を導入する場合には、全国的に一律に進めるのではなく、教育コスト算定へのニーズが高い大学から取組を開始し、それらの大学における実効性を確認しながら進めていくことが望ましいといえる。

「高等教育機関の教育コスト算定基準に関する調査研究」報告書

2026年3月

株式会社三菱総合研究所
組織・人材戦略本部
TEL 03-6858-3592
